

草加市地域防災計画

＜震災対策編＞

(第2章 震災予防計画)

第1章
総則

第2章
震災予防計画

第3章
震災応急対策計画

第4章
臨時情報
発表に伴う
地震
措置計画

第5章
最悪事態
シミュレ
ーション
への対応

第1章
総則

第2章
震災予防計画

第3章
震災応急対策計画

第4章
臨時情報
発表に伴う対応
措置計画

第5章
最悪事態（シビア
シナリオ）への対応

目 次

第2章 震災予防計画

第1節 自助、共助による防災力の向上	震-2-1
1 自助による市民の防災力向上	震-2-1
2 防災訓練の充実	震-2-4
3 自主防災組織の育成強化	震-2-4
4 消防団活動の活性化	震-2-6
5 企業防災の促進	震-2-6
6 ボランティア等の活動支援体制の整備	震-2-7
7 地区防災計画の策定支援	震-2-12
第2節 災害に強いまちづくりの推進	震-2-13
1 防災都市づくり	震-2-13
2 建築物の耐震化と安全対策の推進	震-2-17
3 不燃化等の促進	震-2-20
4 オープンスペース等の確保	震-2-21
5 河川の災害対策	震-2-23
6 液状化対策	震-2-23
7 地震火災等の予防	震-2-23
8 危険物施設等の安全対策	震-2-24
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	震-2-25
1 道路及び橋りょうの震災予防対策	震-2-25
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	震-2-26
3 鉄道の震災予防対策	震-2-27
4 ライフライン施設の安全化	震-2-27
第4節 応急対応力の強化	震-2-30
1 応急活動体制の整備	震-2-30
2 防災拠点等の整備	震-2-32
3 消防力の充実強化	震-2-33
4 救急救助体制の整備	震-2-34
5 被災者の生活再建支援策の充実	震-2-34
6 被災建築物応急危険度判定体制の整備	震-2-38
7 被災度区分判定実施体制の整備	震-2-38
8 被災宅地危険度判定体制の整備	震-2-38
9 相互応援の体制整備等	震-2-40
10 受援計画	震-2-41
第5節 情報収集・伝達体制の整備	震-2-48
1 情報収集・伝達体制の整備	震-2-48

2 情報通信施設の整備充実.....	震-2-51
第6節 医療救護等対策.....	震-2-54
1 医療救護体制の整備.....	震-2-54
2 遺体の埋・火葬のための資材、火葬場の確保.....	震-2-59
3 防疫・保健衛生対策.....	震-2-59
4 感染症予防対策.....	震-2-61
第7節 帰宅困難者対策.....	震-2-62
1 帰宅困難者対策の推進.....	震-2-62
2 帰宅困難者への支援.....	震-2-63
3 一時滞在施設の確保.....	震-2-65
4 企業等における対策.....	震-2-65
5 小・中学校、保育園・児童クラブ等における対策.....	震-2-66
6 訓練への参加.....	震-2-66
第8節 避難対策.....	震-2-67
1 避難施設の選定と確保.....	震-2-67
2 防災上重要な施設の避難計画.....	震-2-75
3 指定避難所における生活環境の確保.....	震-2-76
4 避難誘導体制の整備.....	震-2-76
5 広域避難に係る体制の整備.....	震-2-76
6 市民への周知.....	震-2-77
7 避難所外避難者対策.....	震-2-77
第9節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策.....	震-2-78
1 要配慮者全般の安全対策.....	震-2-78
2 避難行動要支援者の安全対策.....	震-2-80
3 社会福祉施設入所者等の安全対策.....	震-2-83
第10節 物資供給・輸送・移送等対策.....	震-2-85
1 飲料水の供給体制の整備.....	震-2-85
2 食料の供給体制の整備.....	震-2-87
3 生活必需品の供給体制の整備.....	震-2-89
4 防災用資機材の備蓄.....	震-2-90
5 緊急輸送体制の整備.....	震-2-93
第11節 災害廃棄物処理体制の整備.....	震-2-96
1 災害廃棄物処理体制の整備.....	震-2-96
2 し尿処理体制の整備.....	震-2-99
第12節 市民生活の早期再建.....	震-2-101
1 応急住宅対策.....	震-2-101
2 動物愛護.....	震-2-104

3	文教対策.....	震-2-108
第13節	復興準備・推進体制の確立.....	震-2-109
1	復興準備体制の確立.....	震-2-109
2	復興推進体制の確立.....	震-2-112

第1章
総則

第2章
震災予防計画

第3章
震災応急対策計画

第4章
臨時情報
発表に伴う対応
措置計画
南海トラフ地震

第5章
最悪事態（シビア
ンディシヨ）への対応

第2章 震災予防計画

第1章
総則

第2章
震災予防計画

第3章
震災応急対策計画

第4章
臨時情報
発表に伴う対応
措置計画
南海トラフ地震

第5章
最悪事態（シビア
ンディシヨ）への対応

第1節 自助、共助による防災力の向上

方策	担当部署
1 自助による市民の防災力向上	危機管理課、指導課、草加八潮消防組合
2 防災訓練の充実	危機管理課、草加八潮消防組合
3 自主防災組織の育成強化	危機管理課
4 消防団活動の活性化	草加八潮消防組合
5 企業防災の促進	危機管理課、産業振興課
6 ボランティア等の活動支援体制の整備	みんなでまちづくり課、市社会福祉協議会
7 地区防災計画の策定支援	危機管理課、みんなでまちづくり課

基本方針

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、「地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む」という「共助」の考え方である。

市民等は、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、「初期消火を行う」「近隣の負傷者及び要配慮者を助ける」「避難場所や避難所で自ら活動する」あるいは「市等が行っている防災活動に協力する」など防災・減災への寄与に努めることが求められる。

市は、公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織、避難所運営委員会や事業所等における防災組織等の整備、地域における防災活動の活性化等を推進する。また、防災教育のより一層の推進や市民の自発的な防災学習を推進する環境整備を図る。

1 自助による市民の防災力向上

市は、「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の取組を促進する。

(1) 災害に関する各種資料の収集・提供

市は、過去に起こった大震災の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、大震災に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。さらに、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

(2) 市民向けの普及・啓発

① 草加市ハザードマップの周知

市では、洪水災害と地震災害について、被害想定図等の災害情報や避難所等の防災関連情報を掲載したハザードマップを作成し、全世帯に配布しており、本マップの周知徹底により防災知識の普及を図る。

② 講演会等の開催

市では、講演会等の開催により、市民への防災知識の普及及び防災意識の啓発に

努めており、今後も防災に関する講演会、出前講座の継続的開催に努めるとともに、地区別懇談会、避難所運営委員会等における住民同士の交流を通じて、防災について話し合い、理解を深める機会の提供に努める。

③ 市ホームページ、広報紙等による普及

市ホームページ、「広報そうか」や各種媒体を活用し、防災知識の普及・啓発を行う。

④ 防災訓練等による啓発

防災訓練や避難所運営訓練等の機会を捉えて、市民の防災知識及び災害対応力の向上を図る。

⑤ 学校教育における防災教育の推進

市及び市教育委員会では、災害時の活動主体者としての人材育成を目標に、児童・生徒の発達や習熟度の段階に応じて、必要な知識を身に付け主体的に行動する姿勢を引き出せるよう、防災学習、防災訓練等の防災教育を推進する。

ア 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、防災専門家や災害体験者等の講演、避難訓練及び地震体験車等による防災教育を実施する。

イ 教科等による防災教育

小・中学校における各授業を通して、地震災害の仕組みや自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策及び災害時の正しい行動と災害時の危険等について、効果的な教材等を活用して教育を行う。

また、児童・生徒が防災を自分たちの問題として認識し、適切な判断・行動ができるよう、地域の防災点検や地震疑似体験等の体験学習を実施する。

ウ 教職員に対する防災研修

地震等の災害時の教職員の取るべき行動とその意義、児童・生徒に対する防災教育の要領、負傷者の応急手当要領、火災発生時の対応要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項について研修を行い、その内容の周知徹底を図り、地震災害等に対する教職員の対応能力の向上に努める。

⑥ 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、市は、緊急地震速報の普及・啓発に努めるとともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知に努める。（震源に近い地域では、緊急地震情報が強い揺れに間に合わず、揺れが起きてから情報が発表される場合がある。）

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

⑦ 高年者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高年者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第1章 総則
第2章 震災予防計画
第3章 震災応急対策計画
第4章 臨時情報 南海トラフ地震 発生に伴う対応 措置計画
第5章 最悪事態への対応 シミュレーション

(3) 自助の強化

① 防災意識の向上

市民は、市等が実施する防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

② 家庭内の三つの取組＋携帯トイレ備蓄の普及

市民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

ア 家具の配置や就寝場所等を見直し、家具類の転倒、落下及び移動による被害を未然に防止する。

イ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の緊急時の連絡手段を確認する。

ウ 家庭内で、食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行う（最低3日間分を目標、1週間分を推奨）。特に、飲料水や食料等を普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を生活習慣に加えるなど、効果的かつ効率的な備蓄を実践する。

エ 災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

③ 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、家庭、事業者など主体ごとに防災の視点から点検を実施する。

主な点検例

各主体	点検事項
家庭	・家具や家電製品などの転倒による被害防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居・ブロック塀等の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話し合い ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認
事業所	・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物・ブロック塀等の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物施設の安全点検
自主防災組織	・地域の危険性の把握 ・高年者・障がい者等の要配慮者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄（防災資機材、備蓄品）の点検 ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所、避難経路や避難所の確認・点検
学校	・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施

各主体	点検事項
	・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況

④ 地震保険の普及啓発

被災者の住宅再建にとって地震保険の利用は有効な手段の一つとなるため、市は、保険制度の普及啓発に努める。

2 防災訓練の充実

(1) 自主防災組織等の訓練

- ① 自主防災組織や町会・自治会等は、市、草加八潮消防組合、草加市消防団と連携して、自主防災訓練を実施する。
- ② 市は自主防災組織が地区防災計画に基づき、特に要配慮者に対する訓練を実施する際には、必要な支援を行うよう努める。

(2) 事業所（防火管理者）の訓練

学校、病院、工場、事業所、大型店舗及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的実施する。

また、地域の一員として、市、草加八潮消防組合、草加市消防団等が行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 自主防災組織の育成強化

(1) 自主防災組織等の充実・強化

大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、市や防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出・救護や避難、出火防止、初期消火等を行う必要がある。

市では、町会・自治会組織を軸とした自主防災組織等の活動を推進・支援する事業を実施し、約140の自主防災組織が活動している。今後も、自主防災組織等の育成及び活動の強化を図り、町会・自治会等との連携を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

なお、今後、自主防災組織員の高齢化による防災活動の担い手不足が懸念されることから、若者や女性の活動への参画促進を図る必要があり、広報紙等による自主防災組織の活動内容の紹介や地域住民が楽しみながら防災意識の高揚を図り、主体的に防災活動に取り組めるよう、地域のイベント等に防災の観点を盛り込むなどの環境づくりを推進する。

自主防災組織の活動内容

平常時	・ 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティ醸成 ・ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発 ・ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・ 防災用資機材の購入・管理等 ・ 地域の把握（例：危険箇所の把握、要配慮者の把握等）
発災時	・ 初期消火の実施 ・ 情報の収集・伝達の実施 ・ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・ 避難行動要支援者の安否確認・救助 ・ 集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意） ・ 要配慮者の保護・安全確保 ・ 避難所の開設・運営（例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

(2) 自主防災組織等の組織化の推進

① 自主防災組織等の組織化の推進

市は、自主防災組織が結成されていないコミュニティでの組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、次に示すように、各コミュニティの実情に応じて、活動の継続・強化に当たり最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

自主防災組織の編成に当たっての留意点

- ・ 町会・自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど、地域に適した単位にする必要がある。（特に、マンション居住者による町会・自治会等への参加が必要不可欠である。）
- ・ 昼・夜間及び休日・平日等においても活動に支障のないよう組織を編成する。

② 活動の充実・強化

- ア 市は、自主防災組織の育成・強化を図るため、防災講習会等の機会を活用し、自主防災組織のリーダー育成や女性の活動への参画、女性リーダーの育成を促進する。
- イ 市は、自主防災組織の活動を支援するために、必要な防災資機材の整備や技術的な支援を行う。
- ウ 市は、市職員や自主防災組織の防災に関する知識・技術の習得を支援するため、市職員や自主防災組織を対象とした、国、県及び市等が実施する自主防災活動に関する研修会や訓練等への参加を促進する。

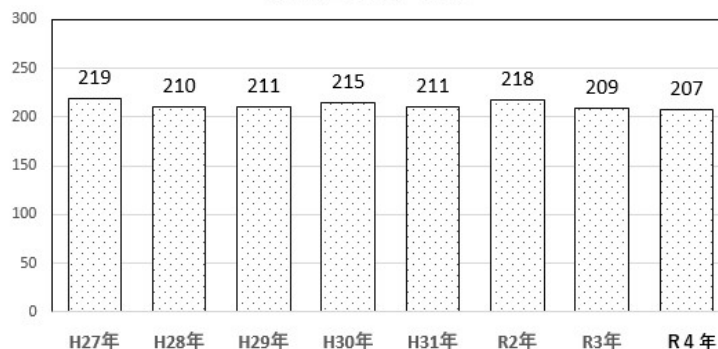
4 消防団活動の活性化

草加八潮消防組合は、火災発生時における活動はもとより、大規模自然災害の発生時において大きな力を発揮し、地域に密着した防災組織として重要な役割を担う消防団を充実させるため、草加市消防団と連携し、消防団活動の活性化に努める。また、市では草加八潮消防組合と協力の上、自主防災組織等の地域における防災活動体制の構築に向けた取組の一環として、消防団活動に関する広報活動等を進める。

消防団活動の活性化のための取組

- ・ 消防団員の確保
- ・ 地域住民、被雇用者（サラリーマン）、若者、女性が消防団活動しやすい環境整備
- ・ 車両、施設、装備の整備充実、教育訓練の充実 等

消防団員数の推移



資料：草加八潮消防組合、各年4月1日現在

（注）草加市消防団のみの数値

5 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割を認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練、設備の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせ

るための適切な措置を講ずるよう努める。

市は、企業を地域コミュニティを担う一員として捉え、地域の防災訓練等へ参加呼びかけや防災に関するアドバイス等を行う。

企業における具体的な取組内容は、次のとおりである。

企業の防災対策（例）

- ・ 業務継続計画（BCP）の策定
- ・ 防災体制の整備
- ・ 飲食物・物資等の備蓄
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 設備の耐震化
- ・ 地域の防災訓練等への協力・応援
- ・ 帰宅困難者対策の実施 等

6 ボランティア等の活動支援体制の整備

大規模な地震が発生した場合に、埼玉県災害ボランティアネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備しておくことが重要である。

市では、おおむね災害発生時から24時間以内に災害ボランティアセンター設置の判断を行い、設置する場合は、災害発生からおおむね72時間以内に運営を開始できるよう体制を整える。

(1) 災害ボランティアの育成

① 災害ボランティアに関する普及啓発

市は、防災イベント等の機会等を活用し、災害ボランティアに関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO等にボランティア活動への参加を呼びかける。

② 災害ボランティア登録制度の周知

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアとして活動を希望する個人及びグループを対象として、災害ボランティアに関する情報を提供し、必要に応じて研修を実施する。

また、市は、市社会福祉協議会と連携し、市民に対し、パンフレット及び広報等により災害ボランティア登録制度について周知を図り、積極的に登録の呼びかけを行う。

(2) 受入体制の整備

市は、大規模な災害時に、ボランティア団体等を円滑に受け入れるために、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制を整備する。

(3) 各種関係団体との協力体制の整備

市は、市民ボランティア及び専門職ボランティア等の各種関係団体と、災害時に連携

して応急対策が行えるよう、防災に関する啓発活動や防災訓練の実施を通じて連絡を密にしておく。また、ボランティア団体との間に非常時の情報伝達体制を構築するなど、平素からボランティア関係団体とのネットワーク化を図るよう努める。

(4) 災害ボランティア活動例

主に一般ボランティアに要請する活動

- ・ 生存者の救出
- ・ 負傷者の応急手当及び避難所、病院等への搬送
- ・ 避難所運営
- ・ 炊き出し、飲料水の運搬等
- ・ 救援物資の配分及び運搬等
- ・ 安否確認業務
- ・ 要配慮者の日常生活の介助業務
- ・ 生活関連情報の収集及び被災地への提供
- ・ その他の情報収集、広報活動、復興支援等

主に専門職ボランティアに要請する活動

- ・ 生存者救出活動への協力（建設業者等）
- ・ 医療支援（医師、看護師、薬剤師等）
- ・ 広報広聴活動への協力（外国語通訳、手話通訳）
- ・ 救援物資等の運送及び配分（運送事業者等）
- ・ 道路の応急復旧活動、公共施設等の応急復旧作業（建設業者等）
- ・ 建物の応急危険度判定調査（建築士、応急危険度判定士）
- ・ 避難所における健康管理（保健師、看護師、栄養士）
- ・ 法律相談、税務相談等（弁護士、行政書士、税理士、その他各士業従事者）
- ・ 要配慮者等の支援（介護福祉士、介護支援専門員、保育士）
- ・ こころのケア（精神保健福祉士、臨床心理士）
- ・ 情報・通信支援（マチュア無線技士、特殊無線技士）

(5) 草加市災害ボランティアセンター

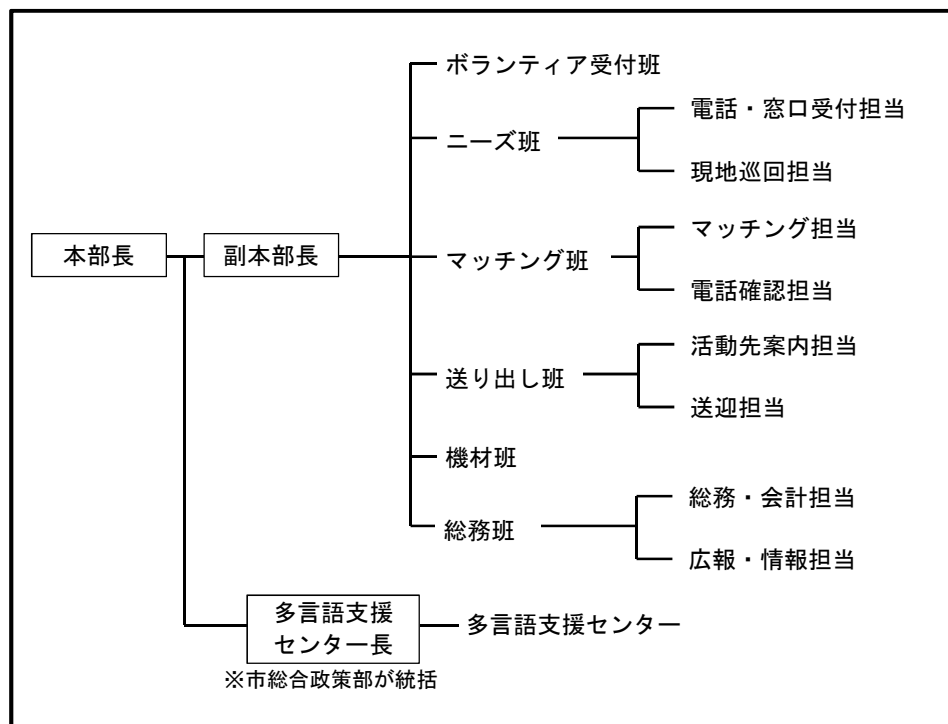
震災時に、被災者及び被災地支援のためのボランティア活動が効果的、効率的に行われるよう、市及び市社会福祉協議会は協力し、「草加市災害ボランティアセンター」を開設する。

「草加市災害ボランティアセンター」の設置場所及び主な活動は、次のとおりである。なお、市は、草加市文化会館が被災した場合に備え、代替施設について検討しておく。

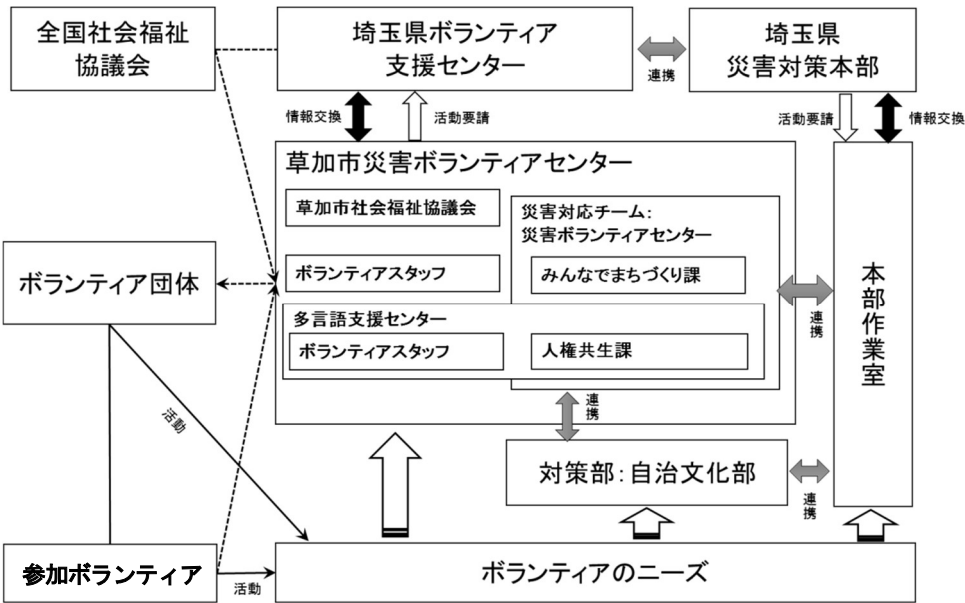
「草加市災害ボランティアセンター」の概要

設置場所	草加市文化会館 1階フリースペース・レセプションルーム・ワーキングルーム 2階音楽室・第2会議室 ※当該施設が被災して設置が困難な場合、市は代替りの場所を確保する。
運営主体	草加市（自治文化部、市社会福祉協議会）
主な活動	・災害ボランティアの登録受付及び派遣調整 ・災害対策本部からの要請に基づき、避難所等への災害ボランティア派遣 ・災害対策本部等からの情報に基づき、ボランティアを必要としている場所に必要とされている能力を持つ災害ボランティアを派遣 ・ボランティア活動保険の加入手続
設置期間	ボランティア活動要請状況に応じて対応し、おおむね6か月を想定

「草加市ボランティアセンター」の組織図



発生時のボランティア活動の関係図



「草加市災害ボランティアセンター」の運営

統括責任者 (本部長)	① 本部長 統括責任者として本部長を置き、草加市社会福祉協議会の事務局長が本部長を担う。 ② 副本部長 本部長を補佐するため、副本部長を置き、自治文化部みんなでまちづくり課課長補佐が副本部長を担う。なお、本部長が不在の場合は、副本部長が統括責任者を代理する。 ③ 多言語支援センター長 多言語支援センターの責任者として多言語支援センター長を置き、総合政策部人権共生課職員が多言語支援センター長を担う。
スタッフ	・草加市災害ボランティアセンタースタッフは、本部長の判断により必要な人員の確保を行う。 ・草加市社会福祉協議会に登録したボランティアの中から同協議会が選任したスタッフボランティアをセンタースタッフとして配置する。
ボランティア コーディネーター	・ボランティアコーディネーターは、ニーズの取りまとめ、募集対象の決定、派遣先・派遣人数の調整等の業務を行う。 ・ボランティアコーディネーターは、ボランティア団体の長又は草加市社会福祉協議会のボランティア担当者並びに草加市社会福祉協議会が選任する者を充てる。
多言語支援センタ ーとの連携	・多言語支援センターは、草加市災害ボランティアセンターの中に設置し、総合政策部（人権共生課）が統括する。
組 織	・草加市災害ボランティアセンターの組織は、前記の組織図をたたき台とし、草加市及び草加市社会福祉協議会の職員（以下、「スタッフ」という。）が協議の上、決定する。 ・なお、時間の経過による被災者の状況変化を勘案し、適宜、組織を見直すこととする。
運営に係る手順	・ボランティアセンターの運営に関する手順等は、別途、災害ボランティアセンターに係るマニュアルにおいて定める。

ボランティアの派遣について

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、不足するボランティア人員の動員を図る。

被災者のニーズの把握	災害ボランティアセンター（草加市又は草加市社会福祉協議会）は、本部作業室を通じて避難所や活動現場からのニーズを把握し、ボランティアの人員に不足が生じたときは、埼玉県ボランティアセンターに伝達する。
募 集	災害ボランティアセンターは、埼玉県ボランティアセンターを通じ、報道機関の協力を得て、必要なボランティアを募集する。
受入れ	災害ボランティアセンターは、多数のボランティアを受け入れるに当たり、次の受入れ活動を行う。 ① 多数のボランティアを受け入れるため、民間のボランティア（センター・団体）と連携を図る。 ② 本部作業室と連携しながら、ボランティア（団体）に対する活動拠点を検討・決定し、指示する。 ③ ボランティア保険の加入（ボランティア活動希望者の受付登録は、ボランティア保険に加入していることを条件とする）受付を行う。 ④ 本部作業室と連携しながら、避難所情報、物資情報、交通情報を収集・整理し情報提供を行う。 ⑤ ボランティア名簿を作成する。なお、特殊技能を有するボランティアは、本部作業室と連携しながら、それぞれの担当機関・団体で受入れ体制を整えてもらうよう調整する。 ⑥ 本部作業室と協力し、被災者ニーズ、ボランティアなどの各種情報の収集・提供・管理に当たり、適正に個人情報を取扱う。
ボランティアに対する支援活動	災害ボランティアセンターは、災害ボランティアに対し、次の支援活動を行う。 ① ボランティア自身に対する各種相談 ② 行政やボランティア同士の連携強化 ③ 事務用品の提供

(6) 災害ボランティア活動の環境整備

市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検証するなど、その活動環境の整備を図る。

7 地区防災計画の策定支援

市民、自主防災組織、避難所運営委員会、町会・自治会、事業所等による地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

また、市民による防災活動を、地区計画等の都市計画制度を活用したまちづくりと連動させていくことで、防災まちづくりを推進する。

(1) 市民等による地区防災計画の策定支援

市民、自主防災組織、避難所運営委員会、町会・自治会、事業所等が地区における防災力向上のため、協働して地区防災計画の策定を検討している場合、市は、該当する地区で想定される災害について、共に検討し、地区の特性に応じた項目が盛り込めるよう支援を行う。

(2) 地区防災計画の提案手続

市は、市民、自主防災組織、避難所運営委員会、町会・自治会、事業所等から提案された地区防災計画を受け付け、その取組を市民等に周知する。

また、市防災会議が必要と認めた場合は、市の地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

方策	担当部署
1 防災都市づくり	都市計画課、開発審査課
2 建築物の耐震化と安全対策の推進	建築安全課、危機管理課、資産活用課、公共建築課、保育課、学校施設課、草加八潮消防組合
3 不燃化等の促進	都市計画課
4 オープンスペース等の確保	都市計画課、みどり公園課
5 河川の災害対策	河川課
6 液状化対策	危機管理課
7 地震火災等の予防	危機管理課、草加八潮消防組合
8 危険物施設等の安全対策	危機管理課、草加八潮消防組合

基本方針

地震による人的・物的被害を最小限に止めるため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

1 防災都市づくり

(1) 基本的な方針

地震による人的・物的被害を最小限に止めるため、都市計画マスタープランや都市計画事業等に、防災再開発促進地区や安全な住まい・まちづくりに係る施策等を位置付けることで、計画的な市街地の整備を推進する。

都市における震災の予防に関する基本的な方針

① 基本的な考え方

東日本大震災や近年増え続ける豪雨災害などの大規模な災害から「ハード整備の可能性と限界」を再認識し、これまで以上にハード・ソフト対策の連携を図り、従来からの「減災」による市民の命や財産などを守る対策に取り組む。また、いつ発生するか分からない災害に備えて、災害時対応力の向上に関する取組や、被災後に進める復興対策の基本方針を、「復興準備」として新たに位置づけ、災害に強いまちづくりを進める。

② 基本的方針

ア 減災

災害発生時のリスクを事前に減らすとともに、災害時にも都市機能が維持できるまちにする。

イ 復興準備

減災の取組に加え、万が一被災した場合でも適切かつ円滑に復興できる状況をつくる。

③ コミュニティに着目したまちづくり戦略

防災を含めたまちづくりを戦略的に取り組むため、4つの項目（「超高齢社会への対応」、「人口減少への対応」、「災害に強いまち」、「コミュニティ」）をまちづくり戦略として位置付ける。

特に、コミュニティを考慮したまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランで定めた地区別方針に基づき、コミュニティブロックごとの行動計画として「コミュニティプラン」を、市民、町会・自治会、市民団体、民間事業者、行政等が協働で作成する。

(2) 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

① 土地利用の規制・誘導

草加市都市計画マスタープラン等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法等の個別法を有効に運用して、土地利用の適正な規制を行うことにより、「持続可能性」と「安心」を備えたまちづくりを誘導する。

② 用途地域の用途純化

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域の指定に基づく建築物の用途純化を誘導し、地震発生時の火災発生及び拡大要因の除去を図る。

用途地域指定状況

(令和4年(2022年)4月1日現在)

用途地域		面積 (ha)	構成比 (%)
住居系	第1種低層住居専用地域	約 114.5	4.6
	第2種低層住居専用地域	約 6.8	0.3
	第1種中高層住居専用地域	約 891.1	35.6
	第2種中高層住居専用地域	約 81.3	3.2
	第1種住居地域	約 579.1	23.1
	第2種住居地域	約 159.3	6.4
	準住居地域	約 66.6	2.7
	(小計)	(約 1,898.7)	(75.9)
商業系	近隣商業地域	約 35.2	1.4
	商業地域	約 74.9	3.0
	小計	(約 110.1)	(4.4)
工業系	準工業地域	約 302.1	12.0
	工業地域	約 114.4	4.6
	工業専用地域	約 76.7	3.1
	小計	(約 493.2)	(19.7)
計		約 2,502.0	100.0

資料：都市計画課

③ 土地情報の整備

市は、適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。

(3) 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進するとともに、各種都市計画を活用し、市街地の整備を推進する。

① 土地区画整理事業

道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を促進する。

土地区画整理事業一覧

(令和4年(2022年)4月1日現在)

地 区 名	面積 (ha)	事業期間
草加工業開発土地区画整理事業(埼玉県)	105.6	S38～S40
草加八潮工業開発土地区画整理事業(埼玉県)	46.9	S40～S43
瀬崎町土地区画整理事業(組合)	50.4	S41～S56
谷塚町土地区画整理事業(組合)	12.0	S49～S60
谷塚上町土地区画整理事業(組合)	2.3	H元～H5
稲荷町土地区画整理事業(草加市)	54.5	S47～H8
遊馬町土地区画整理事業(組合)	3.1	H6～H12
氷川町(草加駅西側)土地区画整理事業(草加市)	34.1	S49～R7 (予定)
新田西部土地区画整理事業(草加市)	145.9	S61～R7
手代町土地区画整理事業(組合)	16.3	H元～H16
谷塚仲町土地区画整理事業(組合)	1.4	H8～H14
遊馬町第二土地区画整理事業(個人)	0.9	H19～H20
新田駅西口土地区画整理事業(草加市)	10.6	H22～R15
新田駅東口土地区画整理事業(草加市)	6.3	H25～R13
合計面積 (ha)	490.3	

資料：都市計画課

② 市街地再開発事業

低層で老朽化した建物が密集し、公共施設が不足していることなどにより、生活環境が悪化した既成市街地について、市街地再開発事業を行い、敷地の共同利用・高度利用により、建築物の不燃化・共同化を行うとともに、道路、広場等のオープンスペースを確保し、快適で安全な市街地を創出している。

市街地再開発事業一覧

(令和4年(2022年)4月1日現在)

事 業 名	面積 (ha)	事業期間
草加駅東口第一種市街地再開発事業(草加市)	約2.3	S62～H3
谷塚駅東口地区第一種市街地再開発事業(組合)	約1.8	S59～H6

資料：都市計画課

③ 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び市民の防災に対する意識向上を推進する。

④ 密集市街地の改善及び拡大の防止

密集市街地(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年(1997年)法律第49号)第2条第1号に規定する密集市街地)の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。

⑤ 地区計画等の活用

- ア 地区計画の指定による道路用地、公園用地の確保、建築物の用途純化により、一体的な整備を行うことで災害に強い市街地整備を誘導する。
- イ 市内でも比較的建物が密集し、狭い道路も多く建物倒壊被害が集中すると予測される地区を中心に、建築物の自律的な建替えを誘導するため、街並み誘導型の地区計画の活用を視野に入れ、建築物の建替え促進を検討する。

地区計画の実施状況

(令和5年(2023年)2月1日現在)

地 区	面積 (ha)	都市計画決定
獨協大学前<草加松原>駅西口駅前広場周辺地区	約 3.6	H 7. 2. 14
新田西部地区	約 145.9	H 7.12. 22
稲荷一丁目地区	約 5.9	H18. 3. 31
獨協大学前<草加松原>駅西側地区	約 54.0	H21. 8. 12
新田駅東口地区	約 9.5	H28.12. 12
草加柿木産業団地地区	約 22.1	H30. 4. 3
合計面積 (ha)	約 241.0	

資料：都市計画課

⑥ 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

(4) 公共土木施設の耐震補強の推進

市は、公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事に当たっては、緊急輸送道路を優先的に実施する。

(5) 社会資本の老朽化対策の推進

市は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（長寿命化計画）及び公共下水道ストックマネジメント計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

(6) 防災活動のための公共用地の有効活用

市は、避難場所、避難所、備蓄、救援物資集積、災害廃棄物仮置場、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

2 建築物の耐震化と安全対策の推進

地震による被害を最小限に止めるため、市は、「草加市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化に関する支援制度を整備するなど、建築物等の耐震化の促進に努める。

(1) 公共建築物の耐震化

① 公共建築物全般の対策

市及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保を図る。

市は、特に災害時の拠点となる指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

② 市有建築物の対策

市は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設や災害時に甚大な人的被害のおそれのある市有建築物等について、随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、補強工事等を行う。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

市が所有又は管理する公共建築物の耐震化率 (耐震改修促進法の対象又は指定避難所となるもの)

(令和2年(2020年)12月1日現在)

区分	特定建築物 としての分類		棟数	昭和 56 年5月までの旧耐震基準の建築物						昭和56年 6月以降 の新耐震 基準の建 築物	合計	用途区分 毎の現況 耐震化率
				耐震診断		耐震診断の結果		耐震改修				
				実施済	未実施	耐震性 あり	耐震性が 不十分	実施済	未実施			
			a	b	c	d	e	f	g	h	i =a+h	j =(d+f+h)/i
学 校	小学校	校舎	34	34	0	5	29	29	0	13	47	100.0%
		体育館	16	16	0	0	16	16	0	5	21	100.0%
	中学校	校舎	17	17	0	0	17	17	0	3	20	100.0%
		体育館	9	9	0	0	9	9	0	2	11	100.0%
	小 計		76	76	0	5	71	71	0	23	99	100.0%
学 校 以 外 の 市 有 建 築 物	体育館(一般公共用)		1	1	0	0	1	1	0	1	2	100.0%
	病院・診療所		0	0	0	0	0	0	0	2	2	100.0%
	集会場・公会堂		5	4	1	0	4	2	2	1	6	50.0%
	老人福祉センター等		0	0	0	0	0	0	0	2	2	100.0%
	幼稚園・保育所		0	0	0	0	0	0	0	3	3	100.0%
	賃貸住宅等		6	5	1	2	3	0	3	0	6	33.3%
	図書館		0	0	0	0	0	0	0	1	1	100.0%
	庁舎	消防	1	1	0	0	1	1	0	1	2	100.0%
		消防以外	0	0	0	0	0	0	0	5	5	100.0%
	小 計		13	11	2	2	9	4	5	16	29	75.9%
合 計			89	87	2	7	80	75	5	39	128	94.5%

※1 避難所として、学校の体育館は全棟計上した。

※2 耐震診断実施済には、予備診断・1次診断も含まれている。

※3 耐震改修未実施は、耐震診断の結果、「耐震性が不十分」と判定された建築物の内、耐震改修工事を実施していない建築物を計上した。

資料：「草加市建築物耐震改修促進計画」(令和3年(2021年)3月)

③ 教育施設

市では、すべての小・中学校の校舎の耐震化及び屋内運動場（体育館）の非構造部材を含む耐震化が完了しており、今後は児童・生徒の安全安心な学習環境の確保と災害時における避難所の環境整備、地域の拠点施設としての機能確保を行うため、屋内運動場（体育館）のエアコン設置等を順次推進する。

④ 社会福祉施設

市は、社会福祉施設等の耐震診断・耐震補強工事を施設管理者と連携・協力し、計画的に推進する。

また、旧耐震基準で建てられた公立保育園は、順次、耐震補強や改修を進め、乳幼児の安全確保に努める。

(2) 一般建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠となる。

市は、こうした建物所有者の取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の促進に取り組む。

① 耐震診断に対する支援策

ア 職員による無料簡易耐震診断の実施

2階建て以下の木造一戸建て住宅（併用住宅を含む。）を所有している市民に対し、建物の耐震性を認識してもらい、耐震化の重要性を理解してもらうことを目的として、パソコンソフトを利用した簡易な耐震診断を無料で実施する取組を今後も継続する。

イ 既存住宅の耐震診断に対する補助の実施

平成12年（2000年）5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した木造住宅（木造在来工法2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅又は長屋）または、昭和56年（1981年）5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した分譲マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1号に規定するマンション）について、耐震診断に要した費用の一部を補助する制度を今後も継続して実施する。

ウ 特定建築物の耐震診断に対する支援策

市内の特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）の耐震化を促進するため、耐震診断に対する効果的な支援策については、今後検討していく。

② 耐震改修等に対する支援策

ア 木造住宅の耐震改修に対する補助の実施

市は、「草加市既存住宅耐震改修補助金交付要綱」に基づき、耐震改修費用の一部を補助する。その概要は、次のとおりである。

「草加市既存住宅耐震改修補助金交付要綱」の概要

区 分	概 要
補助対象建築物	・昭和56年（1981年）5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した建築物（木造住宅、マンション共通） ・木造在来工法2階建て以下の一戸建ての住宅、併用住宅または長屋 ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1号に規定するマンション ・都市計画法及び耐震基準以外の建築基準法に違反していない建築物
補助金の交付額	(1) 木造一般耐震改修 改修に要した費用の23%に相当する額で、30万円を限度とした額。ただし、特例割増しを利用した場合は、最高55万円の補助が受けられる。 (2) 木造簡易耐震改修 ① 耐震シェルターを設置する場合、改修に要した費用の23%に相当する額で、20万円を限度とした額 ② 屋根の葺き替えを行う場合、改修に要した費用の23%に相当する額で、20万円を限度とした額 ③ 安全な空間の確保が見込める寝室等の補強、その他これに類する補強で同等以上の効果が見込める場合、改修に要した費用の23%に相当する額で、10万円を限度とした額 ④ ①から③のうち、2つ以上の改修を合わせて行う場合、改修に要した費用の23%に相当する額で、20万円を限度とした額 (3) マンション耐震改修 改修に要した費用の23%に相当する額で、200万円を限度とした額。

イ 分譲マンションの耐震改修に対する補助の実施

昭和56年（1981年）5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手した分譲マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1号に規定するマンション）について、耐震診断に要した費用の一部を補助する制度を今後も継続して実施する。

③ その他の耐震化促進の支援策

住宅に係る耐震改修促進税制として、「既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除」、「既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置」があり、住宅の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられる。

(3) 不特定多数の人が出入りする施設の対策

市は、大型店舗、駅舎等の不特定多数の人が出入りする施設について、当該施設の耐震化に加え、被害の防止及び軽減を図るため、次の対策等の実施について啓発する。

- ① 各種通信手段の活用による、迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- ② 不特定多数の人への広報体制及び避難誘導體制の整備
- ③ 従業員等に対する防災教育・訓練の実施
- ④ 当該施設の防災設備等の日常点検の励行

(4) その他地震災害に関連する安全対策

① 地震時の落下防止対策

ア 窓ガラスの落下防止対策

地震により市街地にあるビル等の窓ガラスが割れ、道路に大量に落下することにより、大きな被害が予想されるため、窓ガラスの落下防止対策を周知する。

イ 外壁タイル等の落下防止対策

地震により老朽化した外壁タイルや建物の壁に付いている広告板が落下する可能性がある。このことから、落下に伴う被害を防止するため、特殊建築物の定期報告制度を活用し、該当する建築物や定期報告制度に該当しない建築物のうち、外壁タイル等の落下により被害が発生すると思われる建築物の建物所有者等に対し、落下防止対策の周知、改善指示通知等を行う。

ウ 大規模空間の天井材の落下防止対策

地震により大規模空間の天井材等が破損し落下するおそれがあることから、これらの被害を防止するため、大規模空間を有する建築物の所有者等に対し、落下防止対策を周知する。

② エレベーターの安全対策

地震発生時にエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じ込められる等の被害が発生していることから、これらの被害を未然に防ぐため、昇降機の定期報告制度を活用し、既存エレベーターに対する地震対策を周知する。

③ 既存ブロック塀の安全対策

阪神・淡路大震災では、ブロック塀や石垣等が多数倒壊し、大きな被害が生じたことや、大阪北部地震でのブロック塀倒壊による事故を踏まえ、ブロック塀の安全点検実施を周知するとともに、危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助する事業等を実施し、危険ブロック塀の撤去に向けた支援を行う。

④ 住宅内部の安全対策

家具類の転倒及び落下による被害を防止するため、家具類を固定することの重要性について周知・啓発するとともに、高年者のみで構成された世帯等、自身で取り付けることが困難な世帯を対象とした家具転倒防止器具取付助成金制度などにより、家具転倒防止対策を推進する。

3 不燃化等の促進

市街地が連続し木造住宅が密集している延焼の危険性が高い地域を中心に不燃化対策を推進する。

また、市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、

地域の状況を勘案して防火地域を定める。

また、準防火地域は、建築物が集合する火災危険率が高い市街地を中心として、地域の状況を勘案して定める。

防火・準防火地域の指定状況

(令和4年(2022年)4月1日現在)

防火地域	準防火地域
約 32.6 ha	約 76.8 ha

資料：都市計画課

(2) 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

4 オープンスペース等の確保

市内には、にっさと防災公園などの防災広場があるほか、複数の公園やグラウンドを有している。

今後も、災害発生時において、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の適正な管理や緑地等の保全を行い、市街地におけるオープンスペース（防災空間）の確保に努める。

(1) 公園・広場等の整備

① 公園・広場等は、災害時の緊急的な避難場所としての活用のみならず、救援・復旧活動拠点や小・中学校等の避難所をはじめとする防災拠点を補完する施設等、地域の防災拠点になり得る様々な機能を有することから、災害時に有効なオープンスペースとして防災機能を備えた公園・広場等の機能維持を図る。

② 市内に存在する生産緑地の買取りの検討やその跡地を活用するなどの取組により、大規模地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難場所としての活用できる公園や広場などに加え、平常時の緑地の利用から災害時の安全確保までを進めるものとして防災緑地網の整備に取り組む。

公園等の整備状況

(令和2年(2020年)4月1日現在)

種 別			箇所数(園)	面積 (㎡)
都市計画 決定公園	住区基幹公園	街区公園	21	57,587.82
		近隣公園(工業団地公園等)	2	37,973.97
		地区公園(まつばら綾瀬川公園)	1	41,572.33
	都市基幹公園	総合公園(そうか公園)	1	178,000.00
	都市計画決定公園 計		25	315,134.12
その他	公園等		254	138,306.17
	緑 道		2	24,602.95
	その他 計		256	162,909.12
都市公園 以外	児童遊園		20	14,864.35
	遊 園		13	901.04
	ちびっ子広場		2	4,238.40
	ふれあい広場		15	34,943.98
	その他の広場・緑地		4	45,940.81
	都市公園以外 計		54	100,888.58
総合計			335	578,931.82

資料：みどり公園課

辰井川防災緑地網

- 市では、辰井川を防災上の軸と位置付け、川口市との境(柳島地内)から谷塚仲町の毛長川との合流点までの辰井川の両岸に防災緑地網を整備している。
- 防災緑地網は、日常は、市民に水と緑の快適空間を提供し、災害時には延焼遮断帯、避難路、防災活動拠点、一時避難所等として機能する。
- また、照明灯や避難地へ誘導する防災サイン、防火水槽等の防災施設も整備されており、防災拠点の一つとなっている。



(2) 緑地・農地の保全

緑地は、大規模地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や避難場所として重要な役割を担っていることを踏まえ、防災上の観点から緑地の保全に努める。また、防災協力農地の登録に向けた啓発を推進する。

(3) 空地の活用

災害時に使用できる大規模空地を確保するため、土地所有者との協定締結を推進する。

5 河川の災害対策

市は、地震による河川の堤防及び河道の被害を最小限に留めるため、国及び県の管理河川については、各河川管理者との連携のもと、市域に係る河川施設等の安全対策を進める。

雨水施設の現況

(令和5年(2023年)6月現在)

区 分	内 容
管 渠	約 37 km
ポンプ施設 10か所 (市有施設)	・ 中央ポンプ場 ・ 松江第1排水機場 ・ 松原排水機場 ・ 横手堀ポンプ場 ・ 瀬崎排水機場 ・ 新里排水機場 ・ 長栄排水機場 ・ 松江第2排水機場 ・ 中井堀排水機場 ・ 旭排水機場
ポンプ施設 3か所 (県有施設)	・ 神明排水機場 ・ 辰井川排水機場 ・ 古綾瀬川排水機場

資料：河川課

6 液状化対策

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がったたりするなどの被害が発生する。

草加市域全域は軟弱な沖積層であり、地震災害の影響を受けやすく、地下水位も高いため、表層の砂質部が液状化を生じさせやすい。

このため、市は、液状化の仕組みや各地域における液状化危険度をお知らせすることで、住宅の建築等における液状化対策の推進を図る。

7 地震火災等の予防

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。このため、市は、草加八潮消防組合と連携し、次の事項について充実を図る。

(1) 地震火災予防対策の充実

① 予防査察の強化

草加八潮消防組合は、防火対象物（集会場、旅館、店舗等）及び危険物施設等に対し、予防査察、安全対策指導等を実施し、地震時における火災及び事故発生危険の低減を図る。

② 予防広報

草加八潮消防組合は、火災予防運動をはじめとする防火安全対策の推進に関するイベントや広報を実施するなど、市民、事業者等と一体となった、防火安全対策の普及啓発活動の取組を図る。

火災予防広報メッセージ

- ・「地震の揺れが収まったら火を消す」「火気使用器具周辺に可燃物等を置かない」等の一連の防災教育を積極的に実施する。
- ・過熱防止機構、対震自動消火装置、マイコンメーター等の対震装置の付いたガス・石油器具の普及を周知する。
- ・管理不良による対震自動消火装置等の作動不良を防止するため、機器の維持管理の徹底を周知する。
- ・屋内外配線からの出火防止のため、地震後はブレーカーを落としてから避難すること、また、電気が復旧した後に使用を再開するときは、通電前に家の周囲や機器破損等の確認の徹底を周知する。
- ・危険物施設等で保有する化学薬品等は、容器の落下、棚の転倒等による出火の危険を防止するため、転倒防止措置の徹底を周知する。

(2) 初期消火体制の強化

延焼火災防止には、出火防止とともに初期消火が非常に重要であるため、市及び草加八潮消防組合は、連携して初期消火体制の強化を図る。

① 地域住民の初期消火体制の強化

大規模地震発生時に予想される同時多発火災に対しては、消防団を含め対応する消防力に限界があることから、地域の自主防災体制の充実・強化等により、市民による初期消火能力を高め、大規模地震発生時の延焼火災の減少に努める。

② 事業所の初期消火体制の強化

事業所において、事業所独自で消火活動が実施できるよう、自衛消防力の強化を図るとともに、職場の従業員及び周辺住民の安全確保のため、平時より初期消火等についての具体的な活動計画の作成に努める。

③ 地域住民と事業所の連携

市及び草加八潮消防組合は、計画的かつ効果的な防災教育、防災訓練の実施により、市民の防災行動力の一層の向上を図るとともに、家庭と自主防災組織及び事業所等の協力・連携体制の強化に努める。

8 危険物施設等の安全対策

市内の危険物施設（燃料油等の危険物、高圧ガス、毒劇物等）の防災体制を整えるため、草加八潮消防組合は、各施設設置等の許認可や安全確保のための指導及び法令違反等に対する是正指導など事故防止対策の取組を推進し、地震等の災害発生時における被害の軽減を図る。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

方策	担当部署
1 道路及び橋りょうの震災予防対策	道路整備課
2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	建設管理課、道路整備課
3 鉄道の震災予防対策	交通対策課
4 ライフライン施設の安全化	水道施設課、水道工務課、下水道課、河川課 東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)、東武鉄道(株)

基本方針

災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠であるため、万全の予防対策の実施に努める。

1 道路及び橋りょうの震災予防対策

道路及び橋りょうは、災害時の避難路、消防活動空間、延焼遮断帯及び緊急物資等の輸送ルートとしての多様な機能を有しているため、計画的に整備を進める。

(1) 道路

市は、アスファルト舗装の路面性状調査等を定期的を実施し、現状の把握を行うとともに、道路交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早期に抽出して計画的な維持補修を実施することにより、道路の安全性・信頼性の確保に努める。特に防災効果の高い道路については、各種の道路整備事業との調整を図りながら道路下の安全性を考慮し、路面下空洞化調査等を行い、整備を進める。

幹線道路の整備状況

(令和4年(2022年)4月1日現在)

都市計画道路名	幅員(m)	市内延長距離(m)	整備延長距離(m)
3・1・1 外かく環状道路	62~99.5	5,320	5,320
1・1・3 東 埼 玉 道 路	50	1,500	1,500
3・4・7 浦 和 流 山 線	16・18・25	4,640	4,640
3・3・3 草 加 三 郷 線	22	3,680	780
3・3・4 浦 和 東 京 線	22	2,180	0
3・4・16 草 加 北 通 線	16	3,420	3,420
3・4・8 谷 塚 松 原 線	16・18	4,310	2,257
3・5・24 瀬 崎 東 町 線	15	2,250	2,250

資料：都市計画課・道路整備課

〈 目標 〉

幹線道路の整備を推進し、道路網のネットワーク化を図るとともに、救出救助及び消防活動にも有効な、生活に密着した道路の整備を推進する。特に、延焼遮断帯及び避難路として重要な役割を持つ道路については、重点的に整備を進める。

(2) 橋りょう

市は、各橋りょうの利用状況や劣化・損傷状況、橋りょう長寿命化修繕計画における耐震対策を含めた緊急度等の評価結果に基づき、橋りょうの計画的かつ予防的な措置を図る。

橋りょうの耐震化状況

耐震化状況	全体計画数	整備済み数	未整備数
耐震補強数	2 橋	1 橋	1 橋

※耐震化の対象橋りょうは「槐戸橋」と「蒲生大橋」で、「槐戸橋」については、令和元年(2019年)～令和2年(2020年)工事にて耐震補強工事が完了した。
資料：道路整備課

〈 目標 〉

災害時における避難、救助、救援及び復旧活動等に支障のないよう、市街地の幹線道路の橋りょうについて、架け替えや補強等の整備の推進に努める。

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1) 緊急輸送道路の指定

市は、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、県の指定する緊急道路網を踏まえ、指定避難所等、市の主要な防災拠点へアクセスする道路等を緊急輸送道路に指定しており、災害時における緊急輸送道路の機能確保に努める。

(2) 沿道建築物の耐震化・不燃化

市は、緊急輸送道路や小・中学校などの防災拠点にアクセスする路線等について、迅速な応急対応・復旧に活用できるよう沿道建物の耐震化・不燃化等により、機能確保を図る。

また、緊急輸送道路内の応急対策上、重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査の上、その対策について検討を行う。

(3) 無電柱化の推進

災害が発生した際、道路上に設置された電柱が倒壊し、緊急車両等の通行や市民等の避難に支障をきたすおそれがないよう、国及び県では、道路法第37条に基づく占用を制限する道路の指定を行い、緊急輸送道路における電柱の新規占用を抑制している。

草加市においても、安全性・防災性を高めるまちづくりの一環として、無電柱化を推進するものとし、次の路線において優先的に無電柱化を推進する。

- ① 市指定の緊急輸送道路及び防災拠点へのアクセス路線
- ② 避難所の周辺等災害活動に支障がある路線及び箇所

市内の無電柱化の現況

種 別	整備箇所数	整備延長
国 道	5	11,660 m
県 道	4	1,110 m
市 道	8	3,050 m
合 計	15	15,820 m

※県道と市道の整備箇所が重複する箇所が2か所あるため、合計数が合わない。

資料：草加市無電柱化推進計画（令和2年（2020年）2月）

(4) 応急復旧資機材の整備

市は、平時から応急復旧資機材の整備及び確保に努める。また、（一社）埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握に努める。

(5) 道路啓開の実施計画・体制等の検討

負傷者の救助や緊急車両等が通行するルートを早急に確保するため、必要となる重機の早期調達・確保を図るとともに、道路啓開の作業手順を事前に定め、緊急輸送体制を早期に確保することができるよう、道路啓開の実施計画・体制等の検討を図る。

3 鉄道の震災予防対策

東武鉄道(株)は、大規模地震被害の甚大さを考慮し、既存の鉄道構造物について耐震診断を実施するとともに、耐震補強の必要なものについては、鉄道構造物等設計基準、建築基準法等、関係法令に基づき設計し、逐次耐震補強を行い、鉄道の安全性の確保に向けた対策を講じる。

4 ライフライン施設の安全化

ライフライン関連施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

(1) 電気施設の震災予防対策

東京電力パワーグリッド(株)は、地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果等を参考とし、さらに従来の経験を活かして万全の予防措置を講じる。

また、在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用しており、バッテリー等の代替電源がない要配慮者に対する、小型発電機等の貸し出しに努める。

(2) ガス施設の震災予防対策

東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)等ガス事業者は、供給設備の計画的な取替又は補強等必要に応じた対策を講じるとともに、需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断装置を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。

(3) 上水道施設の震災予防対策

市では、水道施設整備基本計画に基づき、水道管路及び主要浄配水場の配水池について耐震化事業を進めており、今後も引き続き、水道管路及び主要浄配水場の配水池の耐震化を推進し、大規模地震発生時における安定した水の供給を図る。

自己水源の保全や維持管理効率の良い管網整備、非常時電源の確保等を図るとともに、災害時の応援協定の締結拡充を図る。

また、上水道施設の液状化対策を進める。

主要貯水施設

(令和5年(2023年)4月1日現在)

配水池	水位(m)	貯水能力(m ³)
吉町浄水場No.1 P Cタンク	14.2	10,000
吉町浄水場No.2 - 1ステンレスタンク	14.2	5,000
吉町浄水場No.2 - 2ステンレスタンク	14.2	5,000
中根浄水場No.2 P Cタンク	16.2	10,000
新栄配水場No.1 P Cタンク	12.5	10,000
新栄配水場No.2 P Cタンク	12.5	10,000

資料：水道施設課

水道管路の管種別延長割合

(令和4年(2022年)度末現在)

管種	延長(m)	割合(%)
鋳鉄管	5,602.60	1.0
ダクタイル鋳鉄管	耐震管	223,339.49
	その他	322,892.16
鋼管	耐震管	19.88
	その他	1,301.71
ステンレス管	2,101.66	0.4
配水用ポリエチレン管	10,416.17	1.8
合計	565,673.67	100.0

資料：水道工務課

耐震継手管の使用割合

(令和4年(2022年)度末現在)

総延長(m)	耐震継手管延長(m)	耐震継手管布設率(%)
565,673.67	235,876.78	41.7

資料：水道工務課

(4) 公共下水道施設の震災予防対策

① 公共下水道施設の整備推進

草加市の公共下水道事業は、昭和48年（1973年）に都市計画法の事業認可を得て整備を進めている。

今後も管渠、ポンプ施設等の整備、維持管理に努め、災害時の被害を最小限に留めるために計画的な整備を推進するとともに、防災上、重要な施設を位置付けることで、耐震化を効果的かつ効率的に進める。

② 緊急輸送道路の耐震化の現況

市は、災害時における緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急輸送道路にある下水道のマンホールの点検及び地震時の液状化によるマンホール浮上防止対策を推進する。

また、災害時の被害を最小限に止めるため、次のア～ウの対策を推進するとともに、今後の施設整備においては、「草加市下水道総合地震対策計画」に基づき、耐震化を効果的かつ効率的に進める。

〈現況〉

汚水施設の重要な幹線（防災拠点（指定避難所）接続管及び緊急輸送道路下埋設管）

管渠：管径 200 mm ～ 15,000 mm 延長 約 44,000m

〈目標〉

ア 重要な管渠について、構造面での耐震化等を図る。

イ 液状化によるマンホール浮上の発生防止対策を行う。

ウ 複数の施設を集中管理するための遠隔管理システムを導入する。

緊急輸送道路の耐震化の現況

（令和2年（2020年）度末）

	耐震診断 管渠延長 (m)	マンホール							
		浮上抑制対策				管口耐震対策			
		対策済 等（基）	未実施 （基）	合計 （基）	対策率	対策済等 （箇所）	未実施 （箇所）	合計 （箇所）	対策率
緊急輸送道路 （12路線）	24,554	783	22	805	97.3%	154	1,396	1,550	9.9%

資料：下水道課

(5) 通信設備の震災予防対策

東日本電信電話㈱は、震災時においても重要通信の確保ができるよう、平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図る。

また、171（災害用伝言ダイヤル）・災害用伝言板・災害用音声お届けサービス及びweb171（災害用伝言板）のPRに努める。

第4節 応急対応力の強化

方策	担当部署
1 応急活動体制の整備	危機管理課、情報推進課
2 防災拠点等の整備	危機管理課
3 消防力の充実強化	草加八潮消防組合、草加市消防団
4 救急救助体制の整備	草加八潮消防組合、草加市消防団
5 被災者の生活再建支援策の充実	市民税課、資産税課、納税課
6 被災建築物応急危険度判定体制の整備	建築安全課
7 被災度区分判定実施体制の整備	建築安全課
8 被災宅地危険度判定体制の整備	開発審査課
9 相互応援の体制整備等	危機管理課
10 受援計画	危機管理課

基本方針

市は、大規模な地震災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、防災関係機関と有機的な連携を図りながら、応急活動体制に万全を期す。

1 応急活動体制の整備

市は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（ＢＣＰ）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

(1) 災害対策本部体制の充実・強化

① 災害対策本部の組織

市において、想定する地震が発生した場合には、災害警戒本部の設置、又は、草加市災害対策本部条例（昭和38年（1963年）10月12日条例第28号）の規定等に基づき、災害対策本部を設置し、災害対策本部長（市長）の統括のもと全庁的な体制をもって対応に当たる。

② 指揮命令系統

市長が不在等により本部長として指揮を執れない場合、業務継続計画に定める権限代行の順位に基づき、その代行者が指揮を執る。

(2) 業務継続計画（ＢＣＰ）の策定及び推進

市は、首都直下地震などの大地震に備え、市民の生命、身体及び財産を保護するため、非常時優先業務を遂行する上で必要な資源の準備や手段などを定めた「草加市業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定している。

市は、非常時優先業務の特定や業務ごとの役割分担等の決定、業務継続に関する訓練の実施、職員向けの教育・研修の実施等を検討するとともに、その結果を点検・是正し、

見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

(3) 防災拠点における電源確保

市庁舎をはじめとする主な防災拠点においては、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、あらかじめ対策を講じておく必要がある。

市では、2回線（異なる変電所）からの電力引込みを行うほか、屋上に設置した非常用発電機により3日間の庁舎機能の維持が可能となるよう、災害発生に伴う停電、発生後の計画停電に備えるものとする。

また、再生可能エネルギー等の導入により、燃料又は電源を多重的に確保し、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を図る。

(4) 情報システムやデータのバックアップ対策

市は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

(5) 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

市は、災害応急対策に係る各種マニュアル等の整備に努めるとともに、訓練の実施等により、実行性の確保に努める。

(6) 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(7) 訓練の実施

避難所運営訓練をはじめ、災害医療救護所訓練、ペット同行避難訓練、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等の、各種機能別の訓練を継続して実施することで、災害対応力の向上を図る。

また、訓練の実施後においては、各種マニュアル等にその結果を反映し見直しを図るとともに、次回の訓練に反映させ、更なる災害対応力の向上を図る。

(8) 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市は、発災後の円滑な災害応急対策のほか、迅速な復旧・復興を図るため、国や県、市長会等との連携、又は、災害時の相互応援に関する協定などを活用し、必要な人材の確保に努める。

(9) 職員への研修

市は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。

また、研修の企画に当たっては、必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

なお、被災地への応援職員の派遣については、被災地での支援活動の知見を深めることが市の災害対応業務に資することから、積極的に実施するよう努める。

2 防災拠点等の整備

市は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部設置施設をはじめとした防災拠点における耐震性の強化を図り、災害対応時に必要となる物資の備蓄等に努める。また、応援部隊による受援活動を想定した活動拠点を確保する。

(1) 市役所庁舎

令和5年（2023年）3月に完成した本庁舎内に整備した災害対策室で災害対策本部を設置する。本庁舎における防災対策については、次のとおりである。

本庁舎における防災対策

- ・首都直下型地震にも耐えることのできる基礎免震工法を採用し、災害時に防災拠点としての機能を維持。
- ・執務室等の大空間においては直天井とし、地震の揺れによる天井仕上材や設備機器の落下等の被害を最小限にとどめる。
- ・災害時に必要最低限の業務を続けられるよう、自家発電により、災害対策本部や罹災証明等の窓口の業務機能を確保。
- ・迅速な災害対策活動を行えるよう、市長室と災害対策本部は、同じフロアに配置。
- ・危機管理課や防災無線室を災害対策本部と隣接して配置し、直接出入りできるなど、連携の強化を図る。
- ・災害活動を実施する上で最低限必要な飲料水等を備蓄・確保。

(2) その他の防災拠点

応急対策活動の拠点となる警察や消防組合、救護活動の拠点となる草加保健所のほか、避難所施設、社会福祉施設等の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮できるよう、施設の耐震化や設備の整備充実に努める。

防災拠点・避難所における下水道施設（污水）の耐震化の現況

（令和2年（2020年）度末現在）

	耐震診断 管渠延長 (m)	マンホール							
		浮上抑制対策				管口耐震対策			
		対策済 等（基）	未実施 （基）	合計 （基）	対策率	対策済等 （箇所）	未実施 （箇所）	合計 （箇所）	対策率
防災拠点・避難所 （市役所・高砂小学校・ 中学校11校）	19,622	342	16	358	95.5%	68	650	718	9.5%

資料：下水道課

3 消防力の充実強化

市と草加八潮消防組合は連携し、消防・救急・救助活動を的確に実施するため、消防施設、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線、消防車両、消防水利及び消防用資機材等を計画的に整備し、維持管理に努める。

(1) 消防車両、消防資機材等の整備

災害時の消防・救急・救助活動に的確に対応するため、消防車両、消防資機材等の計画的な整備等により、充実強化を図る。

(2) 消防水利等の整備

大規模地震発生時には、水道施設の被害により消火栓の使用が困難になることが予想されるため、防火水槽等の耐震化を含め、消防水利の整備に努めるものとする。

(3) 情報通信体制の整備

高機能消防指令システムや消防救急デジタル無線など、最新鋭のシステムや情報機器を導入しており、より迅速・確実な消防指令業務の遂行により、市民の暮らしの安全・安心に寄与している。

今後も、市と連携・協力して、震災時における迅速かつ的確な災害情報の収集、共有及び指揮命令の伝達機能を確保するため、高機能消防指令システムや消防救急デジタル無線などの維持管理に努め、情報通信体制の整備強化を図る。

なお、広域災害情報の一元化、通報受信・応援体制の強化、指令設備のコスト縮減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、東埼玉消防指令業務共同運用協議会（構成消防本部：越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合）において、共同指令センターを運用する。（令和8年度予定）

(4) 消防施設の整備

① 草加消防署庁舎移転による建て替え

消防広域化後の管轄区域全体を俯瞰した消防施設の適正配置及び管轄区域全体の消防力の運用効果の向上や市民の生命・財産を守るための司令塔としての草加消防署の態勢強化を図るため、移転による建て替えを行う。なお、建て替えに当たり、以下の対策を実施する。

- ・地震対策として、免震や耐震構造の建物とする。
- ・液状化対策としての地盤改良を加える。
- ・水害（浸水）対策として地面のかさ上げや、防水フェンス、流出抑制設備等を設置する。
- ・地震、水害（浸水）等のあらゆる災害に耐え、消防力の運用効果の向上に適した場所で、自家給油施設などの防災設備を備えた強靱な施設とする。

② 谷塚ステーションの分署への移行

草加消防署谷塚ステーションの施設機能を強化するため、ステーションから分署への移行を進め、必要な施設整備や組織体制の再編等を図る。

③ 青柳分署の耐震化等

老朽化に加え、耐震性能を保有していない草加消防署青柳分署について、耐震補強、大規模改修や建て替え等の施設機能の充実強化を図る。

(5) 広域消防相互応援体制の整備

緊急消防援助隊や県下の消防機関及び近隣消防機関等との相互応援協定等により、草加八潮消防組合が保有する消防力だけでは対応できない場合の体制を整備する。

(6) 消防団の充実

草加市消防団は、平時より地域の消防・防災の中核として重要な役割を担っており、震災時には、地域において避難誘導、消火、救助など多岐にわたる消防活動に従事する。そのため、草加八潮消防組合は、各分団の活動が円滑に行われるよう、活動資機材等の充実強化を図り、震災時に対応できる消防団体制の確立に努める。

① 消防組織体制の強化

地域に密着した消防団員の活動体制の強化及び団員の資質の向上を図り、さらなる地域防災力の強化に努める。

② 防災指導者

消防団員の地域への密着性を生かし、市民の防災リーダーとして、地域住民の防災指導等の推進に努める。

③ 車両、施設、資機材装備品の充実

消防団車両（消防ポンプ自動車等）、施設（消防団拠点施設等）及び資機材装備品の充実強化を図り、震災時に対応できる消防団体制の確立に努める。

④ 女性消防団員の育成

女性消防団員の平時の活動は、火災予防広報活動、各種訓練や行事への参加、震災時には、避難誘導や避難所での支援等を行っている。女性消防団員が必要とされる場合は益々増えており、今後も活動の活性化とさらなる女性消防団員の確保と育成に努める。

4 救急救助体制の整備

地震等の災害発生時には、広域的に同時多数の救急救助活動が必要になると予想される。このため、草加八潮消防組合・草加市消防団は、災害時における初動体制を確立し、関係機関との連携（活動資機材等の調達を含む。）を密にして、救急救助活動の万全を期する。

5 被災者の生活再建支援策の充実

(1) 罹災証明書交付体制の整備

市は、速やかに被害状況を調査し、被災者に対して遅滞なく罹災証明書を交付するため、次の対策を事前に検討し推進する。

① 被害認定調査実施体制の整備

ア 実施体制の整備

平常時から、他の市町村等や民間団体との連携を強化し、被害家屋認定調査員の不足に備えた体制の整備を図る。また、傾斜計やメジャー等の調査に必要な物品の備蓄、家屋図面の適正な保管のほか、罹災証明書を迅速に発行し、被災者が必要な支援を速やかに受けることのできるよう、システムの拡充・連携を図る。

さらに、再調査の依頼が繰り返される場合の検討を始める。

イ 被害家屋調査員の登録

まずは、チーム内職員が被害家屋調査員として協力できるよう、被害家屋調査の知識を身に付ける。

ウ 被害家屋認定調査員の育成

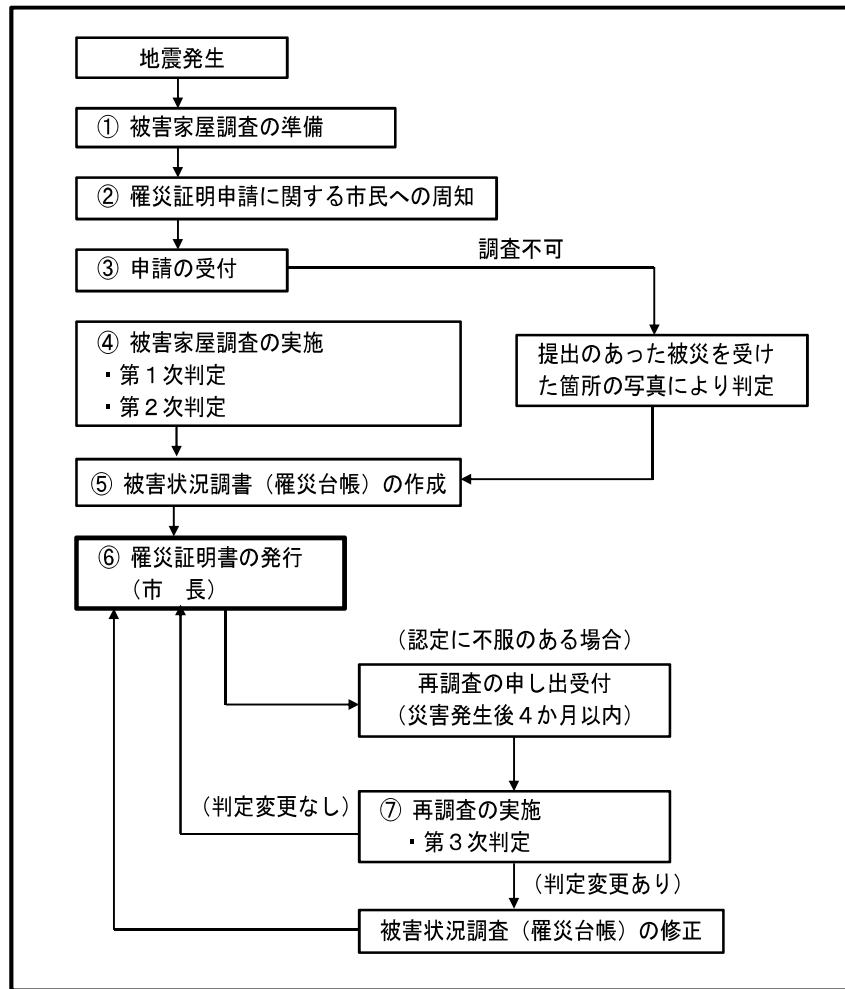
市は災害時における被害家屋認定調査業務を円滑に実施するため、被害家屋認定調査に習熟した職員を把握するとともに、養成に努める。

また、県等の被害家屋認定調査及び罹災証明書発行事務に関する講習会の周知及び参加の呼びかけを行う。

エ 被災者支援システムの活用に向けた検討

被災者ごとの情報や援護の実施状況等、各種援護の漏れや同種の支援・各種手続きの重複等を回避するため、罹災証明書発行事務の円滑化を目的として導入した被災者支援システムについて、被災者に関する情報を一元的に管理する被災者台帳として活用できるよう検討を進める。

罹災証明書発行のフロー



配備区分に対応した罹災証明書の発行業務の体制

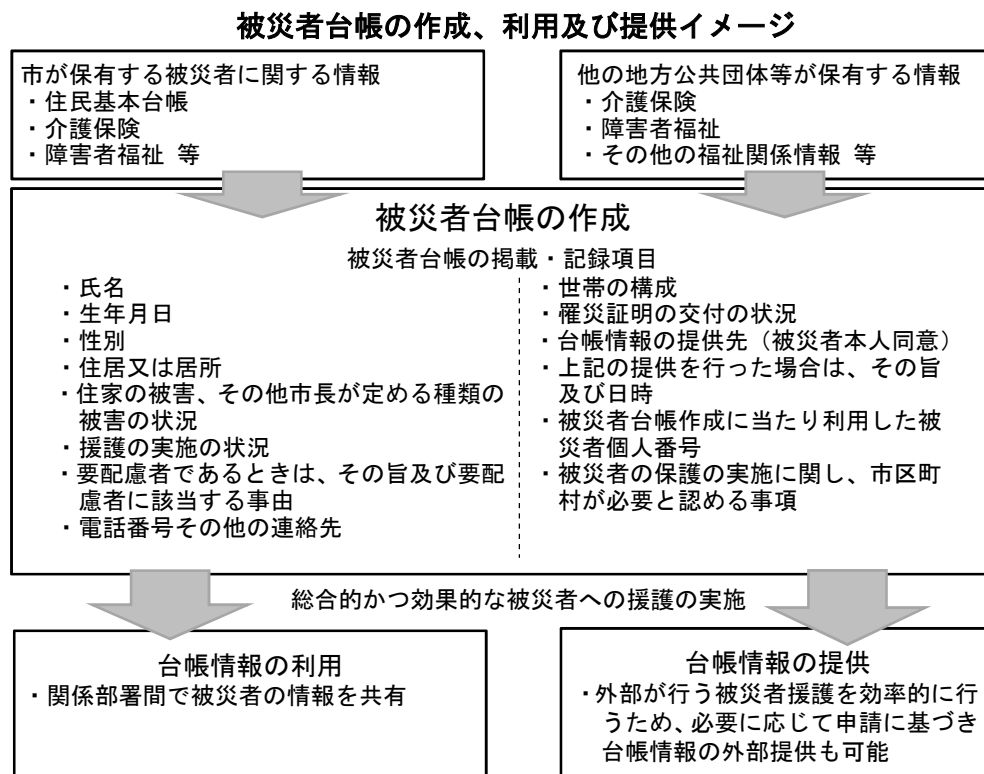
配備区分	1～2号配備	3～4号配備 （災害対策本部設置）
対応	原則、通常業務での対応	罹災証明チームを設置・編成
交付・相談・発行窓口	市民税課窓口	別途、罹災証明書発行会場を設置
市民税課	①罹災証明書申請に係る相談窓口 ②罹災証明書申請受付・交付 ③被害状況調書（罹災台帳）作成	①罹災証明書申請に係る相談窓口 ②罹災証明書申請受付・交付 ③被害状況調書（罹災台帳）作成 ④被害家屋認定調査
資産税課	④被害家屋認定調査	
納税課・税外債権管理室	①～④のいずれを行う	
その他総務部要員	必要に応じて①～④のいずれを行う	必要に応じて①～④のいずれを行う
庁内応援要員	—	本部作業室を通じて調整
埼玉県・他市町村職員、ボランティア等	—	本部作業室を通じて調整

(2) 被災証明書交付体制の整備

市は、地震により家屋以外の構造物（門柱、門扉等の構造物）や自動車、家財道具等が被災した被災者に対し、草加市被災証明書交付要綱に基づき、速やかに被災証明書を交付できるよう、交付体制の整備充実に努める。

(3) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。



6 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、地震災害発生時に、公共施設や民間建築物の応急危険度判定を速やかに実施できるように、県との連携のもと体制を整備するとともに、応急危険度判定について市民への普及啓発を行う。

(1) 実施体制

市は、地震により建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがある場合、応急危険度判定を実施できるように、被害の状況に応じて「草加市被災建築物応急危険度判定要綱」に基づく体制を整備する。

(2) 被災建築物応急危険度判定士の確保・養成

市は、震災時に、早急な被災建築物応急危険度判定を実施するため、判定業務に習熟した職員の養成に努める。

また、市職員に対し、県主催の被災建築物応急危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけを行う。

7 被災度区分判定実施体制の整備

災害復旧等に向け、建築物の建替え・補修の判別に当たっては、被災度区分判定を実施する必要がある。この判定は専門性が高く、業者への委託等による対応も想定されるため、平時より、地域の建設業関係団体等との協力体制の確立により、建築物被災度区分判定調査体制を整備するよう努める。

8 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 実施体制

市は、地震や降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に被害の発生状況を把握した結果、二次災害を軽減又は防止する必要がある場合には、「埼玉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定を実施する。

(2) 判定士の確保・養成

市は、震災時に、早急な被災宅地危険度判定を実施するため、判定業務に習熟した職員の養成に努める。また、市職員に対し、県主催の被災宅地危険度判定士に関する講習会の周知及び参加の呼びかけを行う。

(3) 関係団体等との協力体制の確立

市は、建設業関係団等の協力による被災宅地危険度判定の実施を可能とするため、平時より、地域の建設業関係団体等との協力体制を確立する。

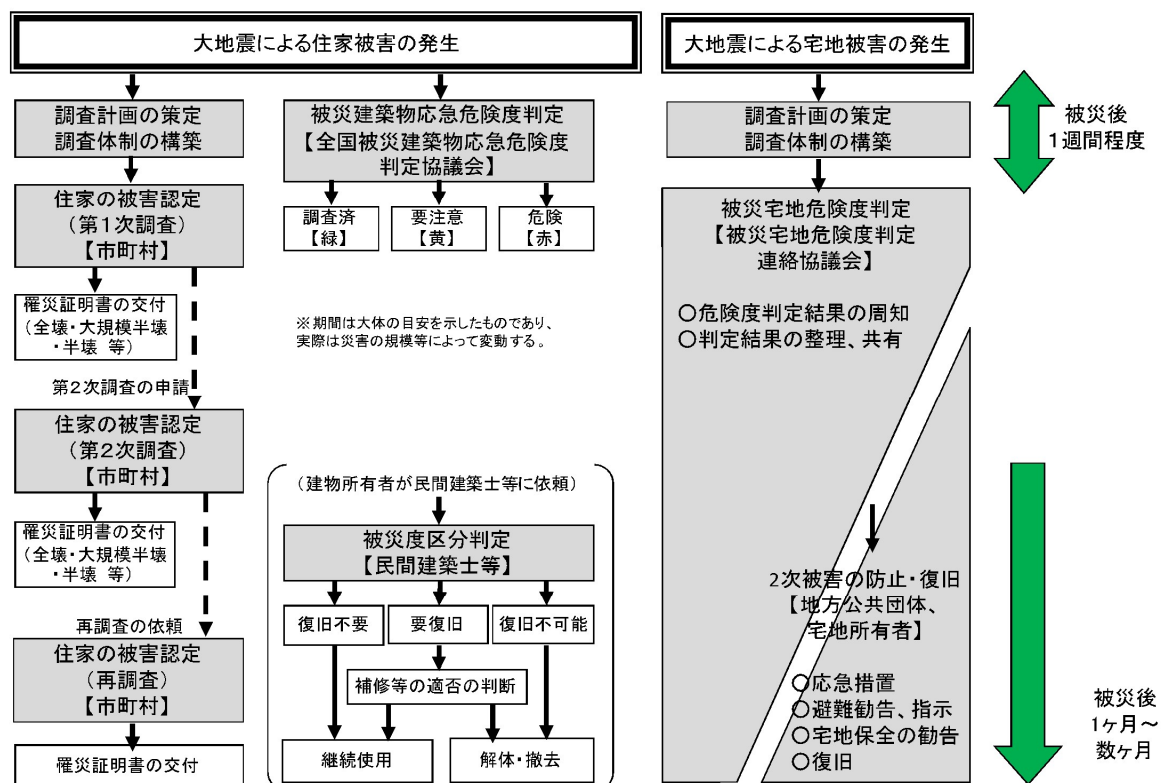
大地震発生後の4つの建物被害調査

	住家の被害認定	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地 危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止	余震等による二次災害の防止、宅地造成等規制法に基づく宅地保全の勧告等必要箇所の把握	被災建築物の適切な速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県・全国被災建築物応急危険度判定協議会※ ¹ が支援）	市町村（都道府県が支援※ ² ）	建物所有者
調査員	主に行政職員（罹災証明書の交付は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（宅地防災の経験を有する行政職員等）	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否	監視警戒や応急対策の必要性の有無	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	危険宅地・要注意宅地・調査済宅地	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果（被害の程度）を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	宅地に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

※1：地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、一般財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

※2：被害が生じた地方公共団体のみで対応が難しい場合は、都道府県、政令市、都市再生機構、公益財団法人宅地擁壁技術協会から構成される被災宅地危険度判定連絡協議会を通じた調整や支援が図られる。

大地震発生後の建物や宅地に係る4つの被害調査の実施の流れ



資料：災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府 令和2年（2020年）3月）

9 相互応援の体制整備等

大規模地震発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶等により、市の災害対応能力が低下し、市単独では応急復旧活動を満足に遂行できなくなる可能性がある。このため、市は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備・充実を図り、その実効性の確保に留意する。

(1) 他市町村との相互応援協定

① 相互応援協定の締結等

市は、各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制整備を図る。

② 後方支援体制の構築

市は、周辺市区町から後方支援を受けられる体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、必要な準備を整える。

③ 広域市町村間の相互応援協定

市は、災害時における「埼玉県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努める。

④ 県外市町村間の相互応援協定

大規模な災害等では近隣の市区町も同時に被災するため、市は、近隣の市区町との相互応援協定に加え、その他市町村も視野に入れた協定締結を考慮する。

(2) 民間団体、事業者等との応援協定等

① 民間団体、事業者等との応援協定先の拡充

市は、災害時において、市が行う救援・救護活動や物資等の輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ効率的に行えるよう、民間団体や事業者等との応援協定締結先の拡充を図る。

② 民間団体、事業者等との災害時協力体制の強化

市は、災害時の人員、応急資機材、救援物資、緊急輸送等における協力活動を迅速かつ効率的に行えるよう、現在協定を締結している民間団体、事業者等と災害時における具体的な応援協力方法の協議を進めるなどの協力体制の強化を図る。

(3) 被災市区町応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣

市は、国の「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援職員の派遣にあたっては、県と一体となって応援を行うことから、県の体制整備の協力に努める。

(4) 国等が関与して全国的に行われる応援要員の派遣の仕組みに係る体制整備

市は、上記(3)以外の国等が関与して行われる応援要員の派遣の仕組みに基づき、応援要員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。

10 受援計画

市は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、「受援計画策定の手引き」（埼玉県策定）等に基づき、次のとおり受援計画を定めておくものとする。

(1) 受援計画の位置づけ

応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うため、本項の内容を受援計画とし、地域防災計画内に位置づける。

(2) 受援体制の整備

市内の受援業務候補及び担当部署については、次表のとおりである。

受援業務候補の担当部署

部署名（業務内容）	担当長	担当部署
本部作業室（受援）	市長室長	危機管理課
避難所統括チーム （避難所開設・運営）	市長室長※ 【教育総務部長】	危機管理課（総務企画課・指導課・学務課・保育課・こども青少年課・避難所施設所管課等）
応急危険度判定チーム （応急危険度判定）	都市整備部長	建築安全課（公共建築課等）
要配慮者支援チーム （要配慮者支援）	福祉部長	福祉政策課（障がい福祉課・長寿支援課・こども政策課、地域介護課、人権共生課等）
災害ボランティアセンター （災害ボランティア）	自治文化部長	みんなでまちづくり課（人権共生課・文化観光課等）、福祉政策課
罹災証明チーム （罹災証明）	総務部長	市民税課（資産税課・納税課・税外債権管理室等）

※ 市長室長は本部作業室の業務を行うため、業務の状況によっては代替の職制【 】を構築する。

(3) 災害時の応援職員等の受入れ

本部作業室及び各業務の受援担当部署それぞれの主な役割は下表のとおり。

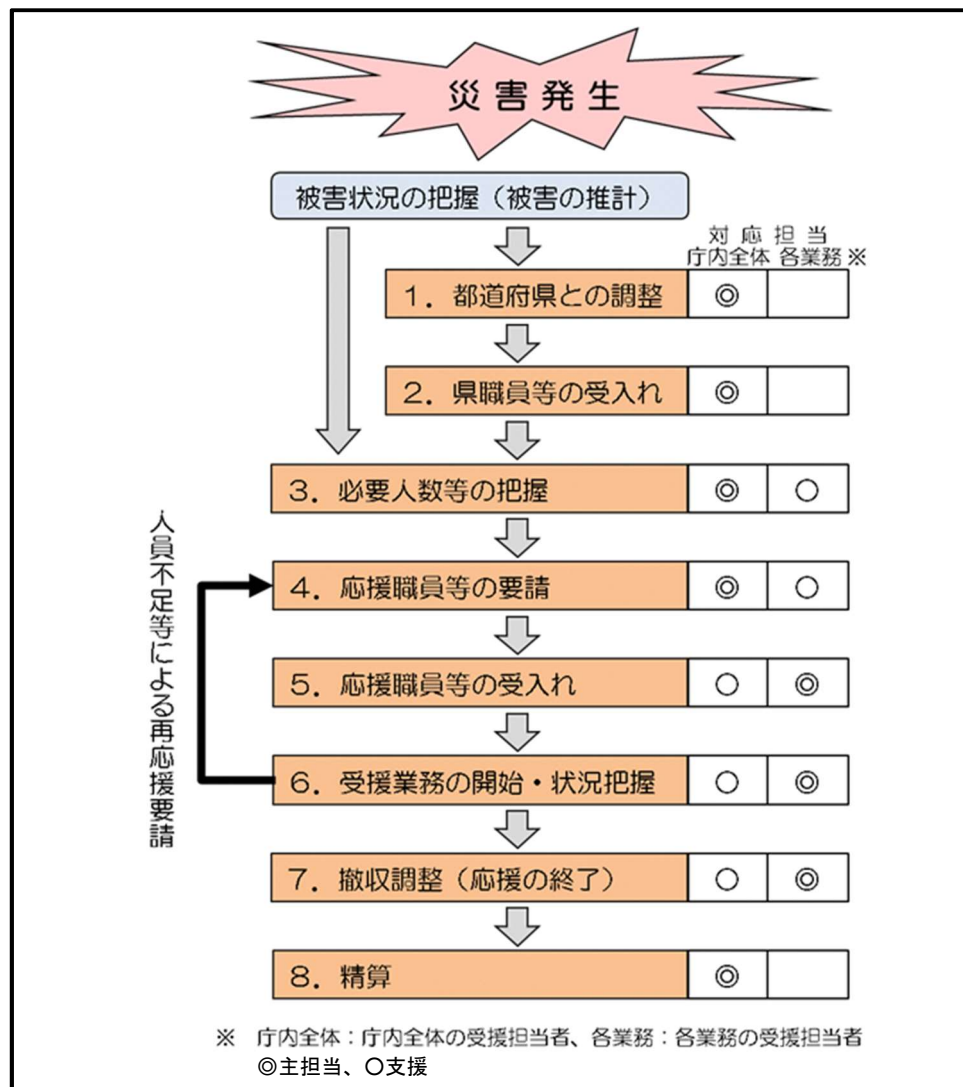
各受援担当部署の主な役割

主な役割	
本部作業室	- 県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関する事 - 各業務の受援担当部署との応援職員等の受入れ調整に関する事 - 各業務の人的応援の取りまとめに関する事 - 受援に関する市内全体の調整会議の運営に関する事
各業務の 受援担当部署	- 本部作業室との応援職員等の受入れ調整に関する事 - 各業務における応援職員等の受入れに関する事（状況把握、サポート等）

(4) 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

災害発生後の応援職員等の受入れの基本的な流れ及び各業務の主な内容を次に示す。

応援職員等の受入れに関する基本的な流れ



① 県との調整【庁内全体】

本部作業室は、被災状況や職員の参集状況等を踏まえ、県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。

応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある県職員や被災市区町村応援職員確保システムに基づいた総括支援チームの派遣を要請する。

② 県職員等の受入れ【庁内全体】

本部作業室は、県職員等の受入れに当たって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する（受援シートにより事前に整理）。

③ 必要人数等の把握【庁内全体（各業務）】

本部作業室は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当部署に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。

各業務の受援担当部署は、受援シートの「応援職員等の要請人数の考え方」等を参考に、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

④ 応援職員等の要請【庁内全体（各業務）】

本部作業室は、各業務の受援担当部署に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。

本部作業室は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当部署が要請を行う場合には、本部作業室と情報共有する。

⑤ 応援職員等の受入れ【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当部署は、応援職員等が円滑に活動できるよう事前に受援シートで定めている執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。

各業務の受援担当部署は、応援職員等を受け入れる際には本部作業室と情報共有する。

応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を受援シートなども活用しながら説明する。

説明事項の例

- ①現在の状況
- ②関係者のリストや連絡先
- ③執務場所、休憩場所
- ④必要な資源の確保方法
- ⑤働く期間・一日のスケジュール
- ⑥想定される危険や安全確保方法
- ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっていけば良いのか）等

⑥ 受援業務の開始・状況把握【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当部署は、応援職員等と業務を始めるに当たり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。

各業務の受援担当部署は、応援職員等と定期的に打合せを行い、災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。

本部作業室は、応援職員等の代表者等が災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

⑦ 撤収調整（応援の終了）【各業務（庁内全体）】

各業務の受援担当部署は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。
応援の終了を決定する場合は、本部作業室と情報共有する。

⑧ 精算【庁内全体】

県や応援職員等派遣機関と調整の上、実費・弁償の手続を行う。

(5) 受援力向上に向けた取組の推進

大規模災害発生直後の状況においても早期の応援要請を行い、他自治体や民間団体、事業者等からの支援を最大限に活用し、効果的な災害応急活動を遂行することが重要である。

このため市は、他自治体や民間団体、事業者等と協定締結の拡充を図り、日頃から協力関係の構築に努める。

また、応援協定を締結するだけでなく、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築等について協定締結先と事前に協議・検討を行うなど、実効性の強化に努める。

さらに、国が構築した「被災市区町村応援職員確保システム」を活用し、応援職員等の要請・受入れを迅速に行うことができるよう、活用方法の習熟や体制整備を図る。

第1章 総則
第2章 震災予防計画
第3章 震災応急対策計画
第4章 臨時情報 措置計画 南海トラフ地震 発表に伴う対応
第5章 インディジョンへの対応 最悪事態（シビア）

受援業務シート例

受援担当部署は、災害時に応援受入れを円滑にできるよう、受援対象業務の内容を取りまとめた受援シートをあらかじめ作成しておく。

業務種別	応急	業務開始時期	応援が必要な期間	3時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内
担当	〇〇〇〇		●	→	→	→			
受援業務名	食料・応急用衣料・寝具等物資の調達・管理・輸送に関すること								

■ 受援業務の内容

市が行う作業内容	災害物資の必要量把握及び管理								
応援要請する作業内容	●物資の支援依頼 ●物資輸送者の派遣依頼						依頼カード		
応援者に求める条件	普通運転免許								
1日の応援人数(目安)		人数の考え方							

■ 受援担当者

指揮命令者	〇〇〇〇	実務担当者	〇〇〇〇
-------	------	-------	------

■ 必要な資機材

市が準備	●物資の調達・管理に必要な物品 ●輸送車両								
応援者が準備	●食料・応急用衣料・寝具等物資 ●輸送車両								

■ 業務環境等

執務スペース	有	指定避難所及び周辺の備蓄施設
マニュアル	無	—

■ 応援要請先

分類	団体名等	協定	連絡先	要請担当
他自治体	県・県内外市町村	県内市町村の災害時相互応援協定	市町村	〇〇〇〇
民間	県・県内外市町村	災害時における物資の供給に関する協定	〇〇〇〇 TEL: 〇-〇-〇	〇〇〇〇

地方公共団体の災害時受援体制に関するガイドライン（抜粋）（内閣府）

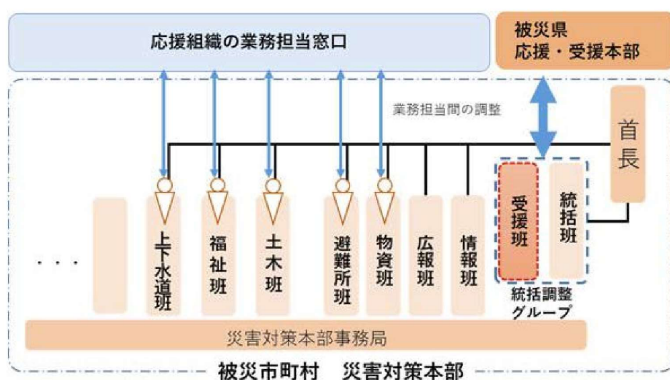
ポイント 市町村の規模や特性に応じて、受援班/担当を位置づける

受援班/担当は、市町村の規模や組織の特性、災害対策本部内の状況などを踏まえて、地域防災計画等へ位置付けるよう努めてください。以下に受援班/担当の主な設置イメージを3案提案します。

案1. 統括班とともに統括調整グループへの位置付け

応援の受入れ決定や受入れに関する庁内調整を担う受援班の業務は、庁内での意思決定や総合調整に関する役割を担う班や担当との連携が不可欠となります。

市町村規模が大きい場合は、統括調整班のような災害対策本部全体の総合調整を担当する班と相互に連携できるようにしておくことで、対応を円滑に進めることが期待できます。



案2. 災害対策本部の1班として位置付け

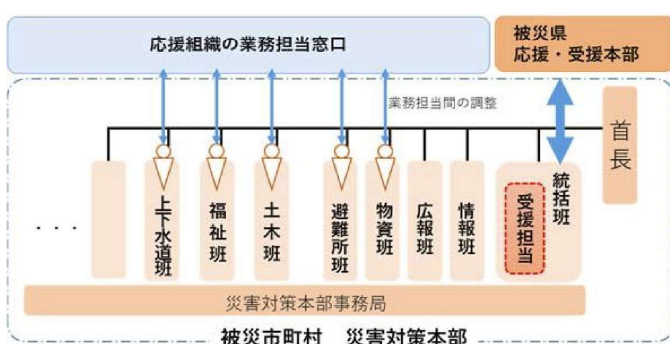
受援の総合窓口であり、庁内の受援状況の把握・とりまとめ、調整を担う受援班を、災害対策本部内の1班として位置づけることで、役割と責任範囲が明確化され、円滑な受援が期待されます。



案3. 受援担当を統括班内に位置付け

規模が小さな市町村は、新たな班を設けて、複数を配置することが困難な場合、統括班の中に受援担当を配置し、役割を担います。

統括班など、災害対策本部内に総合調整の役割を担う班の設置を想定していない市町村においても、必ず受援担当者を位置付けてください。



ポイント 応援職員への受入れには配慮すべき事項が存在する

応援を受け入れるに当たり、応援職員向けに、業務や活動を実施するためのスペースや資機材を確保することが望まれます。

また、応援職員の多くは、短期派遣であっても数日間は被災地に滞在するため、宿泊場所が必要となり、その宿泊場所に関する情報提供など、一定程度の便宜供与が必要となります。

なお、応援職員は、不慣れな被災地で対応することになるため、定例会議等を通じて日々の活動状況やローテーションの状況を確認しつつ、メンタルヘルス等へ配慮することも必要です。

主に、応援職員の受入れに当たり配慮すべき事項を整理します。

表4 応援職員の受入れに当たり配慮すべき事項の例

項目	環境整備の内容
スペースの確保	● 応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する ● 可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する
資機材等の提供	● 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	● 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関するあつせん等	● 応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じてあつせんする。 ● 被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。

第5節 情報収集・伝達体制の整備

方策	担当部署
1 情報収集・伝達体制の整備	危機管理課、広報課
2 情報通信施設の整備充実	危機管理課、広報課、情報推進課

基本方針

防災対策を迅速かつ的確に実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

このため、市は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システムをはじめとした情報収集・伝達体制を整備する。

1 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

市は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、情報収集・伝達体制の整備を推進する。

① 情報収集体制の整備

ア 市は、被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

イ 市は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

ウ 市は、災害発生時に各部局が収集すべき情報をあらかじめ定めておく。

各対策部の収集すべき情報（総括的な被害状況等）

対策部等	収集すべき情報
本部作業室	・ 応急・救出活動の実施状況 ・ 住民、避難所運営委員会、自主防災組織、民間協力団体の情報等 ・ 関係機関からの概括的な被害情報、県災害オペレーション支援システムの情報 ・ 避難所（一時避難含む）に参集した避難者数等の情報 ・ 避難所開設・運営（自主避難所含む）、避難者数等の情報 ・ テレビ・ラジオ等の報道機関からの重要情報（広域的な災害の全容等） ・ 気象情報、ライフライン（電気・ガス・通信）の被害状況 ・ 各対策部からの被害情報・市全域の被害状況取りまとめ
総合政策部	・ 庁舎及び市公共施設の被害状況（取りまとめ） ・ 来庁者（公共施設利用者）の安全確保の状況
総務部	・ 職員の被災状況・参集状況（取りまとめ）

対策部等	収集すべき情報
自治文化部	・町会・自治会の情報等 ・コミセン・スポーツ施設・文化施設等（所管施設）の被害状況 ・グラウンド等への避難状況 ・所管施設利用者の安全確保の状況 ・農作物・農業等の被害状況 ・商工被害の状況
福祉部	・市所管福祉施設利用者の安全確保の状況 ・福祉施設等（市の所管施設、民間施設）の被害・避難状況 ・避難行動要支援者の安全確保の状況
健康推進部	・医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）の被害・稼働状況 ・感染症その他の疾病の発生状況（保健所管轄以外）
こども未来部	・保育施設等（所管施設・民間施設）の被害状況 ・園児・児童の安全確保及び保護者への引渡し状況
市民生活部	・サービスセンター等（所管施設）の被害・避難状況 ・所管施設利用者の安全確保の状況 ・火葬場・葬儀場の被害状況 ・一般公衆浴場の被害状況 ・動物病院（獣医師会）の被害・稼働状況 ・廃棄物処理関連施設の被害状況 ・バス・タクシーの運行状況（鉄道運行状況は本部作業室を補完） ・帰宅困難者（駅前滞留者・徒歩帰宅者）の状況 ・交通渋滞・事故等の交通状況 ・信号機等の交通施設の復旧状況
都市整備部	・公園・街路樹等（所管施設）の被害状況、公園等への避難状況 ・住宅等の被害状況 ・所管施設利用者の安全確保の状況
建設部	・道路（構造物）・橋りょう・河川（構造物）・排水機場等（所管施設）の被害状況 ・風水害に係る水位情報・気象情報
教育総務部	・児童・生徒の安全確保及び保護者への引渡し状況 ・公民館・文化センター、中央図書館等（所管施設）の被害・避難状況 ・所管施設利用者の安全確保の状況 ・文化財の被害状況
上下水道部	・上水道施設・下水道施設等（所管施設）の被害状況 ・応急給水施設の利用可能状況 ・マンホールポンプ稼働状況
市立病院部	・災害拠点病院（草加市立病院含む）の被害・稼働状況 ・草加市立病院利用者の安全確保の状況 ・草加市立病院の医療救護状況
議会監査部	・市議会議員・監査委員・公平委員の被災状況 ・市議会議員・監査委員・公平委員からの情報（取りまとめ）
地区参集部	・避難所及び避難所参集途上での被害・避難状況
草加八潮消防組合	・災害発生状況、消防活動状況（火災、救助、救急等） ・消防応援部隊等の状況 ・負傷者数等の状況

第1章
総則

第2章
震災予防計画

第3章
震災応急対策計画

第4章
臨時情報
発表に
伴う
対応
南海トラフ地震
対策計画

第5章
最悪事態（シビアコ
ンディション）への対応

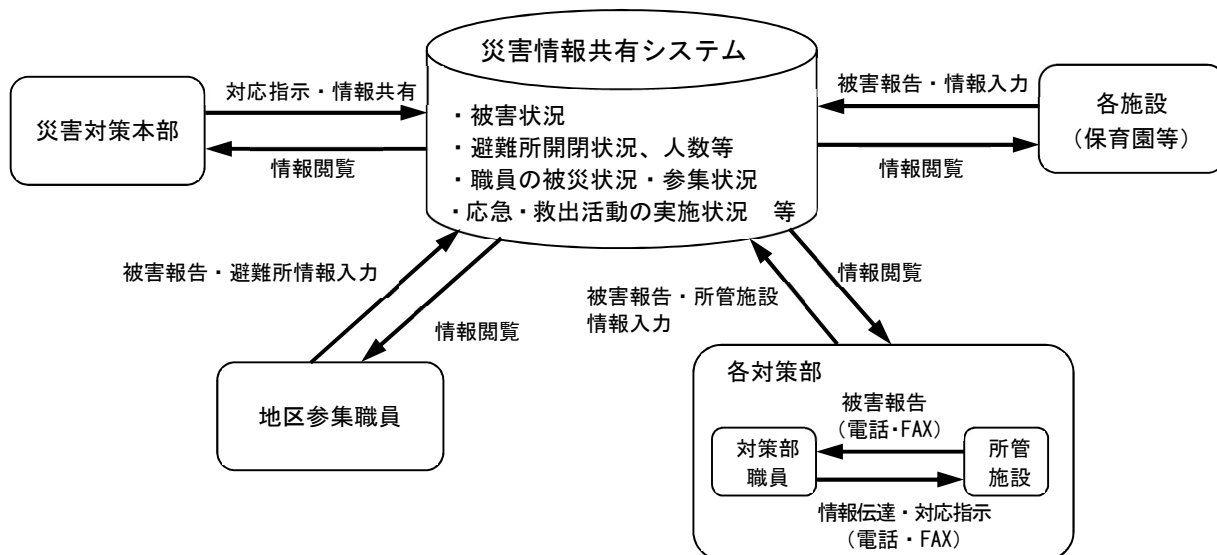
情報処理の体制と流れ



② 災害情報共有システムの運用

災害発生時における迅速な応急対応のため、被害情報や避難所開設状況等を災害情報共有システムのデータベースに集約し、各対策部は、これらの情報を閲覧・共有することで、防災情報の的確な伝達・共有を図る。

災害情報共有システムのイメージ図



③ オンラインミーティング

市は、本庁から離れた庁舎間において、オンラインミーティングが実施できるような体制を整備する。

④ 民間協力体制の整備

被害状況の収集には、市民や町会・自治会及び自主防災組織、更には民間団体の協力が不可欠である。

このため、民間協力者等から災害時に迅速かつ的確な情報を得られるよう、各種団体との連携を図り、平時から災害時における情報収集体制を構築する。

⑤ 災害協定による情報収集

市は、災害協定に基づく協力により、災害情報の収集、連絡体制の強化を図る。

(2) 情報伝達体制の整備

市は、避難所をはじめとした防災拠点のほか、地域（町会・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会等）や市民等に対し、被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

その際、防災行政無線、ケーブルテレビ、市ホームページ、緊急速報メール、住民向けメール（草加お知らせメール）、SNS、防災アプリ等を有効に活用する。

また、避難所、防災拠点のほか、地域等の情報共有に当たっては、迅速かつ確実な体制の整備を行う。

2 情報通信施設の整備充実

(1) 防災行政無線等の整備

市では、災害時に市民に的確な情報を伝達できるよう、防災行政無線施設の屋外拡声子局を市内各地に配備している。

また、防災行政無線の放送内容を確認する手段として、市ホームページ、防災テレホンサービス、草加お知らせメール、草加市公式X、草加市あんしん情報フェイスブック、草加市LINE公式アカウント、(株)J:COMの防災情報サービスの専用端末、あんしん電話、FAX、防災アプリで発信している。

今後も市防災行政無線の適正な保守・維持管理を行うとともに、情報伝達手段の多重化の推進のほか、先進的な情報通信技術等の研究を進め、より効果的な情報伝達手段の確立に努める。

(2) 緊急地震速報の伝達体制

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設・設備の充実を図るとともに、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により市民へ伝達する。

(3) 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

市は、災害発生時の情報伝達に支障を招くことのないよう、情報通信機器の整備・点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

(4) 情報通信施設の安全対策

市は、災害時にも通信施設の機能が確保されるよう、次の安全対策を推進する。

① 非常用電源の確保

市は、停電や屋外での活動に備え、再生可能エネルギーの活用を視野に入れつつ、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。

また、市は、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等をあらかじめ収集・整理し、リスト化に努める。

② 地震動に対する備え

市は、サーバーや端末機等の破損を防止するため、サーバーの耐火・耐震化や機器類の転倒・落下防止対策の強化を図る。

③ バックアップの確保

市は、業務に必要なデータ・記録等をバックアップとしてあらかじめ保存しておくとともに、特に重要なデータについては、保存先の分散等の対策を行う。

④ メンテナンス、復旧体制の確保

市は、震災後の対応に備えて、あらかじめ保守・システム納入業者と応急復旧の対応を協議・確認するなど、震災時のメンテナンス、復旧体制を確保する。

(5) 災害情報のための電話の指定

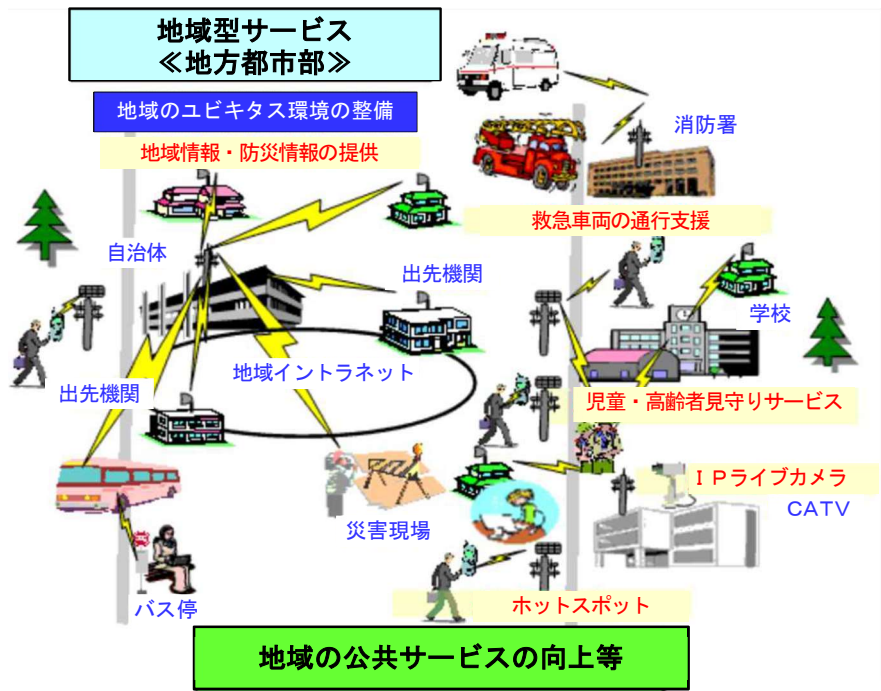
市、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する災害時優先電話を定め、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

(6) 地域BWAシステムを利用した通信

災害時の安定した通信環境を確保するため、地域BWAシステム（地域広帯域移動無線アクセスシステム）を活用することとし、指定避難所にWi-Fi環境を整備し、派遣される地区参集部職員の情報連絡手段として活用する。

また、今後、防犯や福祉分野等でのシステム活用を検討していく。

地域BWAサービスイメージ図



- ・ 地域情報・防災情報の配信
- ・ 救急車両の運行支援
- ・ 児童・高齢者見守りシステム
- ・ 河川監視カメラネットワーク
- ・ 学校のネット利用
- ・ 交通機関の運行情報
- ・ 商店街監視カメラ等の映像伝送 等

資料：総務省

第1章	総則
第2章	震災予防計画
第3章	震災応急対策計画
第4章	臨時情報発表に伴う対応措置計画
第5章	南海トラフ地震最悪事態（シビアクション）への対応

第6節 医療救護等対策

方策	担当部署
1 医療救護体制の整備	危機管理課、健康づくり課
2 遺体の埋・火葬のための資材、火葬場の確保	危機管理課、生活支援課、市民課
3 防疫・保健衛生対策	危機管理課、保健センター、くらし安全課 廃棄物資源課
4 感染症予防対策	危機管理課、健康づくり課、保健センター

基本方針

市は、被災者の救護に万全を期するため、県及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、医療救護体制の整備を図る。医療機関は平時から、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備とともに、救護体制の確立に努める。

また、市は、防災関係機関と連携し、防疫対策、遺体の埋・火葬等に取り組む。

1 医療救護体制の整備

救助や医療救護を必要とする多数の傷病者発生に対し、迅速かつ的確に対応するため、市は、あらかじめ災害時の医療体制を整備しておく。また、自主防災組織や避難所運営委員会等による自主救護活動の体制の整備に努める。

(1) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、自主防災組織や避難所運営委員会等が、避難所及び医療救護所等において、軽症の負傷者等に対して応急処置や救護活動を行えるよう、自主救護体制の整備に努める。

(2) 初期医療体制の整備

市は、(一社)草加八潮医師会、(一社)草加市歯科医師会、(一社)草加市薬剤師会等、市内の公的医療機関及び避難所運営委員会、地域の自主防災組織と協議し、事前に次の項目について協議を進めることとする。

初期医療体制に係る計画の内容

- ・ 救護所の設置
- ・ 救護班の編成
- ・ 救護班の出動
- ・ 災害時医療救護本部の設置
- ・ 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- ・ 医薬品等の備蓄

① 医療救護所の設置及び市民への周知

市は、次の避難所に医療救護所を設置するものとし、市民に周知を図る。

ただし、被災状況等により医療救護所として利用できない場合や人的被害が集中している箇所は、近隣の避難所に医療救護所を設置する。

医療救護所の設置避難所一覧

地域	コミュニティブロック	医療救護所設置避難所
新田駅西口	新田西部	新田中学校・長栄小学校
新田駅東口	草加川柳	川柳小学校
獨協大学前駅西口	草加安行	栄小学校
獨協大学前駅東口	草加稲荷	稲荷小学校
草加駅西口	草加西部	草加中学校
草加駅東口	草加東部	高砂小学校
谷塚駅西口	谷塚中央	谷塚小学校
谷塚駅東口	谷塚東部	瀬崎小学校

医療救護所に関わる留意点

- 傷病者の初期診療は、市内の医療機関の被災状況及び傷病者の発生状況により、診療可能医療機関への過剰集中を防ぐため、医療救護班等を派遣した医療救護所に対応する。
- 次の状況の場合、本部作業室は健康推進部と調整の上、近隣の避難所への医療救護所設置の調整を要請する。
 なお、本部作業室は健康推進部と調整の上、いずれの避難所においても医療救護所の設置が困難な場合、施設や公園等の空地の利用について本部作業室に対し調整を要請する。
 - ① 被災状況などにより医療救護所として利用できない場合
 - ② 該当箇所に人的被害が集中している場合

② 医療救護班の編成

市は災害時の医療活動を迅速に実施するため、（一社）草加八潮医師会、（一社）草加市歯科医師会、（一社）草加市薬剤師会で構成される「草加八潮災害医療チーム（SYMAT）」の協力をもとに医療救護体制の構築に努める。

③ 地域災害保健医療対策会議等との連携

市及び草加八潮災害医療チーム（SYMAT）は、地域災害保健医療対策会議（同会議が設置されない場合、地域災害医療コーディネーター）と情報を共有し、二次保健医療圏内における医療に関わる連携を図る。

市及び草加八潮災害医療チーム（SYMAT）は、他の二次保健医療圏等の情報を入手するため、EMIS（広域災害・救急医療情報システム）の活用を図るとともに、地域災害医療コーディネーターとの連携を図る。

医療救護班の編成

編成等における留意事項	ア 草加八潮災害医療チームによる災害時医療救護本部が設置された場合 医療救護班の指揮及び調整等を同救護本部が行う。健康推進部は、同救護本部との調整連絡役を担い、必要に応じて本部作業室との連携を図る。 イ 草加八潮災害医療チームによる災害時医療救護本部が設置されていない場合 本部作業室が健康推進部と連携の上、医療救護班の編成を行い、必要な指揮及び調整等を行う。なお、健康推進部は医療救護班の編成に当たり、保健所をはじめとする関係医療機関との調整を行う。	
業務内容	ア 傷病者に対する診療 イ トリアージ (被災負傷者・病人の治療優先順位) ウ カルテの作成 エ 医薬品の処方 オ 助産救護	カ 死亡の確認 キ 近隣避難所等への往診 ケ 避難所の保健環境衛生 コ 遺体の検案への協力（必要に応じて）

④ トリアージの実施

「草加八潮災害医療チーム（SYMAT）」及び診療可能医療機関は、負傷者の重傷度及び緊急度に応じて（治療の優先順位を決める）トリアージを実施する。

⑤ 医療品等の調達・確保

市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等を調達できるよう、草加市薬剤師会や医薬品販売業者等からの調達体制を整備しておく。

⑥ 訓練の実施

ア 災害拠点病院

東部医療圏の災害拠点病院である草加市立病院では、被災者のトリアージ、治療、搬送、入院、手術対応等の災害訓練を毎年実施しており、今後も引き続き災害訓練を実施し、災害対応力の充実強化を図る。

イ 市

市は、医療機関、保健所、医師会、日本赤十字社等の関係機関と連携・協力し、トリアージや診療訓練、搬送訓練と連携した災害対策本部訓練や避難所運営訓練等の実施に努める。

⑦ 透析医療等の確保

市は、クラッシュシンドローム（倒壊家屋などに挟まれ、長時間圧迫を受けた筋肉が開放されたときに起こる多臓器不全をきたす症候群）患者や人工透析治療の継続を要する患者等、特殊な医療措置を要する慢性疾患患者や重症心身障がい児等の重症化の可能性がある障がいの受入先の確保に向け、県や医療機関と調整を図る。

(3) 後方医療体制

医療救護所に対応できない負傷者や特別医療を要する患者が後方医療施設で治療できる体制を整えるため、市は負傷者等を後方医療機関への輸送を想定した体制の整備に努める。

① 広域的な連携体制の確立

大規模な地震発生時には、市内の医療機関だけでの対応が困難となるため、市では、DMAT（災害派遣医療チーム）、日本赤十字社、自衛隊等への派遣要請など、広域的な受援体制を確立しておく。

② 災害拠点病院の指定

県は災害時の医療を確保するため、草加市立病院を災害拠点病院として指定している。

災害拠点病院の医療機能

- ・ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・ 自己完結型の医療救護チーム（DMAT）の派遣機能
- ・ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

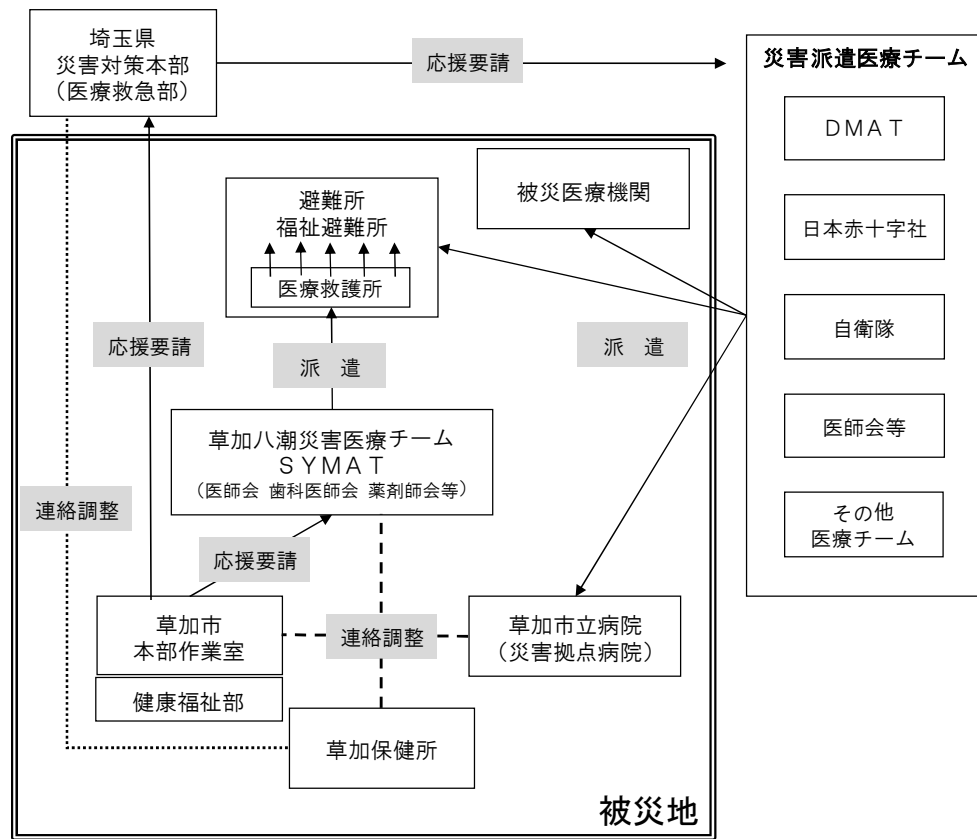
③ 搬送体制に係る調整

市は、医療救護所から救急医療機関への負傷者の搬送、又は、市外の後方医療機関への広域搬送（二次搬送）について、救急車やヘリコプター等による搬送手段、輸送順位及び輸送経路を事前に関係機関と協議し、搬送体制の調整を進める。

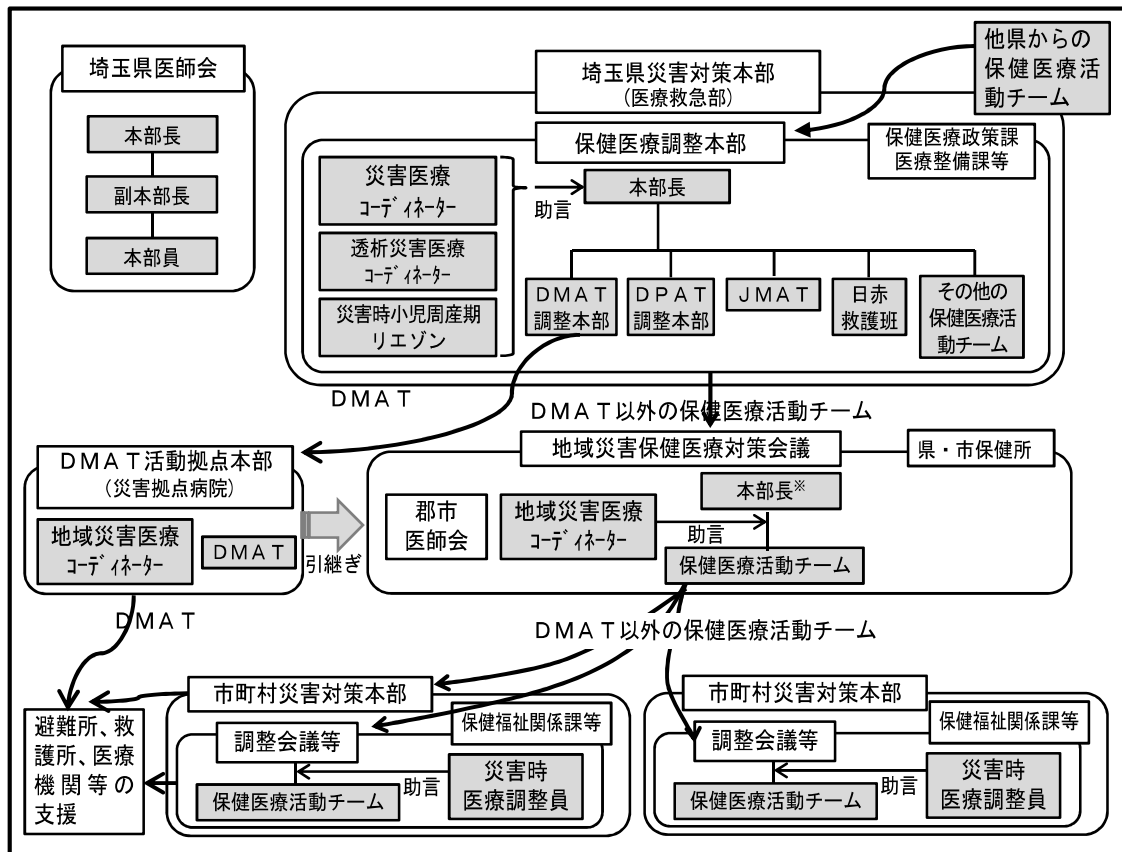
④ 医療保健応援体制に係る調整

大規模な地震発生時に、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師や医薬品、医療資機材等が不足するおそれがある。これら多量の医療救護需要を賄うために、市は、県及び県内市町村と医療協力体制との連携を図る。

災害医療概念図



埼玉県保健医療調整本部・地域災害医療対策会議と市との関係概念図（移行期の場合）



本部長※・・・保健所長、地域災害医療コーディネーター、医師会等から地域の実情に応じて選出

2 遺体の埋・火葬のための資材、火葬場の確保

(1) 遺体収容所の選定

市は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として想定するよう努める。

(2) 遺体安置所の選定

災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の霊安室において遺体を収容するが、不足が生じた場合に備えて、公共施設等を遺体安置所として想定しておく。

遺体安置所の設置に当たり留意すべき事項

- ・避難所や医療救護所とは別の場所に確保・設置する。
- ・できる限り二次災害のおそれがないような場所に設置する。
- ・遺体安置所閉鎖後の施設利用への影響を見積もった上で、検討する。
- ・その時点での遺体数よりも多めに見積もったスペースを確保する。
- ・水、通信及び交通手段を確保する（確保できない場合は確保に努める）。
- ・身元不明遺体収容所としても使用できるようにする。
- ・検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。
- ・遺族等が検視・検案活動等の妨げにならないようにする。
- ・遺体安置所の設定等に携わる職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(3) 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

市は、震災時に^{ひつぎ}柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは、火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、関係業者との協定を締結するなどの事前対策を進める。

3 防疫・保健衛生対策

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、市は、県の指導のもと、防疫・保健衛生対策を実施する。

(1) 防疫・保健衛生体制の整備

市は、草加保健所、「草加八潮災害医療チーム（SYMAT）」等と連携した体制を確立するため、防疫・保健衛生活動に係る活動班を整備する。

班の構成は次表を基準とするが、「草加八潮災害医療チーム（SYMAT）」の活動状況のほか、災害の規模、季節や応援要員の人数等を踏まえ、その都度、改める。

防疫・保健衛生活動の活動班の構成

活動区分	班構成	1 個班の所要人員		
		市	その他（派遣・応援受入れ）	計
保健	1 ～ 2 人	3 ～ 4 人 （医師・看護師・栄養士等）	4 ～ 6 人	
清掃・消毒	3 ～ 6 人	2 ～ 4 人	5 ～ 10 人	
そ族・昆虫の駆除	3 人	2 人	5 人	
予防接種（県の指示による）	2 人	2 人	4 人	

(2) 各班の活動内容

各班の活動内容は、次のとおりである。

各班の活動内容

班名	活動内容
保健班	・避難所等での要配慮者（妊産婦・乳幼児・高年者・アレルギー・腎疾患等）の把握と必要な支援の実施 ・避難所等における感染症等の早期発見（感染症患者又は病原菌保菌者を発見したときは草加保健所へ報告し、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を依頼） ・避難所等における健康診断の実施 ・避難所等での巡回栄養相談（食事に配慮が必要な要配慮者（乳幼児・アレルギー・高年者・糖尿病・腎疾患等）の実施 ・感染症予防に必要な防疫指導等の実施 ・エコノミークラス症候群患者の発見及び医療機関への収容 ・風邪等に罹患した市民に対する受診指導（高年者や障がい者、幼児等への肺炎等発病に対する注意喚起） ・被災者に対する保温、うがいや手洗いの励行及びマスクの着用等の保健指導 ・インフルエンザ等の感染症の予防と、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神のケア
清掃・消毒班	・避難所での清掃指導 ・感染症患者等の発生又は発生のおそれのある地域に対する重点消毒 ・応急給水活動に伴う衛生検査及び消毒 ・避難所等での（仮設）トイレの消毒
そ族・昆虫の駆除班	・避難所、感染症等の発生又は蔓延のおそれのある地域でのそ族・昆虫類の駆除 ・町会・自治会、自主防災組織等を通じた薬剤の配布
予防接種班	・インフルエンザ等の感染性の予防接種の実施

(3) 防疫用資機材の備蓄・調達

市は、防疫・保健衛生活動に必要な資機材を備蓄しておくとともに、不足した場合に速やかに調達・確保できるよう、薬剤販売業者からの調達体制を確立する。

4 感染症予防対策

(1) 市における対策

- ① 平時より関係各課が連携し、感染症患者が発生した場合を想定し、分散避難のあり方や避難所の感染症対策等について検討する。
- ② 感染予防の観点から必要な備蓄物資の種類・内容等について検討する。
(例：マスク、アルコール消毒液、使い捨て手袋、体温計、間仕切り等)
- ③ 避難所の収容人数を考慮し、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設することや、避難が長期に渡ることが見込まれた場合の民間宿泊施設の活用等も含めた対策を検討する。

(2) 感染症予防に関する広報

- ① 市は、県や草加保健所等の関係機関と連携し、市ホームページや広報紙等により感染症予防のための情報を広報するほか、町会・自治会等の協力を得て感染予防対策の周知・啓発に努める。
- ② 市は、指定避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人宅等への避難の検討を選択肢の一つとして周知する。
- ③ 市は、避難所等における感染症予防・感染拡大対策について周知・啓発に努める。
- ④ 市は、マスクや手指消毒用アルコール、体温計等、感染症予防のための物品を備蓄するよう啓発する。

第1章	総則
第2章	震災予防計画
第3章	震災応急対策計画
第4章	臨時情報発報に伴う対応措置計画
第5章	最悪事態への対応シナリオ

第7節 帰宅困難者対策

方策	担当部署
1 帰宅困難者対策の推進	危機管理課、交通対策課
2 帰宅困難者への支援	危機管理課、交通対策課
3 一時滞在施設の確保	危機管理課、交通対策課
4 企業等における対策	危機管理課、産業振興課
5 小・中学校、保育園・児童クラブ等における対策	危機管理課、学務課、保育課、こども青少年課
6 訓練への参加	危機管理課

基本方針

大規模地震が発生し、鉄道等の公共交通機関が停止した場合には、市内で多くの帰宅困難者が発生するおそれがある。こうした帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界があり、社会全体で取り組む必要がある。

このため、市は、帰宅困難になった場合の対処方法等を啓発するとともに、家族等の安否確認手段、一時滞在施設の確保等、必要な帰宅困難者対策に取り組む。

1 帰宅困難者対策の推進

(1) 一斉帰宅の抑制

市は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会による）の周知徹底のほか、災害用伝言ダイヤルや携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

(2) 企業等への要請

市は、職場、学校や大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員、学生や顧客等が適切な行動を取ることができるよう、次の点を要請する。

帰宅困難者対策に関する企業等への要請内容

- ・施設の安全化
- ・災害時の行動マニュアルの作成
- ・飲料水、食料の確保（備蓄等）
- ・情報入手手段の確保
- ・学生又は従業員の安否確認手段の確保
- ・災害時における水（生活用水を含む）、食料や情報の提供
- ・仮宿泊場所等の確保

2 帰宅困難者への支援

(1) 情報提供体制

市は、防災行政無線、市ホームページ、草加お知らせメール、掲示板等の手段を活用し、情報提供を行う体制を構築するとともに、市内の被害状況や公共交通機関の運行状況、支援情報等、帰宅困難者に提供すべき情報についてあらかじめ検討しておく。

帰宅困難者へ提供すべき情報（例）

- ・市内の被害情報
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（東武伊勢崎線（スカイツリーライン）、埼玉高速鉄道、日暮里・舎人ライナー、つくばエクスプレス等の市内外の鉄道や路線バスの運行・復旧、運行再開の見込み・代替輸送手段等）
- ・帰宅に当たっての注意（通行不能道路、規制区間、警戒区域の設定範囲等）
- ・災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版等の利用方法
- ・支援情報（一時休憩又は滞在ができる場所・施設等）

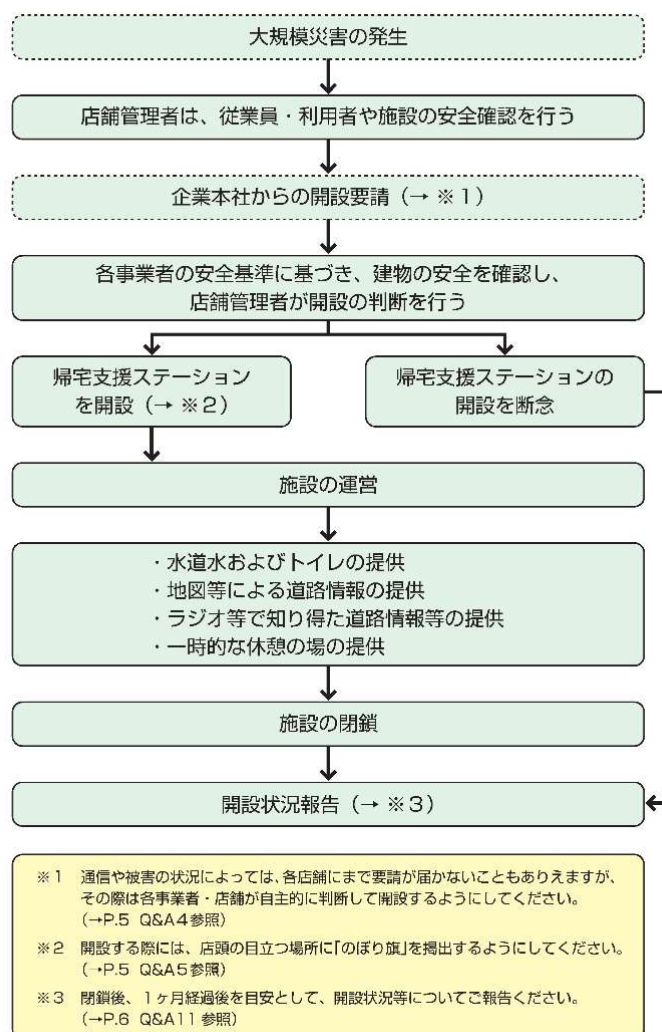
(2) 広域的連携による支援

市は、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等と徒歩帰宅支援協定を締結していることについて広報を行うほか、必要に応じて当該施設への案内誘導等を行う。

帰宅困難者の帰宅行動対策（例）

実施機関	項目	対策内容
埼玉県・草加市	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供等の要請	災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）への休憩所等の提供を要請
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ及び休憩所としての施設等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保	帰宅経路となる幹線道路への照明用電力の提供

災害時帰宅支援ステーションの運営フロー



災害時帰宅支援ステーション・ステッカー



資料：災害時帰宅困難者支援ステーション事業者用ハンドブック
(九都県市地震防災・危機管理対策部会：平成26年(2014年)2月)

3 一時滞在施設の確保

- (1) 市は、鉄道の運行停止が長時間に渡り、再開の見込みが立たない場合や代替交通手段が確保できない場合に、帰宅困難者を駅から近接する指定避難所等へ一時収容することを検討する。

なお、これらの指定避難所への避難の集中が予見される場合や建物被害等により利用できない場合は、他の指定避難所や公共施設の利用を検討する。

帰宅困難者の一時滞在施設候補

駅名	第1候補	第2候補
新田駅	新田小学校	勤労福祉会館、新鮮市場（協定）
獨協大学前駅	栄小学校	草加市文化会館、中央図書館
草加駅	草加中学校、草加小学校	アコスホール、イトーヨーカドー草加店（協定）、メガロス（協定）
谷塚駅	谷塚小学校・谷塚文化センター	瀬崎コミセン、記念体育館

- (2) 市は、駅周辺の民間事業者等を対象に、帰宅困難者の一時滞在施設の提供に関する協定の締結を推進する。
- (3) 市は、東武鉄道(株)に対し、一時滞在施設の開設及び位置等に関する広報への協力を要請する。
- (4) 市は、帰宅困難者のための飲料水や食料等、必要な物資の備蓄を検討する。
- (5) 市は、一時滞在施設への派遣職員と災害対策本部との連絡手段を構築する。

4 企業等における対策

- (1) 鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、発災時に自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤルや携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。
- (2) 鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、自社従業員等を一定期間、留めるため、飲料水、食料等の備蓄のほか、災害時のマニュアル作成や情報提供等の体制整備に努める。
- (3) 鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。
- その際には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

5 小・中学校、保育園・児童クラブ等における対策

小・中学校、保育園・児童クラブ等は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となることから、保護者による児童・生徒等の引取り又は帰宅が困難な場合に備えて、施設内に留めるための対策を講じる。

また、災害時における小・中学校、保育園・児童クラブと保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

さらに、小・中学校は、学校防災マニュアル作成等の体制整備に努める。

6 訓練への参加

市は、首都圏統一帰宅困難者対応訓練等への市民への参加を呼び掛けるとともに、訓練を通して市民への啓発のほか、隣接している東京都や足立区、県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方を検討する。

第8節 避難対策

方策	担当部署
1 避難施設の選定と確保	危機管理課、スポーツ振興課、長寿支援課、都市計画課、みどり公園課、障がい福祉課 みんなでまちづくり課
2 防災上重要な施設の避難計画	危機管理課、産業振興課、長寿支援課、障がい福祉課、学務課、指導課、草加八潮消防組合、（各施設所管課）
3 指定避難所における生活環境の確保	危機管理課
4 避難誘導體制の整備	危機管理課
5 広域避難に係る体制の整備	危機管理課
6 市民への周知	危機管理課、広報課
7 避難所外避難者対策	危機管理課

基本方針

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所及び避難所の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努める。

1 避難施設の選定と確保

(1) 指定緊急避難場所の指定等

- ① 市は、地震発生による大規模火災等が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所を指定し、市民に周知する。
- ② 指定緊急避難場所は、大規模火災等に対し安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に、人命及び身体に危険を及ぼすおそれのない施設や場所とする。
- ③ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格（JIS）に基づく災害種別の記号（JIS Z8210）を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、標識の見方に関する周知に努める。

(2) 指定避難所の指定

- ① 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少ない施設を、施設管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定し、市民へ周知する。
- ② 指定避難所は、住所等による住民の割当ては行わず、誰でも指定避難所に避難で

きるものとする。

- ③ 市内で震度5弱の地震が発生した場合は、第1避難所である全ての小・中学校は指定緊急避難場所として避難を受け入れ、その後、避難所としての開設を検討する。

市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、第1避難所である全ての小・中学校で避難所を開設し、その後の被害の状況等に応じ、縮小・閉鎖、又は、第2避難所～第4避難所の開設を順次、検討するものとする。

(3) 広域避難場所の指定

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地等の市民を対象に、大規模火災を避けるためのものを「広域避難場所（平成16年（2004年）国土交通省告示第767号の広域避難地）」とする。市は、「そうか公園」を広域避難場所に指定している。

「そうか公園」（広域避難場所）の概要

名 称	そうか公園
位 置	柿木町 272-1
面 積	17.8ha
避難可能面積	約 10ha
収容可能人員	約 7 万人

※収容人員は、広域避難地での避難者1人当たり必要面積を1㎡として算出している。

避難所の主な機能

分 野	支援項目	内 容
安全・生活・ 基盤の提供	① 安全の確保	生命・身体 of 安全確保
	② 水・食料・物資の提供	水・食料・被服・寝具等の提供
	③ 生活場所の提供	就寝・安息の場の提供 最低限の暑さ・寒さ対策 プライバシーの確保
保健・衛生の 確保	④ 健康の確保	傷病を治療する救護機能 健康相談等の保健医療機能
	⑤ 衛生的環境の提供	トイレ・入浴・ごみ処理
情報支援	⑥ 生活支援情報の提供	営業店舗や開業医の情報
	⑦ 復興支援情報の提供	生活再建・仮設住宅・復興情報
コミュニティ 支援	⑧ コミュニティの維持・形成 の支援	避難者同士の励まし合い・助け合い
		従前のコミュニティの維持

※避難所は傷病者等に対する医療救護活動（医療救護所）のほか、自主防災組織等による消火及び人命救助等の防災活動拠点としても位置付ける。

避難所での対応が必要となる人

- (1) 災害救助法に基づく対象者
- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った人
 - ② ライフラインの被害により、居住の場を失った人
 - ③ 避難指示などにより緊急避難する必要がある人
 - ※ 災害の直後に避難者が要件を満たしているかを直ちに判断することは困難である。
実際には受入れを求められれば、基本対応することとなる。
- (2) 高年者・障がい者・乳幼児・妊婦など（要配慮者）と同一世帯の人
- (3) 通勤者、旅行者等の帰宅困難者
- ※ 在宅の被災者
避難所は、在宅被災者への支援・物資供給拠点としても位置付けている。このため、
避難所における食糧等の供給などに関しては、在宅被災者にも対応が必要となる。

(4) 福祉避難所の指定

福祉避難所にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

市は、災害時に一般の避難所での避難生活が困難な高年者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする人が避難生活を送る場所として、社会福祉施設等との協定締結により、福祉避難所を確保する。

市は、一般の指定避難所に避難した要配慮者の状況（人数、健康状態等）や建物・インフラ等の被災状況、今後の復旧見込み等を総合的に判断の上、福祉避難所を開設する。

また、高齢化や要介護者が増加傾向にあることを踏まえ、今後も福祉避難所の指定・確保に努めるとともに、要配慮者に配慮した施設、設備の整備・充実に努める。

なお、福祉避難所の対象者の選定にあたっては、次々ページの「避難所における要援護者トリアージ」を参考に判断する。

福祉避難所の確保・運営等について

項 目	内 容
指定福祉避難所の指定	・ 市は、一般の避難所と福祉避難所とを分けて指定する。
福祉避難所の対象となる者の概数の把握	・ 福祉避難所の対象となる者としては、①身体障がい者（視覚・聴覚、肢体不自由等）、②知的障がい者、③精神障がい者、④人工呼吸器、酸素供給装置等を使用している在宅の難病患者、⑤高年者、⑥妊産婦、乳幼児、病弱者、傷病者が考えられる。（但し、身体状況の悪化等により、福祉避難所でも避難生活が困難な方や治療が必要な方等は除く。） ・ 上記のうち、既存統計等や関係機関等からの情報提供に基づき人数の把握が可能なものについては、その情報を活用する。
指定福祉避難所への避難促進	・ 協定先の福祉避難所での受入先を検討する。 ・ 個別計画等の進捗状況に伴い、個別の受入先を検討する。

項 目	内 容
物資・器材、人材の確保	・市は、物資・器材の備蓄のほか、災害時において必要とする物資・器材を速やかに確保できるよう、物資・器材の調達先リストを整備し、災害時に活用できるようにしておく。また、関係団体・事業者と協定を締結するなどの連携を図る。 ・市は、要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して支援の要請先リストを整備するとともに、関係団体・事業所と協定を締結するなど、災害時において人的支援を得られるよう連携を図る。
感染症、熱中症、衛生環境対策	・各福祉避難所において、感染症、熱中症、衛生環境対策について検討する。 ・各対策において、必要となる物資等の備蓄について検討する。
福祉避難所の周知	・市は、福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、避難所運営委員会、自主防災組織、支援団体等に対して、周知を図る。
対象者の選定	・指定避難所等の避難者の中から、福祉避難所への移送が必要な対象者をスクリーニングで選定する。

福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ等に関する留意点

■福祉避難所の開設及び要配慮者の受入れ

- 市町村（市町村に当該救助事務を委任している場合。以下本章において同じ）は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、一般の避難所に避難してきた者で福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。併せて、地域における福祉避難スペース（室）を開設する。
- 福祉避難所を開設したときは、職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。
- 受入体制が整い次第、福祉避難所の対象となる者を受け入れる。
- あらかじめ指定した福祉避難所では不足する場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により実施する。
- 概ね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談員等を配置する。また、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、パーティション等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保する。

■スクリーニングの例

	区分	判断基準		避難・搬送先例
		概要	実例	
1	治療が必要	・ 治療が必要 ・ 発熱、下痢、嘔吐	・ 酸素 ・ 吸引 ・ 透析	病院
2	日常生活に全介助が必要	・ 食事、排泄、移動が一人でできない	・ 胃ろう ・ 寝たきり	福祉避難所
3	日常生活に一部介助や見守りが必要	・ 食事、排泄、移動の一部に介助が必要 ・ 産前・産後・授乳中 ・ 医療処置を行えない ・ 3 歳以下とその親 ・ 精神疾患がある	・ 半身麻痺 ・ 下肢切断 ・ 発達障害 ・ 知的障害 ・ 視覚障害 ・ 骨粗しょう症	個室※ ¹
4	自立	・ 歩行可能、健康、介助がいない、家族の介助がある	・ 高齢者 ・ 妊婦	大部屋

注 1：個室とは、体育館以外の教室等を指す。

日本赤十字看護大学 国際・災害看護学領域 小原真理子氏 資料をもとに作成した例

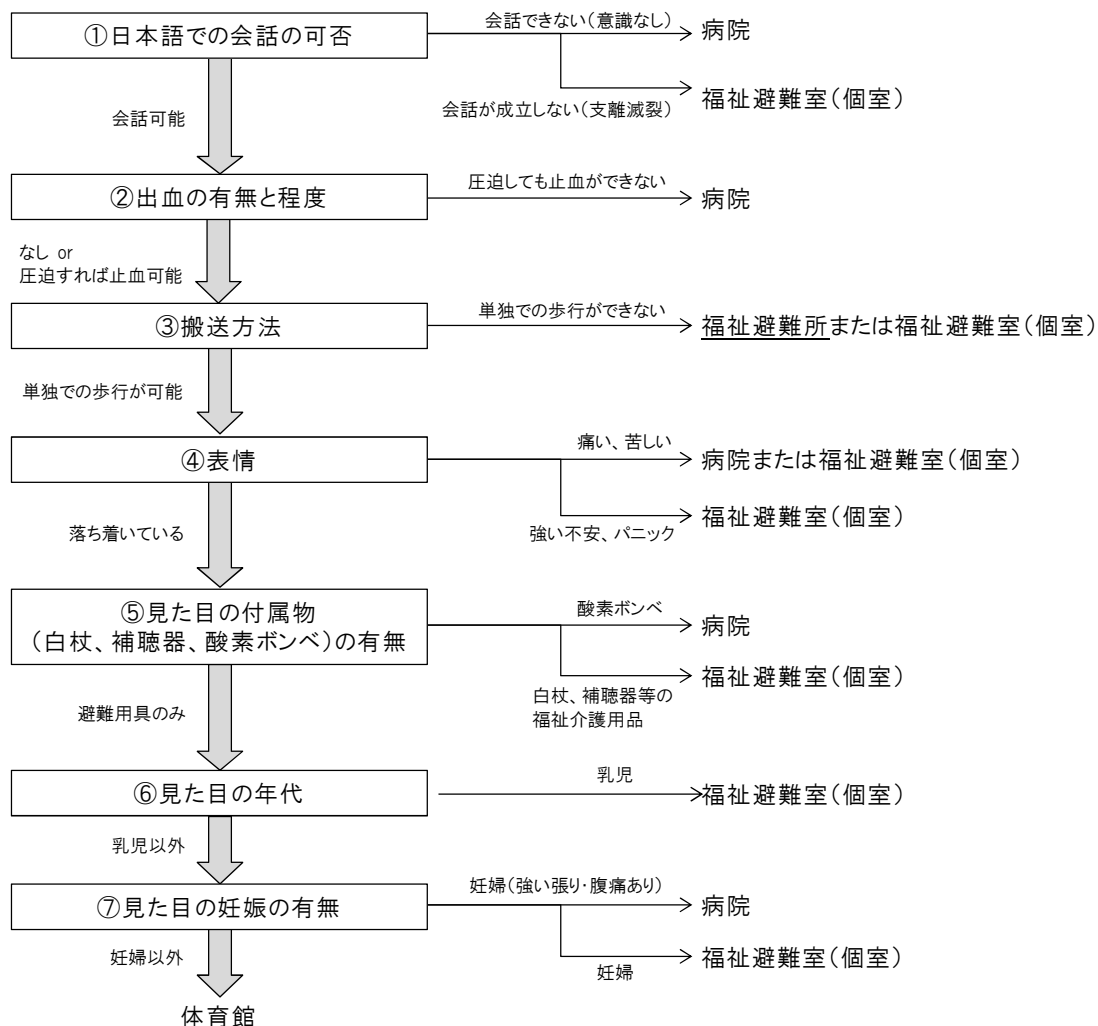
資料：福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府：平成 28 年（2016 年）4 月）

避難所における要援護者トリアージ

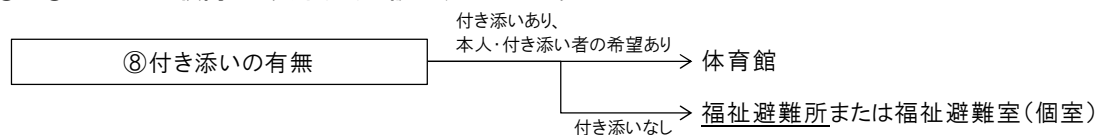
要援護者トリアージ

一次避難所で、福祉避難室、福祉避難所、病院等への移送が必要な被災者を判断する指標の例

※図中の「個室」とは、体育館以外の教室等スペースを指す



①～⑦に1つでも横向きの矢印(→)に該当するものがある



※福祉避難所に避難する場合について、事務局にて下線を引いた。

資料：小原真理子他「災害時における要援護者トリアージの開発」文部科学省科学研究費基盤研究(B)研究成果報告書、平成26年3月P.127を編集

資料：福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府：平成28年（2016年）4月）

(5) 防災広場等

市内には災害時に有効なオープンスペースとして防災機能を備えた防災広場及び公園がある。

防災広場等の概要

名 称	所在地	主な防災設備
草加中央防災広場	中央 2-3	防災井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ、ソーラー時計塔
まつばら綾瀬川公園	松江 1-10	臨時ヘリポート、防火樹林帯
新里防災広場	新里町 273-4	四阿、かまどベンチ
松原団地記念公園	松原 3-1638-6	臨時ヘリポート、かまどベンチ、マンホールトイレ、ソーラー照明、雨水貯留池等

(6) 避難所指定の考え方

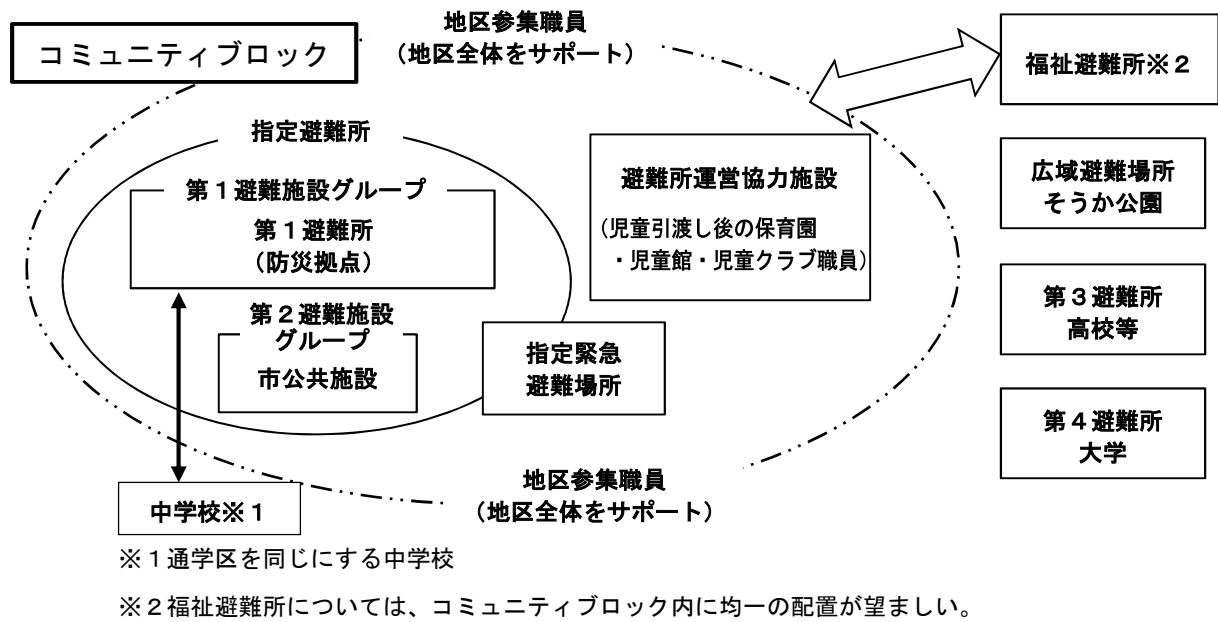
市では、次の考え方に基づき避難所を指定し、各地域に立地する公共施設等や地区参集職員による横断的な連携を進め、効率的な施設利用と職員の任用体制を構築するとともに、地域との協働による避難所開設・運営を目指す。

なお、指定管理施設が避難所の場合、あらかじめ協定等により市と指定管理者との間の役割分担及び費用負担について明確にしておく。

草加市の避難所指定の考え方

- 市内を10のコミュニティブロックに区分し、ブロックごとに、「第1避難施設グループ（指定緊急避難場所）」、「第2避難施設グループ」、「避難所運営協力施設」を設定する。
- 地区参集部の職員は担当避難所に参集するものとするが、コミュニティブロック内の避難所のほか、同じ中学校区内の避難所を組織的に担当し補完し合うものとする。
- 「指定緊急避難場所」は、危険回避又は住民の一時集合・待機場所として使用する。
- 「第1避難施設グループ」は、市内で震度5弱の地震が発生した場合に指定緊急避難場所として避難を受け入れ、震度5強以上の地震が発生した場合には自動的に開設される避難所で、防災拠点となる「第1避難所」（小・中学校）で構成する。
- 「第2避難施設グループ」は、災害の規模や被害の状況に応じて開設する避難所で、第2避難所となるコミュニティセンターや文化センター、体育館等、市の公共施設から構成する。
- 保護者への児童引き渡し後の保育園・児童館職員、児童クラブ職員を地区参集部の応援職員と位置付け、これらの施設は「避難所運営協力施設」とする。
- 「福祉避難所」は、一般の避難所（福祉避難室）での対応が困難な要配慮者を対象とした避難所とし、開設に当たっては、受入規模の大きな福祉避難所から開設することを検討する。
- 「広域避難場所」は、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象として、大規模火災を避けるためのものとして指定するもので、コミュニティブロックを超えた避難を想定する。

各ブロックにおける避難施設のイメージ図



各避難施設の開設時期

区分	内容
第1避難施設グループ	・市内で震度5弱の地震が発生した場合に指定緊急避難場所として開設 ・震度5強以上の地震が発生した場合には自動的に開設
第2避難施設グループ	・第1避難施設グループに収容しきれない場合等において、第2次に開設する避難所で、災害の規模や被害の状況に応じて開設
第3避難所	・第1避難施設グループ、第2避難施設グループを補って開設する避難所で、災害の規模や被害の状況に応じて、必要に応じて開設
第4避難所	・第1避難施設グループ、第2避難施設グループ、第3避難所を補って開設する避難所で、災害の規模や被害の状況に応じて、必要に応じて開設
福祉避難所	・福祉避難所の開設が必要と判断される場合に開設
広域避難場所	・密集市街地において、火災の延焼による危険性が高い場合に、地区ブロック外において開設

2 防災上重要な施設の避難計画

(1) 病院、工場、危険物保有施設等の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

防災上重要な施設における避難計画作成上の留意事項

- ① 病院
病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- ② 社会福祉施設
高年者、障がい者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- ③ 不特定多数の人が利用する施設
高層ビル、駅等の不特定多数の人々が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人々の行動等を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ④ 工場、危険物保有施設
工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察、消防との連携等

(2) 公立学校の避難計画

- ① 学校は、長時間にわたって多数の児童・生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。
- ② 学校長は、避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し、児童・生徒に災害時の行動について周知しておく。
- ③ 学校は、市地域防災計画に基づき、市、消防、警察及び町会・自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努める。

3 指定避難所における生活環境の確保

市は、避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

避難所の整備における留意事項

- ・指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに、換気、照明、衛生環境、暑さ・寒さ対策、避難者のプライバシーやバリアフリーの確保等に努め、避難生活が良好に保たれるよう配慮する。
 - ・指定避難所には、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、簡易トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
 - ・貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、台帳のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める
 - ・通信設備・機器のほか、テレビ、ラジオ等の情報入手に必要な資機材を整備するとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入等）を含む停電対策に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努める。
 - ・指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
 - ・指定避難所となっている体育館の一部スペースや空き教室等を活用し、要配慮者のための福祉避難室の開設に努める。
 - ・ペットのためのスペース確保と環境整備に努める。
- 【感染症の流行拡大が認められるときのみの対応】
- ・感染症防止対策として、感染の疑いのある世帯専用の居住空間の確保、避難世帯の間隔を1～2m確保したり、間仕切りを設置したりするなどの対応を図る。
 - ・避難所の過密状態を防止するため、指定避難所となっていない公共施設、ホテル等民間宿泊施設の活用を検討する。
 - ・マスク、体温計、ゴム手袋、間仕切り等の感染症対策に必要な物資の備蓄に努める。

4 避難誘導体制の整備

避難は各自の判断による自主避難を原則とし、市は安全な避難誘導を促すため、警察官、消防職員、消防団員等と相互に協力しながら、災害の規模や状況に応じた避難誘導体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の安全確保を図るため、誘導員となる関係機関のほか、自主防災組織、ケースワーカー等と避難支援に関する協力体制の確立に向けた調整を進め、対象となる避難行動要支援者の情報を共有できるよう努める。

5 広域避難に係る体制の整備

(1) 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- ① 大規模な被害を受け、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難となった場合は他市町村へ広域避難する必要があることから、市は、他市町村との協定締結等に基づき、円滑な避難ができるよう移送・輸送手段等具体的な避難・受入方法を含めた手順等の調整を進める。
- ② 市は、他市町村に避難した市民を迅速に把握するとともに、避難者が必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできるよう体制の整備に努める。

(2) 広域避難の受入れに備えた体制整備

- ① 市は、他市町村からの避難者の受入れに備え、受入可能者数のめどを把握するとともに、受入れ可能な避難施設を選定する。
- ② 市は、他市町村からの避難者への情報伝達や支援・サービスを行うために必要な人員や資機材等について把握し、避難者自身による避難所運営を補完・協力できる体制の整備に努める。

6 市民への周知

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、来訪者など、地理に不案内な者に対しても場所が分かるよう配慮するとともに、次のことについて市民に周知を図る。

避難に関する市民への周知内容

事前準備	・ 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路を確認しておく。 ・ 家具等の転倒防止対策を講じておく。 ・ 家族同士の安否確認方法や集合場所等を事前に話し合っておく。 ・ 飲料水や非常食、生活必需品等を家族の人数分備蓄しておく。 ・ 非常用持ち出しバッグを準備しておく。
避難行動	・ 揺れを感じたら、まずは自分自身の身を守ること（丈夫なテーブルや机等の下に身を隠し、頭を保護する。屋外にいるときは、頭上からの落下物や倒れてくる壁等に注意する）の重要性を伝える。 ・ 揺れがおさまったら、火の始末、火の元の確認、ブレーカー等による通電の遮断の後、出口を確保しすぐ外に出る。 ・ 自宅で生活できない場合は、避難所または親戚・友人宅など市内に限らず安全な場所に避難する。 ・ 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を貴重品、最低限の食料や身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにする。 ・ 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から蓄電設備や非常灯などを準備しておく。

7 避難所外避難者対策

「避難所までの距離が遠い」、「ペットとの同行避難が困難」等の様々な理由により、在宅避難、車中避難やテント避難など、指定避難所以外に避難することも想定される。指定避難所以外の避難は、実態が十分に把握できず、情報の提供のほか、食料や救援物資の提供等が行き届けることが困難となるおそれがあるため、指定避難所以外に避難する場合の対応方法などに関する調査研究を進める。

第9節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

方策	担当部署
1 要配慮者全般の安全対策	人権共生課、福祉政策課、障がい福祉課、長寿支援課、地域介護課、こども政策課
2 避難行動要支援者の安全対策	福祉政策課、障がい福祉課、長寿支援課、地域介護課
3 社会福祉施設入所者等の安全対策	危機管理課、福祉政策課、障がい福祉課、長寿支援課、地域介護課、建築安全課

基本方針

災害発生時には、高年者、障がい児・者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者（避難行動要支援者を含む）は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動を取ることが困難であり、被害を受ける可能性が高い。

このため、市及び関係機関は、要配慮者及び避難行動要支援者の支援対策に取り組む。

なお、要配慮者とは、高年者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人のことを言う。

また、災害時に自力で避難することが困難な者、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者のことを避難行動要支援者と言う。

1 要配慮者全般の安全対策

(1) 要配慮者の安全確保

① 聴覚障がい者用情報受信装置の整備

市では、耳の不自由な避難者の情報収集の一助となるよう、聴覚障がい者用情報受信装置（アイ・ドラゴン）を指定避難所である小・中学校のうち4校に設置している。今後は、整備の効果を高める方策の検討のほか、操作マニュアルを作成し避難所運営を担う職員や避難所運営委員会への周知を図るなど、聴覚障がいのある人誰もが容易に地震等の災害発生時に情報を収集できる環境の充実を図る。

② 草加お知らせメールの活用推進

市は、携帯電話を保有する要配慮者等に、「草加市お知らせメール」への登録を促し、防災関連情報等の入手手段に関して普及・啓発を図る。

③ ヘルプカード（マーク）の普及

市は、身体に障害のある人や妊婦等要配慮者への支援及び救護等を行う体制を整えるため、ヘルプカード（マーク）のより一層の普及を図る。



ヘルプマーク

④ 防災基盤の整備

市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備のほか、車いす使用者に支障のない出入口のある避難場所の整備等、要配慮者に考慮した防災基盤の整備に努める。

また、市、その他の公共機関は、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備に努める。

⑤ 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、外国語や絵文字による案内板の標記やファクシミリの設置のほか、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保、福祉避難所の設置など、避難所での良好な生活環境の創出に努める。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮するとともに、福祉避難所開設・運営マニュアル等を作成し、マニュアル等については、訓練等を通じ、適宜見直しを行う。

⑥ 地域との連携

ア 要配慮者の居住スペースの確保

市では、避難所運営委員会や施設管理者と協力・連携の上、指定避難所に福祉避難室や福祉スペースを確保する。また、要配慮者が身近な地域で安心して避難生活を送れるよう市は、福祉避難所の連携強化に努める。

イ 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図る。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図る。

ウ 町会・自治会、避難所運営委員会等との連携

要配慮者への支援体制を確立するため、町会・自治会、避難所運営委員会等との連携強化に努める。

⑦ 相談体制の確立

市は、災害時に被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保するとともに、職員に対する研修を実施するよう努める。

(2) 外国籍市民等への安全確保

① 外国籍市民等への支援

市は、外国籍市民等に対し、災害時の対応について、自らが安全確保の行動を行えるように様々な機会を通じて啓発を行うよう努める。

② 防災基盤の整備

市は、避難場所の表示等、災害に関する情報について、ふりがな付き日本語や外国語の併記表示を進めるほか、国籍を問わず誰もが理解しやすいマークを表示する等、外国籍市民等にも分かりやすいよう工夫に努める。

③ 防災知識の普及・啓発

市は、やさしい日本語、ふりがな付き日本語や外国語による防災に関するリーフレットやパンフレット等の作成・配布を検討し、外国籍市民等への防災知識の普及・啓発に努める。

④ 防災訓練、防災講習会の実施

市は、平常時から外国籍市民等の防災への行動認識を高めるため、日本人と一緒に外国籍市民等も参加できるよう、地域の防災訓練や防災講習会の開催に配慮する。

⑤ 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国籍市民等が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、外国語通訳ボランティア等の確保に努める。

⑥ 文化・宗教上の理由で食材に制約を持つ人への配慮

文化・宗教上の理由から、食べることのできない食材がある方のために、市は、避難所で提供する食料の原材料表示や使用する食材が分かるよう配慮する。

⑦ 災害時対応の準備

市は、罹災証明書の外国語版の作成等外国籍市民の災害時の対応準備に努める。

2 避難行動要支援者の安全対策

(1) 全体計画の策定

市では、地域防災計画の下位計画として、「草加市避難行動要支援者支援計画」を平成29年（2017年）8月に策定している。

計画では、避難行動要支援者の自助及び共助の意識を育みながら、地域における支援に向けた取組の細目事項について記載し、安全で安心な支援体制の強化を目指している。

(2) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市等の福祉担当部署で管理している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備

市では、在宅で、日常的に支援が必要で、見守るものがない単身・準単身者のうち、次のア～カのいずれかに該当し、避難行動要支援者に登録を希望するよう配慮者を避難行動要支援者としている。

- ア 要介護3以上の者
- イ 身体障害者手帳1・2・3級の手帳所持者（全て上肢のみは除く。）
- ウ 療育手帳^①・A・Bの手帳所持者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳所持者
- オ 特別障害者手当の受給資格認定者（単身・準単身を問わない。）
- カ その他特に市長が認める者

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿は、市の福祉担当部署で管理している情報を集約し、市が名簿を作成する。

また、市では、同意者名簿（平常時から避難支援等関係者へ個人情報を提供することに同意の者の名簿）及び不同意者名簿（平常時から避難支援等関係者へ個人情報を提供することに不同意の者の名簿）を作成している。

なお、避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し又は記録する。

避難行動要支援者名簿に記載される項目

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援を必要とする事由（範囲）
- その他、避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は時期を定めて、市の福祉担当部署で管理している情報及び避難行動要支援者が登録した情報を確認し、避難行動要支援者名簿を更新する。

(6) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、平常時から、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に対し、同意者名簿の登録情報を提供し、共有する。

外部提供先となる避難支援等関係者及びその活用方法については、草加市避難行動要支援者支援計画にて定めるとおりとする。

また、市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められる場合は、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に対し、不同意者名簿の登録情報を提供できるものとする。

(7) 避難支援等関係者

① 避難支援等関係者となる者

災害時において、災害時において、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者を避難支援等関係者という。市で定めている避難支援等関係者は、次のとおりである。

避難支援等関係者一覧

- | | |
|------------------|------------------|
| ・草加市民生委員・児童委員協議会 | ・消防機関 |
| ・草加市社会福祉協議会 | ・警察 |
| ・地域包括支援センター | ・自衛隊 |
| | ・その他市長が認める機関・団体等 |

② 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者は、避難支援等関係者本人やその家族の安全を確保することを最優先とし、市は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」を含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

(8) 避難行動要支援者名簿情報の適正管理

市は、名簿提供に際し、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法第 49 条の 12 の規定に基づき、秘密保持義務が課せられていることを踏まえ、名簿の取扱方法について十分な説明を行い、個人情報漏えい防止を図る。

なお、名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、災害対策基本法第 49 条の 13 の規定に基づき、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(9) 支援プラン（個別計画）の策定

市は、避難支援等関係者と連携し、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報等に基づき、個別計画である支援プランを策定する。

(10) 防災訓練の実施

① 市は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

② 避難行動要支援者は、防災訓練等が実施される場合、積極的に参加する。

(11) 地域の支えあい体制づくり

市は、平常時及び災害時における地域での支えあいの体制づくりを推進する。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 社会福祉施設入所者等の安全確保

① 施設管理者

ア 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

イ 緊急連絡体制の整備

(7) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

(4) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等、緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

エ 施設間の相互支援体制の整備

施設等管理者は、近隣市町村又は県内における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努める。

オ 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設等管理者は、災害時に通常の避難所では避難生活が困難な在宅の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

カ 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、次に示す物資等を備蓄しておくものとし、市はこれを指導する。

施設における備蓄物資（例）

- ・ 非常用食料（高年者用の特別食を含む）（3日分以上）
- ・ 飲料水（3日分以上）
- ・ 常備薬（3日分以上）
- ・ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・ 照明器具
- ・ 熱源、燃料
- ・ 移送用具（車いす、担架・ストレッチャー等）

キ 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的の実施するとともに、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的の実施するものとし、市

はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設は、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、市はこれを促進する。

ク 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から、近隣の町会・自治会やボランティア団体等との連携を図る。

また、災害時の災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図る。

ケ 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を実施する。

② 草加市

ア 情報伝達手段の確保

市は、社会福祉施設等に対し、気象警報や避難指示等の情報を伝達するための通信手段を確保する。

イ 防災計画等策定の指導

市は、社会福祉施設等に対し、防災計画及びマニュアル策定の指導を行うとともに、職員及び入所者への計画及びマニュアル等の周知徹底を図る。

ウ 施設間の相互支援体制の整備

市は、災害時に施設の建築物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合、入所者を他施設に一時的に避難させたり、職員を応援させたりするなど地域内の施設が相互に支援できる体制を整備する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

エ 社会福祉施設等の耐震性の確保

市は、震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者が必要に応じ耐震診断や耐震改修を行うよう指導する。

第10節 物資供給・輸送・移送等対策

方策	担当部署
1 飲料水の供給体制の整備	危機管理課、水道総務課、水道営業課、水道施設課
2 食料の供給体制の整備	危機管理課、産業振興課、都市農業振興課
3 生活必需品の供給体制の整備	危機管理課、庶務課、契約課、産業振興課
4 防災用資機材の備蓄	危機管理課
5 緊急輸送体制の整備	危機管理課、資産活用課、納税課

基本方針

市は、災害発生時に迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、市民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに、物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

1 飲料水の供給体制の整備

(1) 応急給水の実施体制

① 応急給水の対象

応急給水の対象は、緊急を要する病院等の医療機関及び指定避難所等とする。

② 目標水量

飲料水の供給量は次の表を目途とし、4日目以降は、施設の復旧状況により段階的に給水を増量する。

時系列による応急給水量の目標

段階	地震発生後の日数	目標水量	水量の根拠
1段階	3日まで	3ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量
2段階	4日から7日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低限の生活水準を維持するために必要な水量
3段階	8日から14日	40ℓ/人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
4段階	15日から	応急復旧状況に応じ、順次給水を増量する。	

③ 給水体制の整備

市は、地震により、浄配水場から水道水を送り出すことができない場合は、市内の5つの浄配水場と指定避難所を応急給水拠点として、給水車や応急給水栓等を利用して給水を行う。

ただし、給水車は、人命救助の観点から透析患者や救急患者対応のため、救急指定病院及び人工透析実施医療機関への給水を最優先とする。

浄配水場の確保水量

(令和5年(2023年)4月1日現在)

施設名	配水池容量 (m ³)	最少確保水量 (m ³)	割合 (%)
谷塚浄水場	3,000	1,200	40
旭浄水場	1,800	1,600	89
吉町浄水場	20,000	11,500	58
中根浄水場	10,000	3,600	36
新栄配水場	20,000	11,500	58
合 計	54,800	29,400	54

資料：水道施設課

(2) 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

市は、災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑な対応を図るため、給水車、応急給水栓及び応急給水袋等の応急給水用資機材の整備充実に努める。

また、市は、応急給水用資機材や資機材を運搬する車両等が不足する場合に備えて、日本水道協会及び草加市管工事業協同組合等の関係団体からの調達体制を確立する。

応急給水用資機材の備蓄現況

(令和5年(2023年)4月1日現在)

資機材名	容量	保有数量	保管場所
給水車	2.0m ³ 1.8m ³	各1台	水道庁舎
給水タンク	1m ³	3基	草加三丁目防災倉庫 吉町浄水場、水道庁舎
応急給水袋	4~10リットル	45,000枚	各浄配水場、各指定避難所 水道庁舎
応急給水栓（パットフロー）	—	10式	各浄配水場、水道庁舎
仮設給水栓用 スタンドパイプ・蛇口	—	72本	各浄配水場、氷川防災倉庫

資料：水道総務課

(3) 自己水源の確保

草加市は、自己水源である深井戸 17 本を保有しており、地震や渇水等の災害時にいて重要な非常用水源となる。

このため、今後も深井戸の適正な維持管理に努め、自己水源の確保に努める。

(4) 個人備蓄の推進

市は、各家庭や事業所等に対して、平時から地震災害等に備えて飲料水を備蓄（1人1日3リットル（最低3日間分、推奨1週間分））するとともに、生活用水として浴槽等に貯水するよう広報・啓発を図る。

2 食料の供給体制の整備

(1) 備蓄、調達計画の策定

食料の備蓄は原則として住民等自らが行うが、公的支援としては市が備蓄・調達を行い、県はそれを補完する。

市は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先事業者や団体、輸送方法、物資集積拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

① 食料供与対象者

災害時の食料供与の対象者は、被災者、避難者、災害救助従事者等とする。

② 備蓄数量

ア 埼玉県地震被害想定調査結果に基づき、「東京湾北部地震」による市内想定最大避難者数8,027人に対し、市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上を確保する。また、市は、災害救助従事者用の食料備蓄として、市職員数をベースとし、3日分以上の食料を備蓄する。

イ 乳児食は、市内想定最大避難者数8,027人に、乳児（0～1歳）の人口比率1.4%（R2.4.1現在）を乗じて求められる想定乳児避難者数112人に対し、市と県でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上を確保する。

ウ 市は、市民の個人備蓄として、最低3日間分を目標、1週間分を推奨とした啓発・普及を進める。

③ 備蓄品目

市で備蓄する品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者、食物アレルギーを持つ者、文化・宗教上の理由など考慮が必要な場合など、できる限り多様なニーズに配慮したものを備蓄するよう検討するものとする。

また、主食は発災時にエネルギーを摂取するために不可欠であるため、十分に備蓄するとともに、主食中心の食事では栄養バランスが崩れるため、補助食も併せて備蓄するよう努める。

食料の備蓄品目（例）

主 食	レトルト米、レトルトがゆ、パン等
乳児食	粉ミルク（アレルギー対応）、液体ミルク、離乳食等
補助食	ようかん、クラッカー、ビスケット、缶詰等
その他	とろみ調整食品（要配慮者向け）、ハラルフード等

(2) 備蓄の実施

市は、指定避難所に設置されている備蓄倉庫に、米や飲料水等を備蓄している。

食料品等は定期的な点検及び更新を行っており、消費期限が近づいた備蓄食料は、防災学習の一環として小・中学生の給食等のほか、自主防災組織が行う訓練や避難所運営訓練等での調理・配膳に利用するなど、防災意識の啓発活動を中心に活用を図る。

(3) 調達体制の整備

市は、食料の生産者や販売業者、団体と連携し、食料調達に関する協定の締結及び更新に努める。

(4) 食料の供給

災害時の被災者等に対する食料の供給は、災害救助法の基準に従い、市が実施するものとし、次の基準に基づき行うものとする。

なお、特に食事に対して特別な配慮が必要な要配慮者等に対しては、保健衛生班や管理栄養士からの助言を得ながら、被災者等に食料を供給する。

食料の供給に係る基準

ア 優先提供対象者

食料の供給が停滞することで生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者

イ 非常用食料の給付

発災後、食料の調達の体制が整うまでは、備蓄する非常用食料を提供

ウ 体制確立後の基準

○食料は、被災者が直ちに食べることができる現物により提供

○主食は、原則として米穀（ご飯）、パン又は粉（液体）ミルク

○その他、クラッカー、缶詰、バランス栄養食等

○被災者1食当たりの基準は県の基準に準じて次のとおりとする。

・精米 200 g 以内

・応急供給受配者 1人1日当たり精米 400 g 以内

・災害救助従事者 1食当たり精米 300 g 以内

その他留意事項

○適正なエネルギー・栄養量の確保

（避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

・エネルギー：1,800～2,000 kcal

・たんぱく質：55 g 以上

・ビタミンB₁：0.9 mg 以上

・ビタミンB₂：1.0 mg 以上

・ビタミンC：80 mg 以上

○主食だけでは適正な栄養量を確保できないため、備蓄食材の見直しや炊き出し、弁当提供等の方法について検討しておく。

○要配慮者への優先配分や避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分にも留意する。

(5) 炊き出しの実施体制

市は、炊き出しの実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。
また、市は、炊き出しの実施に関して、次のルールを定めておく。

炊き出しに関するルール

- 炊き出しは、小学校等の調理師・栄養士が参集している場合には、その職員が専門的見地からの指導・助言等を行う。
- 炊き出し・食料の提供等に当たっては、避難者をはじめ、避難所運営委員会のほか、災害による被害の少ない自主防災組織、町会・自治会、協定締結事業者、ボランティアに協力を要請する。
- 可能な範囲で給食施設及び調理室等を使用し、温かい食事の提供に努める。
- 要配慮者に対応し、栄養を考慮した食事の提供を検討する。
- アレルギー・持病・宗教上の理由等により食事に制約がある人は、可能な限り食材、調理を選別する。また、原材料等が分かるよう掲示等を行う。
- 管理栄養士の活用等により、避難の長期化に対応してメニューの多様化や栄養バランス等質の確保について配慮する。
- 避難所生活の長期化が予測される場合には、避難所の調理スペースの確保や食材・燃料の提供、ボランティアの協力等の環境づくりを進める。

3 生活必需品の供給体制の整備

(1) 備蓄、調達計画の策定

生活必需品の備蓄は原則として、住民等自らが行うが、公的支援としては市が備蓄・調達し、県はそれを補完する。

市は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先事業者や団体、輸送方法や物資集積拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

① 生活必需品の供（貸）与対象者

生活必需品の供与対象者は、住宅が全壊、半壊等により、生活上必要な寝具やその他生活必需品を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な状態にある者とする。

② 備蓄数量

ア 埼玉県地震被害想定調査結果に基づく「東京湾北部地震」による市内想定最大避難者数 8,027 人に対し、市と県でそれぞれ 1.5 日分（合計 3 日分）以上の備蓄を確保する。

イ 市民の個人備蓄については、最低 3 日間分を目標、1 週間分を推奨とする。

③ 備蓄品目

備蓄品目は、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品のほか、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

生活必需品の備蓄品目（例）

寝具・衣類	毛布、ブランケット、下着、靴下 等
衛生保健用品類	タオル、おむつ（子供用、大人用）、尿とりパッド（女性用、男性用）、生理用品、トイレットペーパー、哺乳瓶、ウェットティッシュ、医薬品、トイレ（使い捨てトイレ、自動梱包式トイレ）等
感染症対策物資	マスク、体温計、消毒液（アルコール）、防塵マスク 等
食器類	紙・プラスチックコップ、紙プレート、割り箸、スプーン・フォーク 等
その他	簡易ベッド、間仕切り、ラップフィルム、非常用照明 等

(2) 備蓄の実施

市は、市内想定最大避難者数に基づき生活必需品を購入、更新、処分等する。

(3) 調達体制の整備

市は、生活必需品の生産者や販売業者、団体と協議し、その協力を得るとともに、業者と生活必需品の調達に関する協定の締結及び更新に努める。

4 防災用資機材の備蓄

(1) 応急活動用資機材の備蓄

市は、災害時における迅速かつ適切な救出、救護活動を実施するために必要な資機材等について備蓄品の整備を進める。

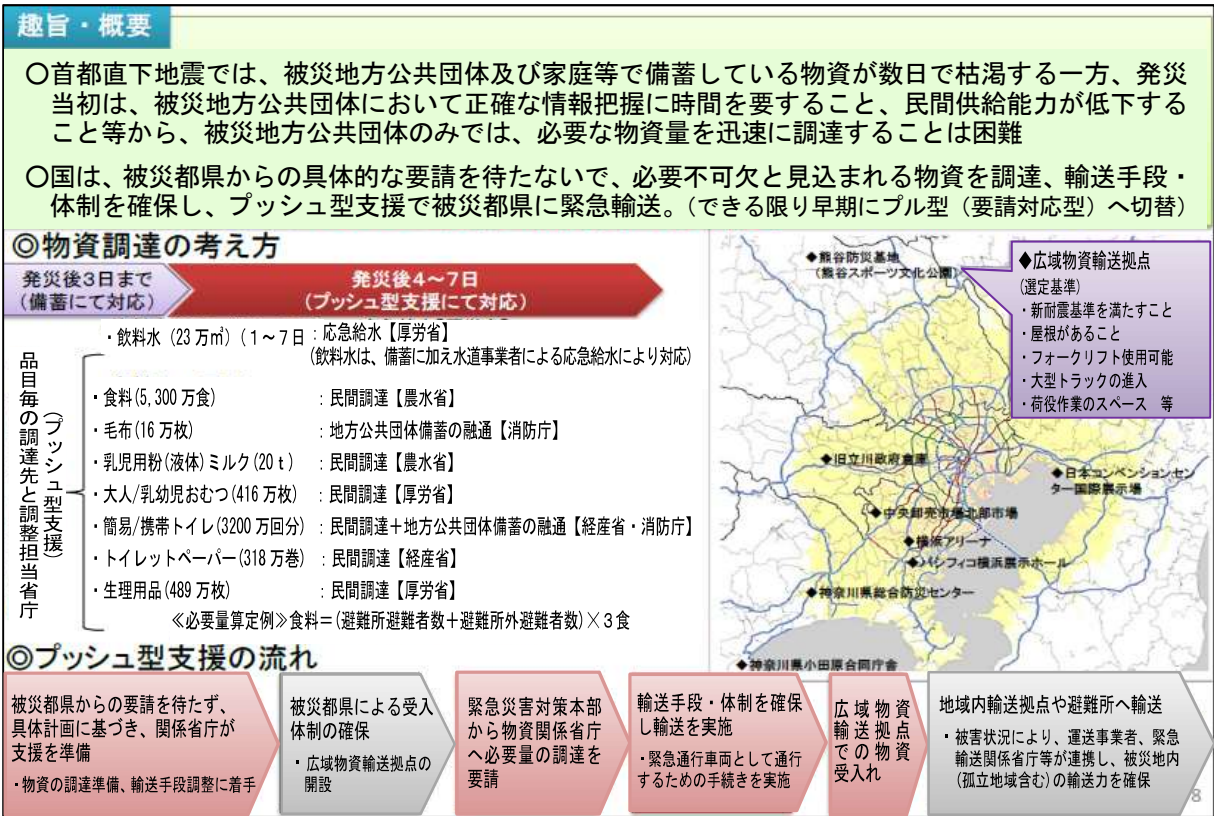
(2) 自主防災組織用資機材の備蓄

発災直後の救助、救出活動は、各地域の住民及び自主防災組織等による、自発的かつ迅速な実施によって成果が期待されることから、市が備蓄している応急活動用資機材を各自主防災組織等が活用できるよう配慮するとともに、自主防災組織等が保有する応急活動用資機材の配備状況等も勘案して、備蓄品の整備を行う。

防災資機材の例

- ・ 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）
- ・ 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）
- ・ 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）

首都直下地震における物資調達に係る計画の概要



資料：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和2年（2020年）、中央防災会議幹事会）

第1章
総則

第2章
震災予防計画

第3章
震災応急対策計画

第4章
臨時情報
発表に伴う
南海トラフ地震
対応

第5章
最悪事態
シビアク
ンディション
への対応

プッシュ型支援による物資調達

■実施手順

- ① 地方公共団体は、事前に「物資調達・輸送調整等支援システム」（以下「物資システム」という。）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録している物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、事前に拠点管理者の連絡先や開設手続きを確認し、必要な情報を関係者間で共有し、備蓄物資の速やかな提供による被災者支援を行う。
- ② 発災後、緊急災害対策本部は、速やかにプッシュ型支援の実施要否とその費用負担方法を決定し、物資関係省庁に対して、調整先（関係業界団体、関係事業者、地方公共団体）との連絡・調達体制を構築するとともに、供給可能量を確認するよう依頼する。
- ③ 緊急災害対策本部及び現地対策本部は、被災都県における広域物資輸送拠点の開設状況（被災や施設の使用状況により使用が困難な場合には代替拠点の開設状況）、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を被災都県に伝達する。
- ④ 緊急災害対策本部は、具体計画に定める必要量の調達を、物資関係省庁に要請する。緊急災害対策本部及び現地対策本部は、発災後の被害状況に応じ、必要な場合には、被災都県と調整の上、具体計画に定める必要量を修正する。
- ⑤ 基本8品目の調達及び供給は、それぞれ担当する物資関係省庁が調整先と調整して行う。

品目	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
毛布	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	農林水産省	関係業界団体、関係事業者
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方公共団体
	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
トイレトペーパー	経済産業省	関係業界団体、関係事業者
生理用品	厚生労働省	関係業界団体、関係事業者

- ⑥ 緊急災害対策本部は、調達した物資の被災都県の各広域物資輸送拠点への配分量と到着予定日時について当該都県に情報共有する。
- ⑦ 国及び被災地方公共団体は、物資の備蓄状況、支援要請や調達・輸送調整について、防災関係機関における情報共有を図るため物資システムを活用するものとする。ただし、被災により本システムが使用できない場合は、電子メール又はファクシミリ等の代替手段により対応する。
- ⑧ 各省庁のリエゾンは、被災地の状況を踏まえ、被災市区町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、迅速な物資の調達、供給活動の実施に努める。

資料：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和2年（2020年）、中央防災会議幹事会）

5 緊急輸送体制の整備

(1) 救援物資等の集積場所の確保

- ① 市は、救援物資の集積場所として、市民体育館、記念体育館又は他の施設の役割を補完する防災拠点のうち、1箇所又は複数箇所に、仮の集積場を開設するものとする。
- ② 市は被災状況に応じて、県の防災拠点に指定されている草加高校、他の高校や大学施設等の使用についても集積場としての利用を検討する。
- ③ 市は、①、②の対応によっても集積スペース等が不足する場合に備えて、民間物流倉庫が利用できるよう、民間物流事業者等と協定締結等による協力体制を確立する。

(2) 集積場の受入れ・管理体制の整備

- ① 市は、民間物流事業者と連携し、物資の流出入量、搬出先や在庫量等の情報を一元的に管理するとともに、救援物資の受入れから要請に応じて所定の避難所等への配送を手配する物資の受入れ・管理体制を整備する。
- ② 市は、救援物資の荷捌き・在庫管理^{※1}に関し、民間物流事業者のノウハウの活用のほか、人的資源や重機の貸与、倉庫等の施設使用について支援を要請する場合を想定し、民間物流事業者等と協力関係を構築する。

(3) 輸送手段の確保

市は、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を確認する。

(4) 緊急輸送車両の確保

- ① 災害時における人員及び物資等の緊急輸送用の車両は、市が保有する全車両を充てる。必要な車両が不足する場合、市は草加市建設業振興会及び埼玉県トラック協会草加支部等に協力を依頼するとともに、県及び関係機関に対し調達のあつせんを要請する。
- ② 市は、緊急輸送時に使用が想定される車両及びこれを運転する人員等を迅速に手配できるよう、関係機関、関連企業と協定等の締結による協力体制を構築し、緊急輸送力を確保に努める。
- ③ 燃料の確保

市は、災害時における応急対策用車両等の燃料を確保するため、埼玉県石油商業協同組合草加支部と協定を締結するなどし、調達体制を確立する。

なお、資源エネルギー庁では、東日本大震災における石油供給に係る混乱等を教訓として、全都道府県において、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点として「中核給油所」の整備を図っており、本市にも立地する。

「中核給油所」の概要

『中核給油所』（以下、「中核SS」という。）は、東日本大震災における石油供給に係る混乱等を教訓として、自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点として、全都道府県に整備したものです。



中核SSにおける具体的な役割

○災害^{*1}の発生後、2時間以内に稼働出来るか否か等の被害状況を国に報告することになっています。（国からの求めに応じて、随時、被害状況・在庫情報等も報告）

○設備損壊等やむを得ない場合を除き、災害の発生後も給油を継続し、緊急車両^{*2}に対して優先給油を行います。

*1 災害とは、震度5強以上の地震、大津波警報の発令及びその他豪雨、豪雪等の自然災害をいう。地震以外の災害は、石油流通課が必要と判断した場合に報告を求める。

*2 緊急車両とは、以下の①～③の車両をいう。

- ①「緊急通行車両確認標章」をフロントガラスに掲出している車両（災害対策基本法等に基づき、都道府県公安委員会が必要と判断した車両に標章を発行。）
- ②パトカー・消防車・救急車等、赤色灯がついていて、かつ、サイレンを鳴らしながら走行する車両（道路交通法に基づく緊急自動車）
- ③自衛隊車両
一般車両とは異なる6桁のナンバープレートをつけている車両。



資料：資源エネルギー庁資料

④ 要配慮者等の移送手段の確保

市は、要配慮者や避難者等を福祉避難所や病院等への移送する場合を想定し、福祉車両や救急車両の手配等適切な移動手段の確保に向けた検討を進める。

(5) 緊急通行車両等事前届出済証

市が所有する車両のうち、災害時に必要なものは、県公安委員会に対し、災害応急対策用として事前に「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。また、防災関係機関や民間事業所が所有する車両で緊急対策用として必要になるものの事前交付の促進を図る。

(6) 臨時ヘリポートの確保

陸上交通の途絶、又は、道路渋滞等の状況下における物資輸送力の確保、並びに、救急患者の搬送等においてヘリコプターの活用を図るため、市は、関係機関と協議し、臨時ヘリポートとして使用可能な場所を選定し、輸送（搬送）体制の向上に努める。

草加市内の場外離着陸場

設置場所施設名	所在地
まつばら綾瀬川公園	松江1-54-30
市営総合運動場	青柳7-69

草加市内の緊急離着陸場

設置場所施設名	所在地
工業団地公園野球場	稲荷5-14-24
獨協大学グラウンド	学園町1-1
草加南高校	柳島町66
新田中学校・長栄小学校	長栄町767
そうか公園	柿木町272-1
小山小学校	小山2-8-1
まつばら綾瀬川公園南側公共用地	松江2-3
ダイキン工業グラウンド	松江2-15
松原団地記念公園	松原3-1638-6

(7) 物資調達・輸送に関する訓練の実施

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第11節 災害廃棄物処理体制の整備

方策	担当部署
1 災害廃棄物処理体制の整備	廃棄物資源課
2 し尿処理体制の整備	廃棄物資源課、下水道課

基本方針

市は、「災害廃棄物対策指針」（平成30年（2018年）3月、環境省）、「草加市災害廃棄物処理計画」（平成30年（2018年）3月）等に基づき、迅速かつ適正な災害廃棄物処理体制及びし尿処理体制の整備を図る。

1 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 災害廃棄物処理計画の更新

廃棄物資源課は、各種指針、ガイドラインとの整合を図りつつ、次の項目に留意し、災害廃棄物処理計画を必要に応じ更新する。

- ① 大規模災害に備え、仮置場の選定及び民間事業者との災害協定等の締結を進める。
- ② 生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る観点から、防災アセスメント調査に基づいた災害廃棄物の処理と併せて、市域の一般廃棄物についても、発災直後から適正かつ円滑・迅速な対応が図れるように、必要な体制整備、役割分担等を定める。
- ③ 災害時の人材、必要な資機材の確保、市域での処理可能量の試算結果を踏まえた処理フロー、収集運搬、仮置き場等を定める。

(2) 関係機関との協力体制の整備

廃棄物資源課は、災害廃棄物処理を迅速かつ的確に実施するために、次の項目に留意し、関係機関との協力体制を整備する。

- ① 災害時に、応援要請が迅速かつ的確に実施できるよう、相互に連絡調整窓口等を取り決める。
- ② 災害時に大量発生する廃棄物を迅速かつ効果的に処分するため、「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内市町村との協力体制の整備を図る。
- ③ 民間処理施設への廃棄物受入れについて、応援が得られるように民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者を把握し、協定等の協力体制の整備を図る。

(3) 仮置き場の選定

廃棄物資源課は、仮置き場を選定するとともに、選定した仮置き場における労働災害の防止、周辺等の住民等の生活環境への影響を把握し、環境モニタリングを実施する。

(4) 処理能力が不足する場合の対応

廃棄物資源課は、目標とする処理期間内に廃棄物を処理するため、県内市町村と連携し、焼却施設、破砕・選別施設等を確保する。既存処理施設のみで処理する能力が不足する場合は、東埼玉資源環境組合と協議し、仮設処理施設の設置及び産業廃棄物処理施設の活用を検討する。

(5) 分別、処理及び再資源化

廃棄物資源課は、災害廃棄物を資源化するため、再生資材の用途を想定し、再生資材の発生見込み量や性状、受入側の受入基準等に合わせた、分別、処理方法を検討し、対応方法を定める。

草加市災害廃棄物処理計画

■災害廃棄物の定義

地震・水害・台風などの自然災害によって発生した廃棄物を言う。

■仮置場の定義

呼称		定義
仮置場	一次仮置場	・個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所とする。 ・処理（リユース・リサイクルを含む）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所とする。
	二次仮置場	・仮設の粉砕・選別施設等の設置及び処理作業等を行うための場所。 ・一次仮置場での分別や作業スペースが不十分な場合に、再分別・保管しておく場所。 ・仮設処理施設の能力以上に搬入される災害廃棄物の保管場所。 ・需要不足により滞留する再資源化物の保管場所。

＜重要＞生活ごみは、平常時と同様にゴミ集積所に出すこととし、生活ごみと災害廃棄物を混合して出さないように、ゴミ集積所を管理することを市民へ広報し、周知する。

出典：環境省災害廃棄物対策指針資料編【技 1-14-1】を基に作成

【参考】呼称の設定

呼称	定義	本計画における呼称
臨時集積所	建物等の倒壊、破損、焼失等により発生するがれき類以外の大量のごみを一次的に保管する。	一次仮置場
一次集積所	対象：倒壊家屋等による大量のがれき 目的：災害時に発生したのがれき等を一時的に集積する。ただし、可燃物と不燃物が混在した膨大ながれき類を予定された市内の一次集積所で処理することが困難な場合は、一次集積場所、最終処分場の確保について県災害対策本部環境対策部に応援要請を行う。	
仮置き場	対象：建物等の倒壊、破損、焼失等により発生するがれき類以外の大量のごみ 目的：道路交通の途絶や渋滞のため処理施設への搬入が困難な場合、仮置き場を確保し夜間を含めた中継により処理を図る。周辺の環境や衛生・防火対策等に配慮し、必要に応じて災害時空地管理担当との調整により確保する。	

仮置場の選定基準については次のとおりとする。

- ・ 二次災害のおそれのない場所
- ・ 廃棄物搬入と処理（外部搬出を含む）との繋がりがよい場所
- ・ 効率的な搬出ルート及び幅員が確保できる場所
- ・ 周辺環境にとって交通・作業に伴う騒音等の影響が軽微な場所
- ・ 仮置場の用途に必要な面積が確保できる場所
- ・ 中長期の使用ができる場所（約3年）

仮置場の返還方法については、次に示す方法を原則とする。

仮置場の返還方法（例）

項 目	内 容
借地費用	公有財産の貸付に係る草加市財産規則を準用して算定する。
返還時期	発災後3年以内を目処とする。
返還方法	必要に応じて土壌調査を行い、現状復旧後に返還する。

なお、本市は住宅地が集中しており、適地が少ないことから、二次仮置場を設置する土地を確保するのは困難であり、廃棄物処理業者への委託処理が基本となる。

【参考】仮置場候補地の選定の際に考慮する点

仮置場候補地は、以下の点を考慮して平常時に選定する。

＜選定を避けるべき場所＞

- ・ 学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。
- ・ 周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
- ・ 水害による災害廃棄物は、汚水を発生するおそれがあることから水源に留意し、近接する場所を避ける。
- ・ 二次仮置場は、長期間に渡り、大量の災害廃棄物を仮設処理施設により破碎・選別を行う場合があるため、周辺環境へ影響を考慮して選定する。

＜候補地の絞り込み＞

- ・ 重機等により災害廃棄物を分別・保管するため、できる限り広い面積を確保する。
- ・ 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地。
- ・ 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）。
- ・ 候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。
- ・ 効率的な搬出ルート、必要な道路幅員が確保できる。
- ・ 敷地の搬入・通行路は、大型車が走行できるようコンクリート又はアスファルト敷が好ましい。
- ・ 長期間使用できることが好ましい。
- ・ 必要な消火用水、仮設処理施設の電源・水源が確保できることが好ましい。

出典：環境省災害廃棄物対策指針を基に作成

2 し尿処理体制の整備

廃棄物資源課は、災害時に下水道施設、し尿処理施設等が被災した場合の応急措置及び指定避難所のし尿処理を実施する体制を整備する。

(1) 仮設トイレの整備

災害時に下水道施設やし尿処理施設等が被害を受けることを想定し、避難所に配備するための仮設トイレを整備する。

また、仮設トイレを確保するため、民間事業者との協定の締結を推進する。

(2) 運搬管理体制の整備

災害が長期化し、避難所の災害用仮設トイレの収容量が困難となることを想定し、し尿の運搬・管理体制の整備を図る。

(3) マンホールトイレの管理

関係各課は、マンホールトイレが設置された避難所について、適正利用できるよう管理に努める。

仮設トイレの必要数について

表 3-3 災害時における仮設トイレの必要数

	仮設トイレ数	備考
阪神・淡路大震災	約 75 人に 1 基 ^{*1}	苦情がほとんどなくなる
北海道南西沖地震	約 20 人に 1 基 ^{*1}	混乱はない
雲仙普賢岳噴火災害	約 120～140 人に 1 基 ^{*1}	不足気味である
参考：UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）	第 1 案 1 世帯あたりトイレ 1 基 第 2 案 20 人あたり 1 個室 第 3 案 100 人あたり 1 個室または 1 排泄区域	備考：5000 人あたり公衆衛生専門家 1 人、500 人ごとに公衆衛生補助員 1 人配置すること

*1 出典：震災時のトイレ環境の確保。震災時のトイレ環境の確保のあり方に関する調査研究委員会
資料：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省）

表 3-4 公共の場所及び施設における最低トイレ数

機関	短期	長期
病院・医療センター	・外来患者 50 人に 1 つ ・ベッド数 20 床に 1 つ	・外来患者 20 人に 1 つ ・ベッド数 10 床に 1 つ
学校	・男子 60 人に 1 つ ・女子 30 人に 1 つ	・男子 60 人に 1 つ ・女子 30 人に 1 つ
一次避難所	・50 人に 1 つ ・女性対男性の割合は 3:1	—
事務所	—	スタッフ 20 人に 1 つ

出典：災害時の公衆衛生（国井修編、南山堂）/The Sphere Project: Humanitarian Charter and Minimum Standards in Humanitarian Response. 130、2011 年（一部改変）

※注1 スフィア・プロジェクト

NGOのグループと赤十字・赤新月社運動によって、人道援助の主要分野全般に関する最低基準＝スフィア・ハンドブック＝を定める目的で 1997 年に開始された。ハンドブックの目的は、災害や紛争における人道援助の質、及び被災者への人道援助システムの説明責任を向上させることである。

「人道憲章と人道対応に関する最低基準」は、多くの人々と援助機関の経験に基づき作成されたものである。よって、特定の援助機関の見解のみを示したものではない。

（出典：スフィア・ハンドブック日本語版第3版，編者 The Sphere Project）

表 3-2 避難者数とトイレの必要数の目安

避難者数	100 人	500 人	1,000 人
マンホールトイレ数	1～2 基	5～10 基	10～20 基

（参考）マンホールトイレの 1 日あたりの利用可能人数について

中央防災会議の資料によると、マンホールトイレの 1 基 1 時間あたりの最大供給可能回数は 30 回である。1 日のトイレ使用時間を 16 時間（24 時間－睡眠 8 時間）に仮定すると、480 回（30 回×16 時間）となる。災害時の排泄回数を 5 回とすると、1 日あたりの利用可能人数は 96 人（480 回÷5 回）と算定することができる。

マンホールトイレ等の 1 基 1 時間あたり最大供給可能回数＝30 回／基・時間

マンホールトイレ等の 1 基 1 時間あたり最大供給可能回数

＝1 時間／1 回あたりし尿排泄所要時間

（1 回あたりし尿排泄所要時間は、1 日あたり平均所要時間〔8 分〕と 1 日あたり平均回数〔5 回〕より 1.6 分/回と求まるが、トイレ使用の交代に係る時間も考慮し、2 分/回とする。）

（出典：帰宅行動シミュレーション結果に基づくトイレ需給等に関する試算，中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」）

資料：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省）

第12節 市民生活の早期再建

方策	担当部署
1 応急住宅対策	危機管理課、住宅政策課
2 動物愛護	くらし安全課
3 文教対策	指導課、学務課、生涯学習課

基本方針

震災後の市民の生活再建を迅速に実施するため、市は、各種の取組等を行い、生活環境の早期復旧を図る。

1 応急住宅対策

(1) 応急措置等の指導、相談

市は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備の検討を進めるとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための市民への広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

(2) 応急仮設住宅の事前計画

① 用地選定

市は、県の応急仮設住宅適地の基準に準じ、公有地及び建設可能な私有地の中から適地調査を行い、応急仮設住宅建設用地をあらかじめ選定しておく。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

応急仮設住宅建設適地の選定基準

- 1 原則として市有地とするが、契約や協定（例：防災協力農地として協定締結した生産緑地等）により、災害時に無償の応急仮設住宅建設適地は選定対象とする。
 - 2 校庭やヘリポートは選定対象外とする。ただし、学校教育やヘリポートとしての利用に支障が生じない範囲は選定対象に加えることができる。
 - 3 次の基準に該当する用地とする。
 - ① 近隣 100m以内に給水管が敷設されていること。
 - ② 公共下水道管が敷地内や隣接地に敷設されていること又は公共下水道接続不可の場合には、生活雑排水の放流が可能な水路等に接する敷地であること。
 - ③ 近隣に電気が敷設されていること。
 - ④ 4 t 車以上の工事車両が進入可能な敷地であること（敷地の出入口に面する道路幅が6m以上）。
 - ⑤ 高低差の少ない土地であること（約 2/10 以内）。
 - ⑥ 今後、造成する必要のないこと。
 - ⑦ 今後、おおむね3年を超えて空地として存することが確実なこと。
 - ⑧ 10 戸以上の建設が可能であること。
- ※応急仮設住宅で必要な敷地面積
 駐車場・集会場・多目的広場・ごみ置き場などの附属施設の設置を踏まえ、1戸当たり 90 m²とする。ただし、近隣駐車場が確保できたり交通利便性が良かったりするなど駐車場の確保が不要な場合は、1戸当たり 70 m²とすることができる。
- ⑨ 二次被害を受ける危険性の少ない敷地であること。
 - ⑩ 交通の便等利便性を考慮した敷地であること。

資料：応急仮設住宅建設適地調査（埼玉県防災課・住宅課照会）

応急仮設住宅建設予定地（案）

名称等	所在地		特記事項
	地名地番	住居表示	
弁天公園	弁天四丁目 401	弁天四丁目 19	
青柳東公園	青柳三丁目 4284	青柳三丁目-11	
稲荷南公園	稲荷三丁目 2-1	稲荷三丁目 2	
工業団地公園	稲荷五丁目 1808	稲荷五丁目 14	既設駐車場有・地域防災計画（自衛隊拠点）
そうか公園	柿木町 272-1	柿木町 272-1	既設駐車場有・地域防災計画（自衛隊拠点、広域避難場所、集積場）
八幡西公園	八幡町 933-1	八幡町 933-1	雨水流出抑制施設（降雨時は平均地盤面から最大 30～50 cm水が浸水）
苗塚塚前公園	苗塚町 192-3	苗塚町 192-3	
新里グラウンド	新里町 254	新里町 254	
新栄中央公園	新栄二丁目 35	新栄二丁目 35	雨水流出抑制施設（降雨時は平均地盤面から最大 30～50 cm水が浸水）

応急仮設住宅建設予定地（案）の立地条件の整理

No.	名称等	生活条件 所用時間(分)					ライフライン条件 (100m以内)			土地条件			建設可 能面積 (㎡)	建設可能戸数		防火 地域の指定
		駅	バス停	商店	医療 施設	小学校	上水道	下水道	ガス	接道	地盤 状況	障害物		駐車 必要性	戸数	
1	弁天公園	30	5	5	15	15	前面	公共下水道	プロパンガス	6~8	土	有	1,200	無	13	無
2	青柳東公園	45	5	5	5	5	前面	公共下水道	プロパンガス	6~8	土	有	900	無	10	無
3	稲荷南公園	30	5	5	15	15	前面	公共下水道	都市ガス	6~8	土	無	2,500	無	27	無
4	工業団地公園	35	5	5	15	5	前面	公共下水道	都市ガス	8以上	土	無	10,000	無	142	無
5	そうか公園	45	5	5	10	10	前面	水路等放流	プロパンガス	6~8	土	無	28,800	無	411	無
6	八幡西公園	20	5	5	10	15	前面	公共下水道	プロパンガス	6~8	土	有	1,200	無	13	無
7	苗塚塚前公園	35	10	5	15	15	前面	公共下水道	都市ガス	6~8	土	無	1,048	無	11	無
8	新里グラウンド	45	10	10	15	20	前面	水路等放流	プロパンガス	6~8	土	無	2,277	無	25	無
9	新栄中央公園	40	5	5	5	10	前面	公共下水道	プロパンガス	8以上	土	無	1,360	無	15	無

② 設置及び供給計画

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画の策定に努める。

応急仮設住宅設置計画の内容

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居基準
- ・ 応急仮設住宅の管理基準
- ・ 応急仮設住宅の入居者の優先基準

(3) 応急仮設住宅用資機材の確保

市は、速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、（一社）プレハブ建築協会、（一社）埼玉県建設業協会及び関係団体等との協定について検討し、建設資機材の確保に努める。

(4) 応急仮設住宅の仕様の検討

市は、県と連携し、応急仮設住宅において、バリアフリー対策、暑さ・寒さ対策、防犯対策等の仕様の必要性を検討する。

(5) 要配慮者への配慮

市は、仮設住宅への入居に際して、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

2 動物愛護

(1) 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため市は、県や獣医師会等との連携を強化し、動物愛護に関する取組を推進する。

① 所有者明示に関する普及啓発

市、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置（首輪、マイクロチップの装着、迷子札、犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票を付ける）を取ることにについて普及啓発をする。

② 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常的环境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなることが予想され、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。

このため、市、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

③ 避難用品等の準備に関する普及啓発

避難所でのペットの飼育管理に必要なものは、飼い主自らが用意しておくことや、避難所まで安全に避難できるようリードやケージ等を準備し、ペットフードや水は、最低2週間分を備蓄しておくよう普及啓発を行う。

④ 同行避難訓練の実施

災害時の動物救護対策として、また、ペットの同行避難について住民の理解・協力を深めるため、市は、地域の避難訓練時において動物同伴の訓練の実施に努める。

(2) 避難所での受入れ体制の整備

市は、避難所等での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設や避難スペースの確保に努めるとともに、「人とペットの災害対策ガイドライン（環境省：平成30年3月）」を参考に、飼養管理方法等の体制整備に努める。

また、動物用避難備品の確保に努める。

さらに、福祉避難所では、ペットとの同行避難に関するルールづくりを進める。

動物用避難備品（例）

- | | |
|----------------|------------------|
| ・ スチール折りたたみケージ | ・ タオル、新聞紙 |
| ・ ベニヤ板 | ・ ドッグフード、キャットフード |
| ・ 塵取り、ほうき、ゴミ袋 | ・ 犬用首輪・リード |
| ・ 食器 | ・ 洗剤、消毒剤 等 |

(3) 被災動物救護体制

市は、所有者不明の動物や負傷動物等の保護等のため、獣医師会による動物救護所が設置されることを想定の上、設置場所の選定や市の活動体制を定める。

また、獣医師会や草加保健所等と協力体制の確立に努める。

動物救護所における主な市の役割

- ・ 県の動物救援本部、草加保健所等関係機関との調整
- ・ 動物相談窓口設置に伴う調整
- ・ 負傷動物・飼い主不明動物・被災地に残された動物の保護、情報提供
- ・ 被災のため一時的に飼育できなくなった動物の一時預かりに係る調整
- ・ 被災のため飼えなくなった動物の里親探しに係る調整

資料：埼玉県獣医師会南第一支部災害対策マニュアルより

(4) 特定動物対策

市は、草加保健所から動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）の逸走の通報があった場合、必要な広報活動を行えるよう体制を整備する。

ペットスペースの設営について

ペット連れ避難者に対して、次の手順でペットスペースの設営を指示する。

- ① 貼紙やテープなどでペットスペースを明確に区画割りする。
- ② 屋内では、床を汚さないようブルーシートを敷いて、清掃しやすくする。
- ③ ペット連れ避難者同士で協力しながらペットの種類ごとにできるだけ分けて収容する。
- ④ 鳴きあったりすることのないよう、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りを設置するとともに、適切な距離をとり、また、目隠しを行ったりする。
- ⑤ 屋外にペットスペースを用意する際はブルーシートなど（テントがあれば代用可）を活用し、直射日光、雨よけ・風よけを設ける。
- ⑥ ケージ等に入れられないペットは、支柱等に繋ぎ止める。
- ⑦ 噛みつき事故防止のため、関係者以外の立入禁止を表示する。
- ⑧ 他の避難者の理解を得るため、ペット飼育のルールを一般の避難スペース（体育館入口等）掲示して周知する。

ペットスペースの配置計画の検討に当たってのポイント

動物用のフード、水やケージ、リード、その他の用具などペットの飼養に必要な資材等は、原則として飼い主が各自で持参する。災害発生から数日以降は、動物用の救援物資を活用する。

① 暑さや寒さ、雨風の影響を受けにくい場所

室内で飼育されているペットは温度の変化に強くないため、夏の暑さや冬の寒さをしのげるよう、屋内施設の一室やテント、倉庫を利用するのが理想であるが、専用の部屋を設けることが困難な場合には、ピロティ等の屋根がある場所若しくはブルーシートで屋根をつくったり、段ボールで覆う。

② ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の避難者等（特に子ども）が動物に触ろうとして咬まれたり引っかかれたりする事故を防ぐため、居住スペースから頻繁に通行する動線から離す。ペットも人間の行き来によるストレスで病気にかかりやすくなる。

③ 鳴き声や臭いが人の居住スペースに届かない場所

鳴き声や臭いなどによるトラブルを避けるため、居住スペースからできるだけ離したり、防音性の高い部屋や倉庫で飼育する。できれば、炊事場や洗濯場所からも離れた場所が望ましい。

④ 動物種ごとに分離した場所

犬と猫のように異種の動物の存在は動物同士の間にストレスを起こし、鳴き声や病気の発症などの様々な問題を引き起こす。ペットスペースの中で、できるかぎり動物種ごとに区画を分ける。特に、犬のような鳴き声が問題になりやすいペットは、音の響きを考慮して、他のペットとは別の場所を検討することが望ましい。

ペット飼育のルール（例）

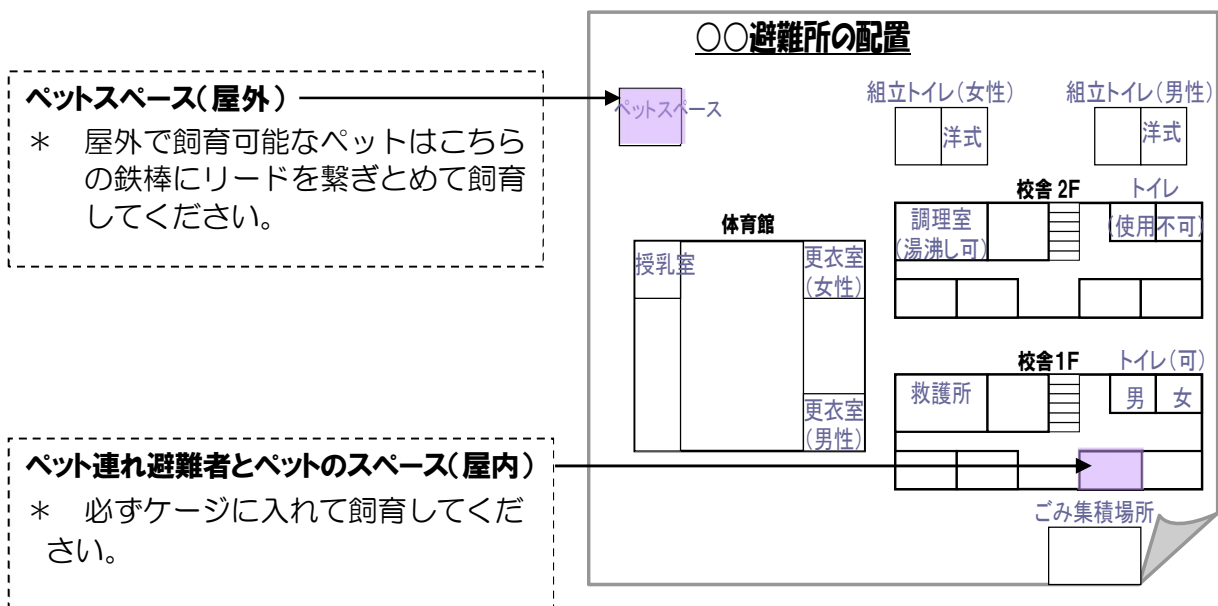
ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っています。

ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ◇ ペットは、指定された場所で、必ずケージに入れるかリードにより繋ぎとめて飼育してください。
- ◇ 飼育場所や施設は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ◇ ペットの苦情及び危害防止に努めてください。
- ◇ ペットの排便等は、飼い主の管理のもと、指定された場所で排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- ◇ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ◇ ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めてください。
- ◇ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ◇ 飼育困難な場合は、衛生班に相談してください。
- ◇ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに衛生班まで届け出てください。

ペットスペースの表示（例）



資料：草加市避難所運営マニュアル【マニュアルシート集】より

3 文教対策

(1) 学校の災害予防対策

- ① 市は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- ② 教材用品の調達及び配給の方法は市教育委員会並びに学校において計画を立てておく。
- ③ 校長は災害の発生に備えて次の措置を講じる。

校長が取るべき措置

- ・市の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討し、その周知を図る。
- ・児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。
- ・市教育委員会、警察、消防及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- ・勤務時間外における所属職員への連絡及び非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ・学校においては、災害発生に対処する訓練を行う。

(2) 文化財の災害予防対策

現在市には、43 件の国、県及び市指定の文化財がある。市は、指定、未指定を問わず、市にとってかけがえのない文化財を災害等から守るため、所有者（管理者）の協力を得ながら、草加八潮消防組合と連携を取り被害防止対策を図る。

① 火災予防対策

地震火災による文化財の焼失を防止するため、市は次の対策に取り組む。

- ア 文化財の保管環境及び防火管理体制の整備
- イ 火気使用の制限
- ウ 火災の厳重警戒と早期発見
- エ 自衛消防体制の確立と訓練の実施
- オ 火災発生時の対応措置の徹底

② その他

- ア 文化財に対する防火意識の普及のための広報、研修活動の実施
- イ 文化財の所有者（管理者）に対する助言及び指導

市内文化財の現況

指定機関	国		県		市				
種類	名勝	登録文化財 (建造物)	建造物	絵画	建造物	彫刻	工芸品	歴史資料	民俗
件数	1	6	1	1	6	2	2	22	2

資料：生涯学習課

第13節 復興準備・推進体制の確立

方策	担当部署
1 復興準備体制の確立	危機管理課、総合政策課、都市計画課、関係各課
2 復興推進体制の確立	危機管理課、総合政策課、都市計画課、関係各課

基本方針

あらゆる被災状況に対しても迅速な災害復興を進めるため、復興準備体制と復興推進体制で構成される災害復興体制を確立する。復興準備体制は、事前に復興に備えた十分な準備を行うための体制であり、復興推進体制は、被災後における震災復興本部の設置・運営、復興方針・復興計画の策定等を行うための体制である。

まず、復興準備体制を確立し、復興イメージトレーニングを行うことにより、適正かつ円滑な復興を進めるための基盤を構築する。その上で、被災後における震災復興本部の設置・運営方法等について検討し、復興推進体制を確立する。

1 復興準備体制の確立

事前に復興に備えた十分な準備を行うため、復興に係る関係部局からなる復興準備体制を確立し、復興イメージトレーニングを実施する。復興イメージトレーニングにより、「復興に係る人材の育成」、「復興課題の理解と必要とされる復興施策・生活支援策の事前検討」、「復興ビジョン、復興指針及び震災復興プロセスデザインの事前検討」を行い、震災復興推進体制の確立につなげるものとする。

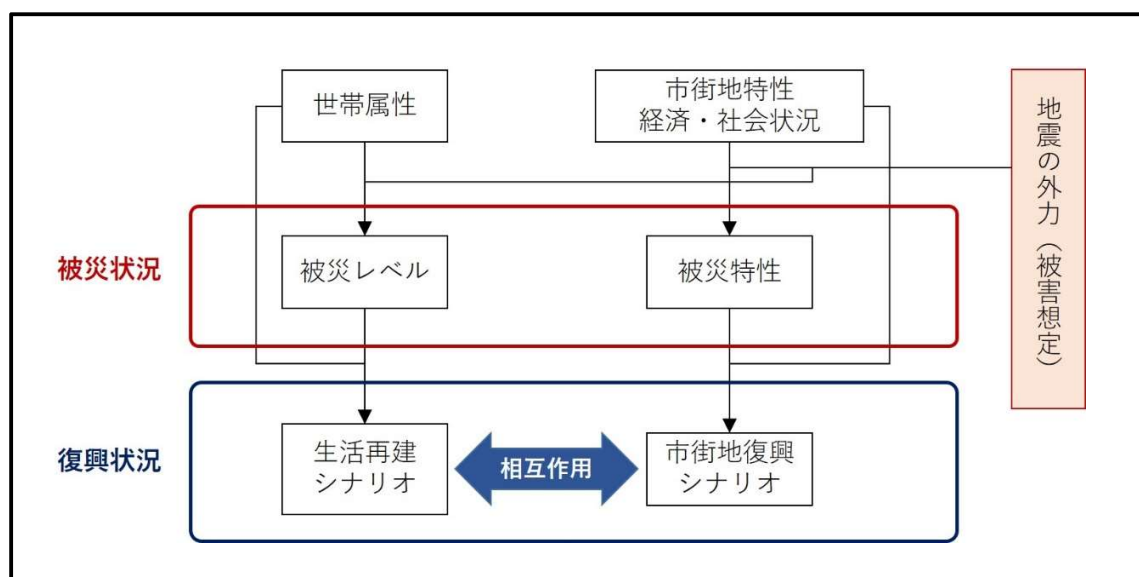
(1) 復興イメージトレーニングの考え方

応急対応・復旧計画の策定に当たっては、地震被害想定と同じように、復興状況を想定して復興施策を検討する必要がある。「復興イメージトレーニング」とは、その一手法で、起こり得る災害レベルや災害状況像を想定し、復興期において発生し得る草加市固有の社会課題を事前に描き出し、その課題解消に必要な政策を検討する「復興施策に関するシミュレーション」である。

「復興状況」とは、被災後の個人の「生活再建」とまちを俯瞰的にとらえた「市街地復興」が重ね合わさることで表出されるまちの状況像で、「市街地復興」は、基盤整備を含む「市街地の物理的空間の改善」である。「復興状況」は、「生活再建」のシナリオと「市街地復興」のシナリオによって記述することができる。

「生活再建」と「市街地復興」は相互に影響を及ぼし合う。「市街地復興」のシナリオによっては、「生活再建」の選択肢が限定される一方、一人ひとりの「生活再建」のシナリオによって「市街地復興」のあり方は変化し得る。したがって、記述される復興状況は、「生活再建」と「市街地復興」の考えられる選択肢の組合せによって構成され、複数の復興状況のシナリオが生じることになる。

復興状況の想定



復興イメージトレーニングは、地区レベルのスケールを対象に、生活再建シナリオに関する議論を通じた生活再建の選択肢の把握及び生活再建の支援ニーズの把握、市街地復興シナリオに関する議論を通じた復興まちづくりにおける課題の理解、そして両方のシナリオを合わせた議論を通じて、両者のバランスを測る方法の検討を行うものである。

① 生活再建シナリオの検討

生活再建シナリオの検討では、多種多様な被災状況と世帯を設定し、①考えられる生活再建のシナリオの記述、②それを選択する理由、③そのシナリオが成立する条件を整理する。③の「シナリオが成立する条件」は、そのシナリオが成立するために必要な生活再建に関する支援ニーズとして整理する。

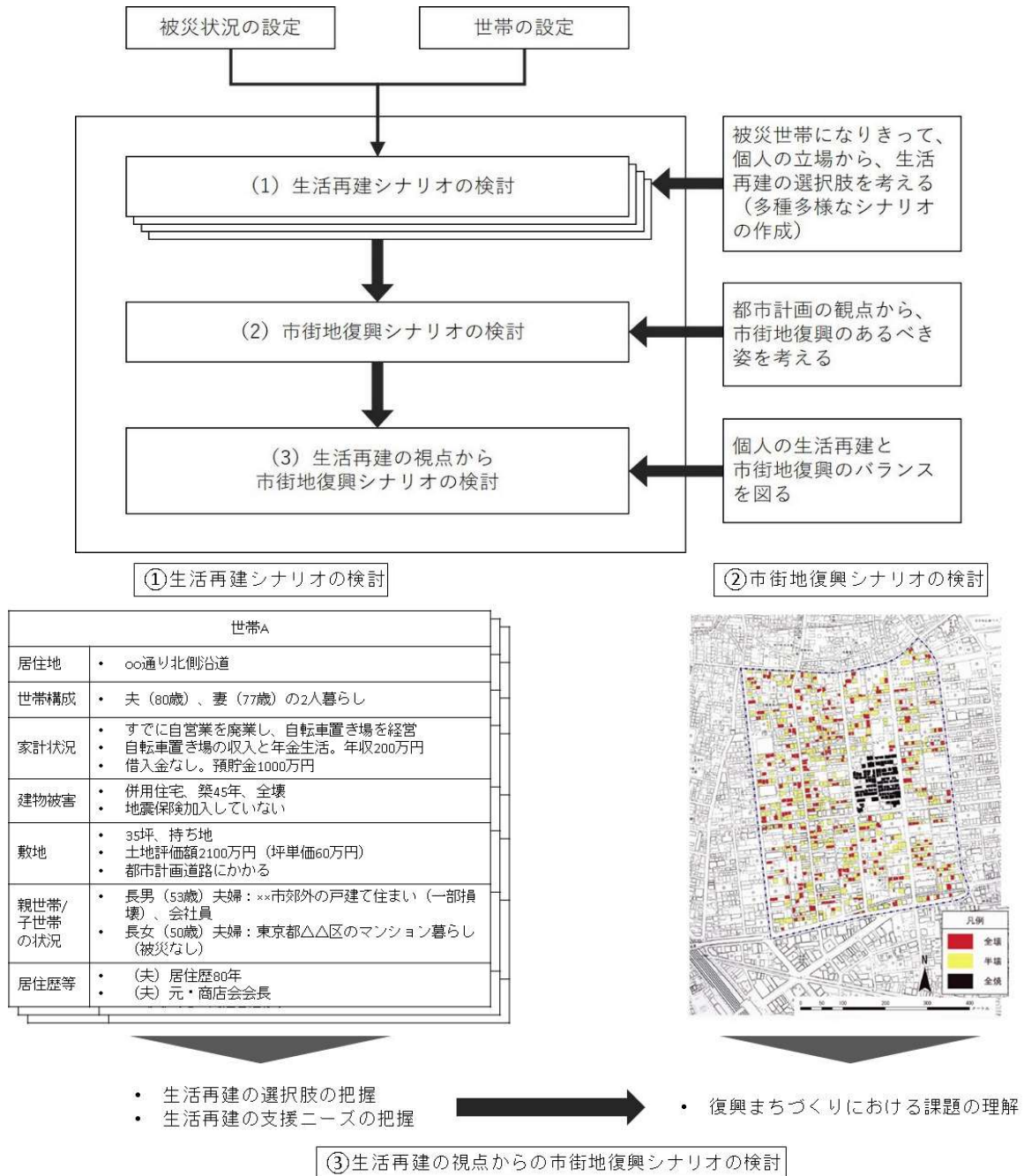
② 市街地復興シナリオの検討

市街地復興シナリオの検討では、被害想定を基に地区単位で被災状況を設定した上で、復興方針とその方針を実現するための事業手法について検討し、復興まちづくりにおける課題を整理する。

③ 市街地復興シナリオの検証

生活再建の視点からの市街地復興のシナリオの検証では、市街地復興シナリオにおいて設定された世帯の生活再建がどのように実現されるかという視点で検証する。

復興イメージトレーニングの流れ



※ 復興イメージトレーニングは、平成 20 年（2008 年）に埼玉県・東京大学共同研究により開発。国土交通省が平成 28 年（2016 年）度モデル市町村を対象とした復興イメージトレーニングを用いた調査を行った。

(2) 復興イメージトレーニングの実施

復興イメージトレーニングを定期的に行い、次の事項を実施した上で、震災復興推進体制の検討へとつなげる。

① 人材育成

復興に関する知識を有する人材を育成し、中長期的に庁内及び地域に人材の蓄積を図る。

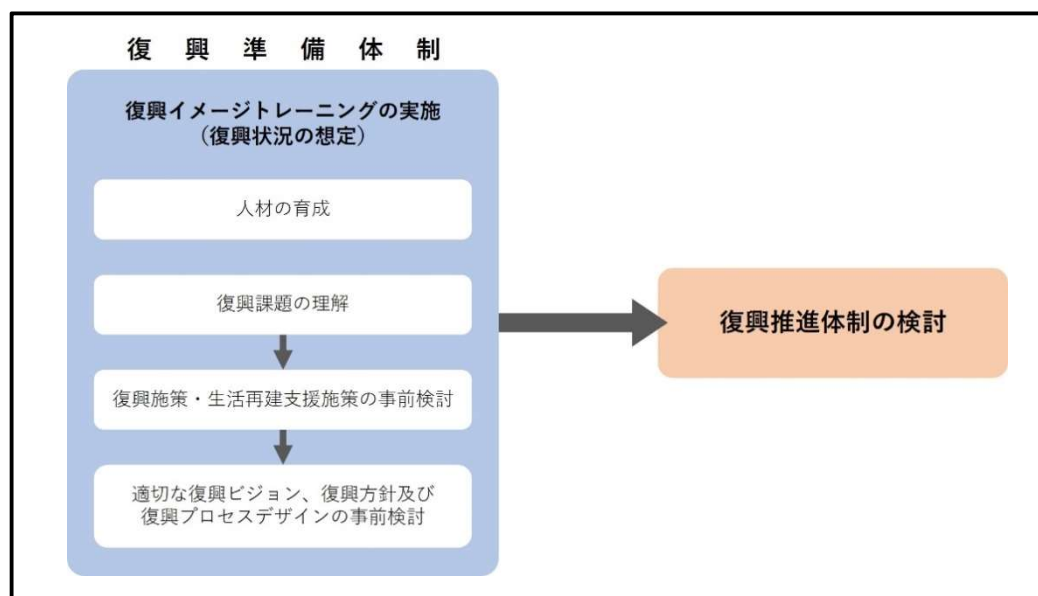
② 復興課題の理解と必要とされる復興施策・生活再建支援策の事前検討

被災状況に応じて発生すると想定される復興期の地域課題を事前に理解し、それを解消し得る施策の事前検討を行う。

③ 復興ビジョン、復興方針及び震災復興プロセスデザインの事前検討

草加市において想定される復興課題に照らし、被災状況に応じた目指すべき復興ビジョン、あるべき復興方針、それに対応する復興プロセスのデザインを事前に検討し、被災後の復興方針、復興計画の策定に備えるものとする。

復興準備体制における復興イメージトレーニングを通じた復興推進体制の検討



2 復興推進体制の確立

震災復興を着実に進めるため、庁内一丸となり、震災復興本部の設置・運営、復興方針・復興計画の策定を行う復興推進体制を確立する必要がある。

このため、復興準備体制における復興イメージトレーニングの検討内容や、震災復興本部設置・運営に関わる項目（設置基準、指揮命令系統、業務手順、執務環境、設備等）の具体化に努めるとともに、目指すべき復興後の草加市の姿を明確にし、目標に向けて計画的に復興を進める。